

第五十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十号

(五〇六)

昭和四十三年五月十七日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君

理事 海部 俊樹君

理事 中川 俊忠君

理事 堀 昌雄君

理事 内田 常雄君

理事 大橋 武夫君

理事 神田 博君

理事 小宮山重四郎君

理事 櫻内 義雄君

理事 塩谷 一夫君

理事 田中 六助君

理事 丹羽 久章君

理事 箕輪 登君

理事 多賀谷眞穂君

理事 千葉 佳男君

理事 永井勝次郎君

理事 三宅 正一君

理事 吉田 泰造君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

外務大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

農林大臣 西村 直己君

通商産業大臣 椎名悦三郎君

國務大臣 木村 武雄君

國務大臣 官澤 喜一君

國務大臣 喜一君

北海道開発庁長 馬場 豊彦君

北海道開発庁総務監理官

出席政府委員

北海道開発庁総務監理官

経済企画庁調整局長

外務政務次官 赤澤 璋一君

外務省経済協力局長 蔵内 修治君

大蔵省国際金融局長 上田 常光君

文部政務次官 柏木 雄介君

文部省文化局長 久保田円治君

通商産業省貿易振興局長 安達 健二君

大蔵省国際金融局長 原田 明君

委員外の出席者

大蔵省国際金融局長 奥村 輝之君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

参事 柳田誠二郎君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出第九六号)

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○小峯委員長 これより会議を開きます。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の審査に際し、参考人として海外経済協力基金の役員等から意見を求めることとし、その日時、人選等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小峯委員長 本日は、本案審査のため、参考人として、海外経済協力基金総裁柳田誠二郎君が出席されております。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三宅正一君。

○三宅委員 私の考えるところによりますれば、東西問題というのは、三月三十一日のジョンソンの声明、アメリカが力づくで共産圏の包囲をするというふうな封じ込め政策というものを改めなければ、そうでなくとも米ソの関係がこまごまと来たりおきますし、私は、東西問題というものはもうともかくいわれる峠を越したと思うのでございませう。

今日、一番大きな問題は南北問題だと思っております。

きょうはたまたまその問題の一つの経済協力基金の問題でございまして、私は、その法案自体につきましましてのこまかいことは同僚の諸君に譲りまして、大局的な見地から、大まかな問題だけを承りたいと存じます。

ともかく、アジア、アフリカ、ラテンアメリカというものは、独立はいたしましたけれども、多年の植民地の遺制が残っておりまして、社会制度の上におきまして、経済力、近代化、あらゆる点におきまして、いわゆる発展途上国という立場におきまして、しかも、まだ植民地時代のいろいろのしこりが残っております。私は、その意味におきまして、南北問題というものは実に今日の重大な問題だと思っております。そして、南のほうの経済が安定いたしましたして、政治も安定いたしますれば、そこに世界平和というものが樹立されることになりまして、そういう意味におきまして、日本の国家の安全保障という見地からいきまして、私は、非常に重要な意義を持つておると思っております。したがって、南北問題を片づけるためには、もとより、独立を回復いたしましたそれらの国々が、みずから助けるという自助の体制を確立いたしましたして、あらゆる面で前進しなければならぬことは申すまでもありませんけれども、われわれは、これに對しまして、先進国が、できまするならば、共同の力でもって、大が自分の国のインフルエンスをそこへ持っていくというふうな気持ちでなしに、後進国開発援助ということを本気でやる段階だと思っておりますのでございまして、この点については、何も大臣の御答弁を求めるまでもありませんけれども、官澤長官から、ひとつその点についての御感

想を承りたいと思います。

○宮澤國務大臣 その点につきましては、過日橋口委員にも申し上げましたとおり、三宅委員の御指摘のとおり、私も全面的にさように考えております。したがって、現実の援助にいたしていても、たとえばDACでありますとかあるいは世銀でありますとか、一國の主張なり力なりが単独で前へ出ませんように、なるべく共同の体制で援助をすべきである。コンソーシアムなどもそういう思想に基づいておると思います。

○三宅委員 ニューデリーの国連貿易開発会議ですか、その他南北問題に関する国際会議あるいは国連等におきまして、近ごろ見ておりますと米ソの超大国が多数の開発途上國に、団体交渉のようにならざるやうな要求がくるのを適当にかわそうかというやうなことで、実にぎゅうぎゅういせられておるというの、私は歴史の一つの皮肉と考えまして見ておるのであります。日本につきましても援助の額も足らぬし、利息も高いし、そうしてぐずぐずしておるし、そうしてほんとに役に立つ、たとえば技術開発などなしに、それこそ商売のための延べ払いの金を出したのを、これを後進國開発の援助費だというやうな、ほんとうに身がたがってな経済アニマルだというやうな批評でもって、宮澤さんなどもしばしばそのような会合に出られたと思っておりますが、出た当事者は冷や汗をかくておるという実情だと思っております。その点についていかがでありますか。

○宮澤國務大臣 率直に申しまして、確かにあまり得意な顔はできないほうのわが國の実情でございます。国内の金利水準も高うございまして、先進國といひましても、何ぶんにも二十年前に敗戦をした國でございまして、先進國らしい援助が十分にできないというのが実情でございます。しかし、それでも賠償以来、ともかくできるだけの最大限の努力はしておるという誠意はある程度はわかってもらっておるのではないかと。ただ、実際にあらわれましたところが、いかに金銭的に

も、また条件も十分でない。国際会議などでは、非常に経済発展が高いといわれる國にしてはどうも十分ではないではないかというのをしばしば発展途上國からいわれておるのが実情でございます。

○三宅委員 今日何といったって南北問題は歴史の中心の問題であります限り、たとえば超大国である米ソ兩國にいたしましても、軍備費に使っておりまする金などというものを発展途上國の開発費に回すというやうなほんとうに思い切った態度をとりませんと、私はアジア、アフリカ、ラテンアメリカというのほんとうに火をふくのではないかとこの感じがいたしたのであります。ベトナム問題が幸いにいたしたすて片づきましても、あとからいろいろ具体的にお伺いをいたしますけれども、世界がいまのような気がまえておると、ほんとうに私は火をふくのではないかとこの感じがいたすのであります。日本につきましても、かりに短い期間には少ない金しか出ないというやうな状態でありましても、國の姿勢がほんとうに整っておりますれば、私はそれはそれなりに一つの大きな効果をあげておるものであります。いままでの経済協力援助というのを見ておりますと、最初賠償から出ておるものであります。そんな古い話をほじくりましてかれこれ申したくないけれども、ともかく大東亞戦争という大きな犠牲の上に数百万の同胞や、相手のほうも数百万以上を殺したあの恥ずかしい問題、その後賠償で日本の政治家もいろいろを取つたというやうな、そういう姿勢で後進國援助をやりますならば、アメリカが世界の半分以上に後進國援助をやつておりながら、実はちつとも感謝されないというやうなあの現象がきておりますのは、そういうところから来ておると思うのであります。私は、南北問題が重大であり、そうして、日本としてもアジアの貧困を解決するためにできるだけの力をひとつ注ごうという気がまあであります限りは、まずその姿勢を正さなければだめだということを考えるのであります。

いかがでありますか。

○宮澤國務大臣 本来発展途上國援助というのは、冒頭に三宅委員から言われましたとおり、世界平和を希求する気持ちから出るべきものであります。したがって、動機としては人道主義的な動機であるべきものでございまして、これはわが國ばかりではございせんが、やはりそこはどうしても商売も兼ねるという動機が入りやうございまして、そういう事実がありましたことは現実には否定できないであらうと思ひます。共存共栄と申しますことは、よろしいわけでございますが、なかなか発展途上國相手にすぐにそれがこちらの利益になるというやうなことはかり考えておつては、ほんとうの援助はできないわけでございます。わが國自身の実情等も考えながら、だんだんにもう少し人道主義的な方向へ心がまえとしても移つていく必要は確かにあるであらうと思ひます。

○三宅委員 くだいようですけれども、南北問題といふものが非常に重大になつておるということ、偶然に同じことばでいまアメリカにまた南北戦争が起きかけている。キング牧師が暗殺されたこと、アメリカにほんとうの意味の南北問題、国内における南北問題が起きておるが、アメリカの南北問題といふもの、黒人問題といふものは、われわれも本気でこれをひとつ分析して考えて、その上に立つて東南アジアの開発援助等をやらなければいかぬと思つておる。それはどういふ意味かと申しますと、キング牧師が暗殺されたデモをテレビで見ましたあの全米にわたるデモをテレビで見ると、黒人が一番先に酒屋に入りまして酒を略奪して飲みます。そしてまたテレビを見ておりますと、八百屋へ行つて野菜を略奪している。それはど富めるアメリカにおきましても何千万かの黒人の生活というものは低いのであります。それで黒人が、宮澤さんよく御承知のとおり、ワシントンのあるアパートに入りまして、白人が逃げたてまつて、そこがまた一種の空疎地帯になつておるというやうな

ことで、困つたものだ、困つたものだといふ、かの思慮の浅い右寄りの青年などは、非暴力主義のキング牧師を暗殺するといふやうなばかなことをやるのであります。しかし、私はあそこから日本の心がまえて申しますけれども、アメリカ人といふものは、ヨーロッパにおける王政に反抗いたした新教徒が、半分くらい死んで、船で渡つて自由平等の天地をつくろうと思つてアメリカに渡つたのであります。アメリカに渡りましてほんとうにりっぱな、政治的には民主主義の國をつくつたのであります。しかしあのアメリカにおきましても、白色人種の平等の世界はつくりましたけれども、黒人に対しましては一種の人種的な偏見を持つておつて、ひどいのは、御承知のとおり南部の綿をつくるために、アフリカの黒人を鎖でつないで奴隷として金で買つて連れてきて働かせる。職業の機会も教育の機会も与えずに、黒人と大入るべからずといふ公園をつくつたり、バスをつくつたりいろいろいたしまして、そのために教育がないからひがむし、職業がないからひがむし、貧困だから教育がないという悪循環をやつておる。またあの連中はきたないからといつてさらにこれを隔離するといふやうな政策をとりますれば、ますますひどくなることはあたりまえだと思つておる。アメリカ人が、いま黒人が生活に困つておるからといつて暴動が起きたらすぐ酒屋へ行つたり八百屋へ行つて略奪することを憎む前に、白人の先祖がそういうばかなことをしてそういう境遇におつた業を現代の者がこゝろむつておるんだといふやうな感覚のもとに、ひとつ本氣に一緒になつてやるといふ気持ちでなければ、私は問題は解決しないと思つておる。これは日本にとつても私はほんとうに思ひ当たることであるのでございまして。これはあとから申し上げるけれども、その点について、宮澤さんの御意見を承ります。

○宮澤國務大臣 私も深くはわかりませんけれども、アメリカの黒人問題というのは、多くのアメリカ人が理性ではわかりながら、またわかつた

つとめながら、感情がついていけないというところ。一番問題があるのではないかと思います。感情というものは、たゞいま御指摘のような長いいろいろなことの所産でありますから、理性の命ずるのと感情が動いていくというのには、相当時間のかかることであろうと思います。多くのアメリカ人が理性的な判断で感情を克服しようとしておる、そういう努力は確かにあるように私見しております、時間がかりましても、そのほうへ問題は進んでいくであろう。御指摘のように、黒人の貧困、あるいはむしろそこからくる知的な無知といえますか、それと貧困とが循環をしておるのうに見るわけでございます。これなどは、やはりいまのジョンソン政権の偉大な社会あるいは都市問題といったような施策から、だんだん黒人の社会的地位及び知的水準が上がつてくる、こういうところに問題の解決の糸口を見つづけるべきものではないでしょうか、そう見ておるわけでございます。

○三宅委員 私が生しましたのは、別に意味を取り違えておられるわけじゃありませんが、現実には低いとか無知だとかいろいろの点がありますけれども、それはお互いの先祖のやっただけだといふその自覚があつて、そして偉大な社会計画なんというものを謙遜な立場でやらなければだめだといふ意味であります。それは御了解願つておると思うわけですが、私はアジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの開発途上国の諸君が国際会議でいたただかになつて、なぜ援助しないのか、援助のしかたが足りないとかあたりまえのことのようによ要求をされますその心理は、みづから助けるという精神がなければだめだといふことは言いながら、われわれとしてはどうしてそんなことを言っているかということがのり込めないと、私は後進国開発援助というものがほんとうに理想的には行なわれぬと思うのであります。こんなことはもう釈迦に説法でありますけれども、白人の帝国主義が植民地にいたしまして、ともかく小さいなら小さいなりにアジアの植民地が調和のとれた社会で進んでおりましたときに、紅茶がいいとい

えばセイロンで紅茶だけをつくらせる、そういう単作地帯にしてしまふ。そうして原料だけ持つていく。綿がいいといふば綿だけ持つていって、紡績にしたものは高く植民地の連中に売りつけるといふような状態で、ともかく現地の生産物は向こうに都合のいいように編成がえをして、そうして安く持つていって高く売りつけるといふことで、搾取とそうして貧困に追い込んでおつた。そこへもつてきて、さらに最近においては、科学の進歩が、たとえばインドの天然藍というものは化学染料に変わつちやつた、天然ゴムというものは人造ゴムに変わつちやつた、綿はナイロンに変わつちやつたといふようなことで、ほんとうに産業が破壊されてしまつて、しかも新しい産業がない。それは新興開発国の責任じゃなくて、実は私はやはりその先進国の責任だと思つておる。そういう点についての怒りというものを押え切れないうい、そうして無知にする政策をとる、それから階級制度はそのまま残して置いて、インドなどにおきまして、そういう実に狡知にたけた残酷な植民地政策をやりましたことが、その問題を起している原因であります。そういう意味におきまして、私は世界の各国がもう少し謙遜になつて、本気と一緒にひとつ後進国の開発をやるんだという気持ちにならなければならぬと思つておるわけですが、この点いかがですか。

○宮澤國務大臣 過般もニューデリーのUNCITADの会議のときに、開発途上国から不足融資といつたようなものについての強い要求があつたわけでございますが、これは沿革的に申しますと、一九六三年でございましたが、初めてこの融資がございましたときに、プレビッシュはこの融資を補償融資といふふうに説明をしておつたわけでございます。その補償といふことは、償いという意味の補償融資といふ主張をしておりました。コンベンションと言つておつたと思つておる。その意味を聞いてみますと、ちよいといふ三宅委員の言われましたように、自分たちが現在こういう状態にあるのは先進国の植民政策の結果である、

三宅委員のおことばであれば、過去における業といふことになるのでございましょうか、それに対して補償、償いをしろ、コンベンションをしろ、そういう非常に強い主張でございました。私もそれに對して、言っている意味はわからないわけではない、しかしこれからこの問題を本格的にお互いの間に取り上げるとすれば、そういう持ち出し方はお互いのためにあまり有利ではないのじゃないか、償いという考え方は腹にはどうしてあるではないか、償いという考え方は腹にはどうしてないか、話をこれから将来にわたつて進めていこうではないかといふことを申した経緯がございまして、發展途上国が、いま三宅委員の言われましたような気持ちを保持しておりますことは、その具体的な例にかんがみましても、おそらくそのとおりであらう。それに対して私ももある種の共感、実は気持ちの中では持たねばならないであらうと考えております。

○三宅委員 ある種の共感なんという考え方が実は私は——相手のほうがそんなことを言いますことは、それはいつまでもそんなことを言つたつてしようがないですからなんでも言つたつてわれわれのほうとしては、向こうがだんだんおとなになつて言わなければならぬだけ、そういう点についての反省といふものは深めなければならぬと思つておるわけですが、本気にならなければならぬと思つておるわけであつて、私は日本のこれからのアジアにおける声望なんといふもの、実はアジアの孤児になるのじやないかといふことを心配をいたしておりますから、それを承つておるのであります。その点については、具体的な実例でひとつ外務大臣が来たときに一緒にやりたと思つておるわけですが、外務大臣はどうしましたか。

○小峯委員長 外務委員会に出ておりました、いま理事が行つて交渉しております。

○三宅委員 私は、以上の前提の上に、日本の国の姿勢をどう整えたいか、第一経済協力、後進国開発援助といつてもフィロソフィーを持たなければだめだ、しかもそのフィロソフィーが国民

全体に浸透いたしました、どこに出しても正しいフィロソフィーを持たなければだめだと思つておるわけですが、一体開発援助に対する大體の心がまえとか、それからその裏にある哲学とか、そういうようなものについてひとつ政府の態度を聞かしていただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 先般も橋口委員のお尋ねに對して一部申し上げたことでもございしますが、わが国は新しい憲法で戦争を放棄したわけでありまして、そのことは、同時に第三次大戦を何として起こしてはならないという願望につながつておると思つておる。今日、第三次大戦がかりに起こるといたしましたならば、その一番大きな原因はやはり南北間の格差であらう。かつての植民地であつた国が自立できない、そのために生ずる不満、それをめぐつての先進国側との角逐といふようなことから、起こるとすれば一番起こる危険性が多いわけではございませんから、したがつて、これを防ぐためには、發展途上国に對して、国が自立できるように、経済が向上するようにといふ援助を与えることが、これが第三次大戦の危険を防ぐ一番の道であると考えておるわけでございまして。したがつて、なにかずくわが国としては戦争を放棄いたしました、世界の平和を希求する憲法の立場を持つておるわけでございまして、乏しい中でもできるだけそのような見地から援助をしていくといふことが基本理念であらうと思つております。

○三宅委員 私もただいまのお考えに賛成であります、アジアにおきます日本の評価といふものは、アジアだけでもありませんけれども、非常に高いことは、私も去年回つて、つくづく痛感いたしました。二十年前にずいぶん迷惑をかけておつて、中国のことは別といたしまして、あと東南アジア各国について、たとえフィリピンなんといふものは、向こうとすればそれは思ひもよらないところに、油を取つたりいろいろする都合があつたんでしようけれども、全く日本と戦おうとも何とも考えておらぬところへ日本軍が押

し込んでいきまして、南方各地を荒らしたわけでありまして。豪州などにいたしまして、私は先般豪州からニューギニアへ行きましたが、あの南海の空を飛行機で飛びますと、山本元帥が暗号電報を解読せられて撃墜された場所を通りまして、そうしてニューギニアに入りますと、ニューギニアのポートモレスビーに豪州人の兵隊の墓があります。その兵隊の墓は、何か英語で、彼らの名前が永久に忘れられないであろうというように書いてあって、ずっと兵士の墓があります。その年の年を見ますと、十八とか、二十一歳だとか、青年が何千人とやはりあそこで死んでいるのであります。聞いてみますと、緒戦の段階、それからガダルカナルなどのときに船に乗って、おって飛行機で爆沈されたりいろいろした諸君だそうですが、全くあんなところまで、関係のないところの豪州人が殺されておるのであります。しかも、まだ二十年しかたないのに、ともかくアジアにおいて日本が非常に人気に、声望が高い。そうしてたよりにされているというのはどういう意味とお考えになっておられますか。

○宮澤國務大臣 深く考えたことはございませんけれども、とかく有色人種というのが劣等であるというふうな思われがちな中で、ともかく戦前にもある程度の国家をなし、また戦後急速に回復してきたといったような実績に対する、同じ有色人種としての共同の誇りと申しますか、希望、それをわが国の内に見出しておるといふこと。あるいはまた人によつては、第二次大戦の結果独立し、結果としては自分たちの国もこのようになつた。その間にわが国が知ってか知らずか果たした役割りといったようなものを、ある程度評価しておるかもしれません。

それからもう一つ感じますことは、わが国には奴隷というものについての慣習、記憶というものはほとんどございませんので、その点がやはりつき合う上で敏感に相手方が感じるのではないだろうかといったようなこともあるいは言えるかと思ひます。

乏しい経験でございますので、ほかにいろいろあるのであらうと思ひますが、そんなようなことを私としては感じております。

○三宅委員 私も大体あなたと同じ意見であります。ともかくインドなどは別に侵略してありませんからまた事情も違いますし、豪州などもそんなようないろいろの事情はありますけれども、アジア全体がともかく日本に対して恨みを忘れて非常な大いによりにしております根本の原因は、やはりあの戦争におきまして、いいことだ、悪いことだという弁証法があります、ともかく半世紀植民地の独立が早まったことだけは確かでありまして。だからして、あのまづい戦争ではありましたが、あの副作用として半世紀アジアの独立、世界の植民地の独立が早まったということ、これは非常に大きく彼らは感謝しております。インドのバール博士が戦犯無罪論を唱えて引き揚げられたのもそれじゃないかと思ひます。それとともに、あなたも言われましたけれども、戦後われわれは平和憲法を持ちました、ともかくも日本は軍隊を持って侵略する心配はない、という点で、資本主義国が資本的に押えてくる、軍事的にも大きな力を持つておるといふことは、これは私は非常に危惧を感じ、特に日本に対しては好戦的な国民だといふことで危惧を感じますが、平和憲法で軍事的に侵略される心配はないといふこと、それから半世紀独立を早めてもらったといふこと、この大きな二つの事実といふものがアジアの信頼をわれわれが二十年にして回復してある一番大きな原因だと思ふのであります。でありますから私も私としてはともかく戦争を防ぐことができなかった、いまでも責任を感じておるのであります。ともかくあのときに戦争にもし——戦争を起さなないことが一番よかった、勝つておりましたら、それこそ憲兵だとか特高だとかがいっぱひで、われわれ平民は大きな顔をして歩けないほど日本の国はたまらなかつたと思ふのであります。歴史を汚しました

て数百万の人を殺しました。それを大死にさせないといふことはどこにあるかといへば、私は、あの意味におきまして日本の古い体制が破れまして、そうして婦人が参政権を得られた。労働者が団結権を得た。農民が土地解放によつて土地の主人公になった。そうして平和憲法を持ったといふ、これが私は、国内的に見れば、数百万の若くなられた同胞を大死にさせない一つのとりでだと思ひます。もう一つは、アジアの独立を半世紀早めたといふことが世界的に見れば大きな事実なのであります。その一つ、独立を完成させて、ほんとうにアジアをつくらせていき、後進国を引き上げることが日本民族の歴史的使命であるといふ、その使命観の上に立つて後進国とつき合うといふ、世界とつき合うといふその姿勢がなければならぬ。その姿勢がほんとうに敵に国民に徹底しておりますれば、賠償でもって日本の政治家がいろいろを取つてもうけたり、向こうの連中がいろいろを取つてもうけたりして、高いものを押しつけるなんという、そういうばかんなことはなかつたに違ひないと思ふのであります。この点をもう一ぺんここで再確認することが、後進国開発援助に本格的に国内体制をつくらせて取り組みまする前提条件だと私は思ふのでございまして、これもひとつ、御答弁をいただくことかどうか知りませんが、御感想を承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御指摘のように、これらの国に對するわが国の援助というものは、やはり大東亞戦争のいろいろな反省の上に立つて始められておることだと思ひます。現在の憲法がすでにそうであることと考へるわけでございします。しかし、時間がたつちますと、ときどきそういうことを忘れがちであつて、いま御指摘のような事例も過去にあつたように思ひますが、常に戒心をしていかなければならぬと思ひます。

○三宅委員 そこで私は具体的な事例をあげまして心配していることを申し上げたいと思ふのであります。ほんとうにたががゆるんできたといふことを私が痛感いたしましたのは、ともかくそれほど信頼をしてきていました日本に対して、最近少くともサイゴンなどでも非常に悪い空気があります。アジヤ全体にわたつて、パンコクなどでも日本人に對しまして非常な、一種のアジヤの孤児になるような傾向ができてつあるのであります。それはどういふことかと申しますと、私がこれだなど感じましたことは、インドで感じたこととありますが、インドにおける日本の三井、三菱などの商社の代表でありますとかあるいは日本の在外公館の諸君などを見ても、会いますと——みんなとは申しませんが、会いますとインド人の悪口ばかり言つておるのであります。そうしてその姿勢を見ておきますと、彼らともかく氣候の悪い、文化のおくれたインドに長くおたたくない、早くロンドンなりワシントンなりニューヨークなりに行きたいという感じを持って落ちついておらない。落ちついておらないだけではない、彼らはさらに白色人種に對しましては一種の劣等感を持ち、そして同じ有色人種であるインド人に対して侮べつ感を持つておる。そういう態度というものが——そうしてさらに悪いことは、商社の關係について言いますと過当競争をやつておられて、しかも無理はないと思ひますけれども資本の蓄積がありませんから早く利益を回収したいといふことでもって、エコノミック・アニマルといひますけれども、全くエコノミック・アニマル的な過当競争をやつておるのであります。こういうことを許しておきますれば、私はそれはもうほんとうにだめになると思ふのであります。

カルカッタだつたと思ひますけれども、私は一人で旅行しましたけれども、総領事館とかこかで、日本から来ました国会議員などと一緒に、向こうの領事館員とそれから商社の諸君が集まりましたら、もう何か言うことはないかと言つたらインド人の悪口だけを言つておる。インド人はこれまたアメリカにおける黒人と同じです。それはあれだけ長いこと植民地支配をされておりますか

ことを私が痛感いたしましたのは、ともかくそれほど信頼をしてきていました日本に対して、最近少くともサイゴンなどでも非常に悪い空気があります。アジヤ全体にわたつて、パンコクなどでも日本人に對しまして非常な、一種のアジヤの孤児になるような傾向ができてつあるのであります。それはどういふことかと申しますと、私がこれだなど感じましたことは、インドで感じたこととありますが、インドにおける日本の三井、三菱などの商社の代表でありますとかあるいは日本の在外公館の諸君などを見ても、会いますと——みんなとは申しませんが、会いますとインド人の悪口ばかり言つておるのであります。そうしてその姿勢を見ておきますと、彼らともかく氣候の悪い、文化のおくれたインドに長くおたたくない、早くロンドンなりワシントンなりニューヨークなりに行きたいという感じを持って落ちついておらない。落ちついておらないだけではない、彼らはさらに白色人種に對しましては一種の劣等感を持ち、そして同じ有色人種であるインド人に対して侮べつ感を持つておる。そういう態度というものが——そうしてさらに悪いことは、商社の關係について言いますと過当競争をやつておられて、しかも無理はないと思ひますけれども資本の蓄積がありませんから早く利益を回収したいといふことでもって、エコノミック・アニマルといひますけれども、全くエコノミック・アニマル的な過当競争をやつておるのであります。こういうことを許しておきますれば、私はそれはもうほんとうにだめになると思ふのであります。

カルカッタだつたと思ひますけれども、私は一人で旅行しましたけれども、総領事館とかこかで、日本から来ました国会議員などと一緒に、向こうの領事館員とそれから商社の諸君が集まりましたら、もう何か言うことはないかと言つたらインド人の悪口だけを言つておる。インド人はこれまたアメリカにおける黒人と同じです。それはあれだけ長いこと植民地支配をされておりますか

らインド人が道徳的に低くなっているのも無理は
ありません。ありませんけれども、私の知ってお
る青年僧がインドのUP州というところに行つて
修行しておりまして、私はそこをたずねたのであ
りますが、その青年僧などに言わせると、ほん
とに何等でつき合いますとインド人は決してう
そなかな言わないと言います。ごまかしもしな
いと言ふのでありますが、支配するような立場で
上から来ますから、彼らは彼らなりにとの大國
民としての、釈迦を出した四千年の文化を持つて
おりますから反抗するのであります。私はそう
いう点が実に危険だと思ふのであります。これは
何も在外公館だけの責任ではなしに、日本の国内
にそういう空気があることがそういうことをさせ
ておるのだと思ふのであります。これは全く
困つたことと思ふのであります。こういう点につ
いて、外務大臣おられますけれども、ひとつ椎名
さんは外務大臣をやっておられたんだし、それか
ら過當競争の問題につきましても宮澤さん、椎名
さんの御意見を承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 私もうそういうことは自分でも経
験がございます。やはりわが國が物質的にある程
度繁榮してきた、それを幾らか鼻にかけまして、
相手が物質的に劣つてゐるということから、こと
に相手の持つてゐる長い文化だとか歴史とかい
うようなものを軽く見がちな——そういうことは國
内でも幾らかそういう風潮がございますが、外へ
出るとそういう気持ちになりやすいのではない
か、非常に注意をしなければならぬことだと考
えております。

○椎名國務大臣 人種的な觀念が漸次変わつてき
てゐるのではないかと私は考へております。御承
知の國連の金合なんかにしばしば参りましたが、
アルファベット順序で白黒白人入りまじつてず
と居並んでゐる状況は、初めは全くびっくりする
ような状況でございました。

〔委員長退席、天野(公)委員長代理着席〕
そうして、どうすれば世界が平和になるか、戦争
を絶滅する方法いかに。こういうことを絶えず

ろいような角度から考へて、すでに二十数年もたつ
ておるのであります。前回の國際連盟と違つて、
二十数年を経た今日においては、やはり完全では
ないけれども唯一の平和機構というものをもち
強化して、世界に永遠の平和をつくり出していか
なければならぬという考へ方がずつとびまんして
おるわけでございます。したがつて人種間の従
来の偏見というものも非常に薄らいできておるの
ではないか、こういうふうな考へております。日
本の外務省なんかでも任地の悪口は絶対に言つて
はいかぬ、そういうことを禁句にしておるよう
でございます。したがつてそういう考へ方も、日本
人というものの對する考へ方もずつと変わつてき
てゐると思ふわけでございます。私は世界の人の
ちがお互いに輕べつしたり嫉妬反目したりする
という對立の關係を解消して、そうしてどこまでも
協力して、こう、こういう大勢に世界の舞台が回
りつゝあるということを、わずかの任期でござい
ましたけれども外務大臣当時しみじみ感じておる
わけでありまして、そういうわけでございます。ま
して、日本はこの新しい舞台に十分に注意しながら
まで平和建設、共存共榮の線に向かつて進んでい
かなければならぬ、こういうふうな、通産の行政
を担当する今日の私の立場からいたしまして、こ
れを心棒にしてやつていきたい、こう考へており
ます。

〔天野(公)委員長代理退席、委員長着席〕

○三宅委員 通産大臣は居眠りをしておられたと
見えて、話がとんちんかん食ひ違つておるの
で、要するに、申しましたことは、そんなことを
再々やつておつた時間ばかりたちますが、確
かに私は日本の在外公館というものがまださうい
う感覚だと思ふのです。あとから三木君来られた
ら話さうと思つておつたのですけれども、たとえ
ば外務省なんかではひとつ一番素質のいい人を
東南アジアなどに出す。しかもそれだけでなしに、
あらゆる在外地に二年や三年で帰るといふこと
ではなしに、半分ぐらいは、それはそれぞれポ
ストを入れかえてつこうですけれども、そのうち

の半分ぐらいの館員は二十年でも三十年でもその
土地におつて、その國のことばも知り、その國の
風習も知り、その國にほれ込んで、その國に骨を
埋めるといふような外交官というものを配置しな
ければ、私はほんとうの意味の連携なんというも
のはできやしないと思ふのであります。第一に私
はことばでびくつきりしたんだけれども、外務大臣
おられますけれども、あなたがとんちんかん答
弁をされたから言うんだけれども、デンマークに
行きましたら、デンマーク語のわかる人が大使館
員に一人もおらずにうんだ。そんなことでほん
とにかゆいところに手の届くような話ができま
すか。そういう点でも外務省の機構はここでもう
一べん再検討する必要がある。第一、國際交通路が
変わりました、ソ連へ日本の直通の飛行機が行
きます。そうしてフィンランドあたりへお客さんが
うんとふえてきてゐるのであります。しかるに昔
はフィンランドは辺僻の地であまり日本人が行か
なかつたから大使館員は非常に少ない。トルコに
おきまして、あすこのテヘランへはほとんど日
本人が入らない。イスタンブールへはほとんど日
本人が行くんだけれども、大使館のほうはテヘラ
ンのほうに十何人館員がおつて、イスタンブール
は二人しかおりません。そういう人員の配置をし
ておきますと、ほんとうにかゆいところに手が届
かぬ。産業、經濟、人間の動きなんというのは変
わるものでありますから、そういう点をひとつ直
さなければいけません。それよりも何よりも、一
番根本の問題は、何といつても私は、落ちつか
ない、エリートのような気持ちだかだかと思ふの
であります。それに反しまして、東南アジアで非
常に信頼を得ておる人々はどういう人々であるか
と申しますれば、お気づきになつておるかと思ひ
ますけれども、大使館員や三井、三菱の諸君では
ありません。それは、たとえば農業技術センタ
ーに行つておられます技師の諸君なんかは、人にもよ
ると思ひますけれども、非常な信頼を得ておりま
す。たとえば、インドでは御承知のとおり上流階
級は働かぬことがいいと思つてゐる。そこへ場長

であります技師が先に立つて田植えに入ると
いふようなことは、インドにおける間違つた社
会的な制度を平和的に直す大きな役割りを果た
しております。信頼を得ております。また、さら
に申し上げますれば、中小企業の技術センタ
ーなどへ行つております者、これも人によつて思
ひますけれども、全部が成功してゐるわけでもな
いと思ひますけれども、こういう人々といふのは
非常に向こうとくで込んで、よろしいのでありま
す。さらに申しますと、カルカッタに日本
山妙法寺といふお寺がありますが、その日本山妙
法寺といふものは、これもむろん御承知かもしれ
ぬ、しばしば行かれた諸君、御承知かと思ひま
す。妙法寺は子科練の海軍の人が人生に無情を感
じまして、あそこにお寺をつくつておるのであり
ます。お寺をつくつておりますといふと、いま日
本の学生などが無銭旅行で非常に行つております
が、中には迷惑をかける者もありません。しかる
ときはしかるが、ともかく大ぜいが来てゐるとき
に、そのうちの一人ぐらゐは行き違ふ者もあるか
ら、かわいがるどころはかわいがつて、それらを
ほんとうに世話をするという人間のしてきた者が
おりませんと、外地でほんとうの仕事をできませ
んけれども、その日本山妙法寺の子科練から出ま
した坊さんといふのは、そういう学生が来れば泊
めて世話をします。それが非常に大事なことであり
まして、われわれは、旅行に出るときによそで迷惑
をかけるような気がまあ出てはいかぬといふよ
うなことは内地で教えますけれども、同時に、外地
へ出ましたときにはそれくらゐの世話をする気持
ちがなければ——關係が来たり、国会議員が来た
りしたときには非常にサービスするけれども、学
生が来たりなんかして、ちょっと困つた者が来る
と迷惑千万だといふような顔をしてゐる、さうい
う感覺をもつてゐる、私は貧困と無知にまだ
さいなまれておるころの新しい國々の信頼は博
せないと思ふのであります。その日本山妙法寺の
坊さんがそういう人でありまして、私がびく

りいたしましたのは、不可触賤民という一番下の階層がありますが、その不可触賤民のものが日蓮宗に改宗している。ほんとうにばかにせずに、それこそ——椎名さんよく聞いておってください。ともかく、日本の商社の人でも大使館の人でも、非常に向こうは給料が安いですから、五、六人使用人を使っている。もっとも掃除するのは掃除するの、めしを運ぶのはめしを運ぶの、みんな仕事に分かれておりますからしかたがありませんけれども、使っておるという状態ですが、それで一番下の層などに対しては、初めから悪いやつだ、ごまかすやつだと考えて相手にしない。ところが日本山妙法寺のその予科練を出た坊さんが非常にそれと人間として対等なつき合いをいたしますから、日蓮宗に改宗をいたしました不可触賤民の諸君がたぐさんあるという話を聞いたのであります。私は在外公館がそういう姿勢をとるような空気に国内の姿勢自体がならなければだめだということと申し上げておるのであります。それに對して何か聞き進んでとんちんかん返答をされて、寝ておられるのもお疲れだろうから文句は言いませんけれども、そういう点で私は国の姿勢を直さなければだめだという、そういうことを申し上げておるのであります。もう一ぺんそれじゃ、だれか閣僚を代表して御答弁をいただきます。

○椎名國務大臣 けっこうなお話でございます。まして、よく承りました。同感でございます。

○三宅委員 それで、私はそういう意味で国内の体制をそういう姿勢でもって整えなければいかぬと思うのであります。いままでの日本の経済協力なんというのは、ほんとうにばらばらでありまして、各省それぞれ縦の線であつてに自分の意見を固執いたしまして時期を失する。早くやればあつたがたがれるものを、時期を失してしまつて、条件が悪くなつてかえつて恨まれるというやうなこともしばしばやつておるのであります。ともかくよその国では、西独とか方々では経済協力省のやうなものをつくつておるやうでありますけれども、私は必ずしも新しい省をつくれというよ

うなことではないけれども、経済関係だけではない、あとから申しますが、文化の関係もありますし、いろいろありますから、文部、厚生、科学技術、みんな加わりまして、ともかく関係のあるものが、しかもただ商売だけのことでなしに、ほんとうに人的交流だとか技術援助だとか、いろいろに役に立つ意味において、それが仕事がまともなやうに、外務省が幹事役になつてもよろしいし、経済企画庁がなつてもよろしいが、ひとつしかりした内閣の姿勢を、閣僚會議と申しますか、何かをおつくりにならなければいかぬと思ひます。これはどうなつておりますか。

○宮澤國務大臣 海外経済援助をめぐる仕組みはかなり御説のやうに複雑でありまして、各自のおの意見がございまして、ときとしてやや機宜を失したやうな結果になつたこともあると思ひます。なるべくそのところを、各省間、各閣僚間の連絡を密にしまして、タイムリーに結果が出るやうにいたしたいとは努力をしておるのでございまして、何ぶんにも相手方がある関係もありまして、なかなか従来思つておりましたやうに、今後わが国のやういふ仕事はますます重くなります。ことに、先ほど御指摘のやうに、やはり農業であるとか中小企業であるとか、あるいは医療であるとか、そういうやうなものが望まれることが非常に多いのでございまして、もつと連絡を緊密にして、結論が早く出せるやうなふうになければならぬ。これは確かに何か新しいいくふうが要る段階にきておるやうなふうに考えております。

○三宅委員 経済同友会もそんなやうな進言をしておつて、ごらんになつたと思うのであります。が、何かそういう意味では、別の省をつくるなということを考えておられればなかつたやうですが、それはないとして、閣僚會議などをほんとうに内閣につくるというやうな話し合いだとかあるいはそういう意思だとか、それをやつてもらわぬと、本氣に取り組むということになりまして、だめだと思つて、そういう関係が進んでおります

かどうか、ひとつ承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいまのところ、経済関係の閣僚會議はございまして、對外援助の問題につきましても、随時、具体的なケースになりまして、相手国がどういふ種類の援助を望んでおるかというところが違ひますので、それに関係する閣僚が集まつて協議をするということにいたしております。ただ、確かに機動性を欠いておりました。予算編成の時期にこの一年間に各国がどういふ新しい希望なり要望なりを持つたかというところは、これは見通せというところがむしろむずかしいと思ひます。何かもう少し機動的に運営できるやうな方法はないだろうかということ、実は寄り寄り話し合つておるところでございます。

○三宅委員 至急ひとつそういうものをおつくりをお願いしたいと思います。同時に、民間のほうにもそれに対応するやうな組織をつくらせる必要があると思つておりますが、それについては何かお考えはありますか。

それからもう一つ、そういうしまして、今日まで、少ない少ないといながら、まだ国民所得の七割にもならぬかもしれないけれども、ともかく相当な金額を出しておるのであります。その使ひ方だとか出し方だとかいふやうなものも非常にばらばらになつておまして、やつぱり予算として一括して国会で審議をする、そういう効果については追跡調査をするやうなことをしたいと、全くとこへいったかわからぬということでは、国民の血税を出しても何にもなりません。したがつて、民間にもこういう機関をつくらせることが進んでおるかどうか、それからその意思があるかどうか。同時に、予算として一括して、海外協力の費用が、文化協力にいたつて、あるいは延べ払いの問題にいたつて、一括してわかるやうに予算化して、不明朗でないやうにする必要があろうかと思ひますが、その点についてどういふ御準備をなさつておりますか。

○宮澤國務大臣 ただいまのところ、経済団体連合会が経済協力委員会というものを持っております。そして、そこは密接に連絡をお互いにいたしております。この態勢で一応いまのところいいのではなからうかと思つております。

それから予算の追跡の点でございまして、相手国に對して心から親切だということとは必要なんです。ございまして、その老練心がまたいろいろな意味にとらえたりする場合があつたりいたします。ただ、たとえばインドネシアなどの場合には、各国ともコンソーシアムを組みますし、IMFが直接に指導いたしておりますので、これからの問題といたしましては日本がどういふことでなく、やはり国際機関の立場で援助が有効に使われるということを確認する方法が今度はとれるであらうと思つておるのでございまして、一般にその他の国に對して援助をするその援助が有効に使われておるかおらないかといったやうなことをどの程度立ち入つて、相手方の自尊心を傷つけないやうにやり得るかということにはやはりいろいろむずかしい問題もあるやうに思ひます。

○三宅委員 その予算として一括して国会などに審議を願うというやうなことに對してのくふうだとか考え方というものはございせんか。

○宮澤國務大臣 ただいま大蔵大臣とも御相談をしておつたところでございまして、いまのところは経済協力省といつたやうな機構がございせんから、あるいは海外協力省といつたやうな機構がございせんから、かなりあちこちにばらばらに予算がついておまして、一括して御審議をいただくのに御不便だといふ点はあろうかと思ひます。大蔵大臣が何かくふうをしてみようと思つておられますので、私も努力してみたいと思ひます。

○三宅委員 省が一つでなければならぬになつておるのは明らかで、調べればわかることですから、もう少し国会などが審議しいやうに考えていただくやうにお願いいたします。

それで、大蔵大臣が途中から退席されるそうでありまして、大蔵大臣に關する点を承りたいと思つたのでありますが、一つは、この間もニューデリーでフィリピンなどがひやかしたそうだけれども、日本の經濟協力というものは、輸出の延べ払いだとか何とかという金が出ておるだけで、技術協力だとか教育協力だとか學術協力だとかいふような直接協力のほうの体系に入るものは非常に少ないのです。私は、國民總生産ですか所得ですか、どちらか知りませんが、最近では國民總生産の一分を出せという決議をしてゐるようですが、外務省がともかく五カ年計画でその年次計画を一応長期的につくつておる。日本はもう原料を世界じゅうから買つてきて世界じゅうにばらまいて生きていかなければならぬ國になつておるのでありますから、大蔵省としてもこの問題はもう少し奮発して金を出さなければだめだと思つたのであります。金を出すのも輸銀の金で、これは商売の延べ払いだ。そんなものは援助になるかならぬかわからないのであります。それとあとからいろいろ申しあげても、開發輸入やいろいろな点からいけば異議がありますけれども、私は直接國が出す金をもつと奮発しなければだめだと思つたのであります。外務省はともかく年次計画をつくつておるから、これはひとつ大蔵省とも協議されました。そして年次計画といふものを内閣としてもお持ちになるべきだと思つた。そのかわり姿勢をちゃんと整えて、使ひ方を間違ひのないようにするといふ、そのたてまえをとるべきじゃないかと思つたが、大蔵大臣、いかがでございますか。

○水田國務大臣 對外援助の方針を先ほど企画庁長官から述べられました。私は、先進國の義務として開發途上國は援助しなければならぬ、したがつて、この援助には力を入れるつもりでございますが、その際や必要なのは、私は一國だけで援助するといふ方針をとらないで、特に日本としては世界各國からいろいろ援助を求められておりますが、やはりアジアに重点を置くといふこと

と、それからアジアの援助についてもやはり國際機構の中で日本の持つべき分野を分担して協力するといふふうに、アジアに対して關係のある先進諸國は非常にたくさんありますから、これらの諸國をみな道連れにして、そして日本が中心になつて各國の協力を求める、國際協力という形でアジアの經濟援助をするといふ案が一番好ましいと思つてゐます。そうしますと、いまおっしゃられたような援助のしかたも、日本独自というよりは先進國間の均衡を得、この協力によつて果たしていくといふような形で今後強化していくことがいいんじゃないかといふふうに思つてゐます。そして、その目標はすでにきめられております。それに、國民總生産の一分を目標として各國は努力するといふことをきめましたので——これには國際收支の關係もありまして、ことに日本は國民一人当たりの所得といふようなものを比較しますと、他の國よりまだずっと水準が低うございまして、で、そういう点で目標はきめますが、國際收支そのほかの問題がありますから、毎年の年次計画を長期にわたつてきめるといふことはなかなか困難だと思つたので、國の經濟に應じて一定の目標に近づくように年々予算をもつて努力するといふ形がいいんじゃないか、私はそういう方向へ努力したいと思つております。

○三宅委員 ともかく教育援助にいたしまして、技術協力の援助にいたしまして、たとえば農業技術のセンター一つつくるといつたて、いままでは三年か五年という短期でやつておりましたが、少なくとも農業なんといふものをほんとうのものにいたしますためには、十年や二十年落ちつかなければだめですから、そういう意味において、長期計画といふものを立てなければいかぬと私は思ふのです。そして金を使えば使うほどますますきまかしくしなければいかぬと思ふのであります。議論になりますからひとつ私の意見として聞いておいていただきたいと思つた。

同時に、これは通産大臣に主たる關係があると申しますけれども、大蔵大臣は退席されるそうです。それから、私は、中小企業の特典關稅の問題、農産物輸入の問題及び中小企業と競合いたしまする輕工業などの問題につきまして、あとからいろいろ御質問したいと思ふのですが、それと関連いたしまして、一つは共産黨などの貿易におきまして、日本の商社が過當競争いたしまして、たまたま、非常な不利をこうむつております。それから今度は、東南アジアに出ますのもまた過當競争をしておるのであります。その過當競争を防ぐといふ意味もございしますが、いま東南アジアなどを見ておりましたも、中小企業が出ていくといふことについての援助が非常に少なく、大商社だけが出ておつて、そしてまたさき言いましたように、大商社のエリートといふものは早くロンドンへ行きたい、早くニューヨークへ行きたい、そして現地人をばかにしておるのが多いといふような実情でございまして、中小企業がほんとうに東南アジアの全体の引き上げをやるためには、労働力が非常に要ります産業だと輕工業なんといふものについては、こつちの業者が出ていきまして、こつちの経営と技術とをもつて向こうと合併でやるという仕事をだんだんと考えさせるべきだと思ふのであります。それに対しては、しかしよほど大きな商社と違ひますから、かゆいところに手が届くように世話をしやりませんとだめでございますし、そういうこととの関連におきまして、輸出入公團のようなものをつくりまして、そうしてそこがひとつ世話をやくといふことを私は考えなければいかぬと思ふのであります。それから同時に、たとえば、あとから申しますけれども、アメリカから農産物を十億ドル買つておりました、そして東南アジアは、日本の出超が八億ドルです。貧乏な國から毎年八億ドルを貿易でもつてもうけをこつちへ取つてきて、そして援助のほうは實際はその何分の一といふことをやつておりますれば、向こうはますます貧乏するし、不平を起すことはあたりまえであります。したがって、たとえば農産物などにつきましては、

アメリカから輸入する農産物をだんだん減らしまして、それを東南アジアに切りかえていって、そして貿易の收支が大体とんとんになるようにしてやつて、それに援助をさらに加えるといふことでなければ、後進國援助などといつては何を言つておるかといふことで開き直られるのはあたりまえだと思ふのであります。それらのことを考えますときに、ひとつ輸出入公團といふようなものをつくりまして、中小企業が企業として合併で出ていくことができるように、それからまた、そういう關係で多少アメリカから買つてきたよりは、大豆なら大豆、何にいたしまして、精度の悪いものを買ひました場合に、国内でそれをうまくさばきましてやりますために輸出入公團といふものをほんとうに考える必要がありはしないかといふことを私はつくづく考へておるのです。これは所管としてはきつと通産省だろうと思つたけれども、大蔵省との關係があります。同時に向こうへ出ていって合併で仕事をやりましたら、向こうであげた利益は、ちよど日本が食糧援助をアメリカから受けましたときに、それを売つた金は積み立てておきまして日本の開發に役立てたと同じように、向こうに積み立てておいてやるのか、そういうきめのこまかいことを考へてやる必要があると思ふのであります。輸出入公團といふようなものを、仮称ですが、そういう性格のもの考へてみる必要があるのではないかと思ふのであります。いかがでございますか。

○水田國務大臣 これはなかなかむずかしい問題でございます。向こうの資本投下についての管理の問題でございまして私の管轄でこれはどうにもなりません。いまおっしゃられたようなことをやるための公團が必要であるのか、あるいはそういう企業の出出について援助の機關として、いま御審議を願つておりますこの海外經濟協力基金といふようなものが、そういうことへも寄与するよう機能を持たせるといふようなことがいいのか、これはなかなか大きい問題でございまして、十分検討させていただきますと思つた。

○三宅委員 通産大臣、いかがですか。

○椎名國務大臣 特別の公団をつくる必要があるかどうかは、これはなお研究を要する問題ですが、そのためには日本にもりっぱな商社がありま

すので、それを使って中小企業の製品あるいは低開発国の一次産品の輸入をする、こういうふうなことを考えていたら、さしあたり問題の解決にはそのほうが早いと思うのです。この間も、いま現にタイの總理大臣それから経済開発大臣、外務大臣等がおそろいで日本に来ておられます。それで總理大臣をはじめわれわれもその席に連なつたわけですが、両国の貿易拡大問題についていろいろ話が出ました。御承知のとおり、タイと日本とは非常にアンバランスになつていて、こっちからは倍も売っているのだが、向うからはようやく半分くらい買つておる、こういうわけですね。買うものがないわけじゃないのです、いま御指摘のとおり、先進国の農産物のほうが調製もよければ輸送、保管すべての関係がみなそろつておるのであります。そっちのほうから買ったほうがはるかに品物が安く、しかもいいものが買える。でありますから、これを改善して、そして低開発国のものを買おうとすると、やはりある程度の開発輸入と申しますか、その商品の調製、輸送、保管、そういう施設をまず整備させて、そして一流国の農産物と同じような程度までこれを引き上げて、そしてだんだん輸入量をふやしていくという努力が必要でございしますが、それを商社にまかしておつたのではやはりだめだ。公団をつくつたからといってふなれた公団がそういうことを独自の力でやれるとは期待できませんので、やはり国としてそういう方面に力を入れて漸次改善していくことが相当必要であらうと思われま

す。今後東南アジア等との物資の交流を盛んにしてまいりますには、そういうところに目をつけて、そして相当な努力をしてまいらなければ成果はあがらない、せつかくそういう方向にたいてい努力をしていく中でござい

○三宅委員 もう少しこまかいこと、それからほ

かのことを少し聞きたいと思ひますので質問を急ぎますが、先ほど申しましたように、日本の経済協力というものは技術協力が足りない、それから学術協力、教育協力が申しますか、そういうものが足りない。ともかく輸出入銀行を通した商売だけやっていると

いうのでは、また日本の国が経済アニマルだといわれる危険が私はあると思うのでございまして、ほんとうに親切なやり方というものは、たとえば研究室を開放いたしまして、向うの学者などもどんどん使えるようにする、こっちからもどんどん出ていく。いまもやつておられるけれども、それはフランスやイギリスの十分の一くらいしか研修生などとおつておられぬというやり方でありま

す。そしてまた教育、文化、通信等の交流をほんとうにもっとしげくすることが必要だと思ひますのであります。それこれのことを考えます上におきましても、国の姿勢が、閣僚会議などのほんとうに權威のあるものができてやるといふ姿勢をおとりくださるなければならぬと思うのでござい

ますが、これは答弁を求めずに次の貿易の問題に入ります。

経済協力を本気にやります上におきまして、第一は貿易の協力でありま

すが、貿易の協力におきましても、これは統計を申し上げるまでもありませんけれども、タイとフィリピンだが日本は入超であります。ともかく六七年におきまして東南アジア向けの輸出は日本は二十二億ドル、輸入が十四億ドル、そして出超八億ドルという状態でありま

す。したがって、こういう状態で貿易のほうで向こうの通貨、金を一年に八億ドル巻き上げておいて、その何分の一を延べ払いでやるな

んというところでほんとうにやくなるわけはございせんので、そういう意味におきまして、どうしてもひとつ貿易のパターンを変えまして、大体とんとんには持つていってやるというふうになければならぬと思ひます。そのために

も幾つもの手を打たなければならぬと思ひますが、第一にこの基本方針を立てる。二番目には、そのためには、鉱工業の関係におきましては

長期開発輸入ということを、いまもやつておられますけれども、本気にひとつ考えなければいけない。ともかく日本は、石油だけだつて、中東だけにたよつておられますれば、結局ああいう事件が起きますれば四十五日分しかなくなつてたいへんな値上がりをするということにもなりまして、鉄鋼とか、非鉄金属とか、石油とか、森林とか、飼料とか、畜産とかいふようなものは、本気に開発輸入をやる気になりますれば私は相当に東南アジアでもできると思ひますのであります。現にタイにおけるトワモロコシの開発輸入が相当に伸展をいたしましたことは御承知のとおりでございま

す。これは私は大体輸出入銀行やこの協力基金でもつてできる線だと思ひますのでございまして、これについてもひとつ本気になつてやつていただかなければならぬと思ひます。

その次はやはり軽工業の育成。さつき大蔵大臣にも申しましたとおり、もう今日日本の内地におきまして労働倒産などをやつておる軽工業もたくさんある。それから賃金の関係で造花なんというものはもう香港にとられてしまつておる。ともかく将来の国際的な分業の意味におきまして、労働集約的な面で低い産業だとかあるいは軽工業などは、ほうつておいてとられるのでなしに、私どもはだんだん向こうを育成していく必要がある。ただ問題は、これをやりますには国内における中小企業の関係もありま

す。それらの点を勘案しながらだんだんとそういう方向へ弊害のない形で持つていかなければいけない。その意味におきまして、さつき私はそれを指導したりめんどうを見る公団のようなものが必要じゃないかというこ

とを申し上げたのであります。そういう機構についてはお考えを願ふこととして、ともかくそういう点にはほんとうに力を入れなければならぬと思ひます。これらの点について企画庁の長官なり通産大臣なり何か特別にお考えになつておることがござい

ましたならば御答弁を願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 相手方の発展のためを思ひます

と、一般論をいたしましては農業を育てる、そしてその基盤の上に中小企業を育てる、それからまたどうしても基本になるのは人であると思ひますので、やはり技術者をこつちへ受け入れる、あるいはこちらから出ていって技術指導をする、そういうふうなことがどうしても相手方のために、結局は人でござい

ますので一番必要であらうと思ひます。開発輸入のようなこともだんだんにやつておるのでござい

ますが、先ほど通産大臣の言われましたように、経済ベースで申しま

すとなかなか思うにまかせません。そこである程度コンベンションのようなことも商社間でやつておるのでござい

ますが、それにも限度がござい

ます。結局片一方で中小企業あるいは農業、それから技術者の教育と申しますか訓練と申しますか、そういうことをやりながら、他方でだんだんにその基礎になるようなプロジェクトの援助をしていく、こういうことでござい

ます。いまのところ確かに相当わが国の出超になつて、極端に申しますと、毎年の援助が累積した援助額の利子の支払い額に近づいていくといつたようなことになつてきます。これは先方はもうただ利子

を払うために援助を受けているというふうなことになるまいと思ひます。だんだんにそうなりま

せんようにできる限り貿易の転換をしていく必要がある。仰せられましたように、わが国自身も実は労働集約的なものがだんだんにきにくくなつてお

りますので、その辺から先方に仕事を移すあるいは合併でこちらから出ていくといつたようなこともだんだん起つてまいりま

す。これはわが国自身の経済の変化からも起つておりますから、だんだんにこのギャップといふものは縮ま

つていかなければならぬわけ、もう少し広がる時期があるかもしれないが、しかしそれから先を見ますと、先方の経済の発展に従つてわが国もだんだん買

うものが出てくる、そういうふう

に持つていくべきだと思ひます。

○三宅委員 なかなかこういう問題は国内との摩擦もありましてな

うということに対する基礎調査とかプランニングだとかいろいろなものを持って、そうして行かないとだめでありまして、そういう意味においても私は何か省が一必要じゃないかという気がするのですけれども、少なくとも経済関係会議のような強力なものが、民間にもひとつと強力なものをつくらせまして考えていただきたいと思っています。

それで、東南アジアの一番の大きな開発の中心は私は農業だと思っています。農業も食糧として買つてやるということよりは、まず第一に腹をふくらましてやる必要があるかと思うのであります。アジア経済研究所の東畑君がかつて言うておられたのであります。ちやうど終戦後のころの日本と同じでみんな栄養不良、腹が減っている、あれは腹の減らぬ状態にその東南アジアの農業が進んでくれば、それだけで労働力などはほんとうに強くなつて働きが出てくる、あのときと同じ状態なんだから、まずひとつ東南アジア自体の農業開発について日本はほんとうに力を入れてやらなければいけない、その点については、さつきは農林大臣おられませんでしたけれども話しましたが、大きな商社や在外公館などの考え方よりは、農業の指導に行つておる技師だとか中小企業の指導に行つておる諸君のほうがつつと地についておるといふことなんです。農業指導のセンターなども実には少ないのであります。そういう意味におきまして、ひとつ現地の農業をもつとほんとうに起こして、現地人が腹がふくれる程度に持つていきますことについて日本としては力を入れなければいけない。いまのような輸出入銀行や基金だけの金でいくのでなしに、ひとつ日本が直接金を出すところの技術協力と、そして農業協力などについては、大蔵大臣はおられませんが、もう少しそこのほうに力を入れなさいと、上つた、それこそ日本の金もうけだけのためにやつていこうという短期的な利益だけになるので、長期的な安全と利益という点からいって一番大事だと思うのでございまして、この点についてひとつ御答弁をいた

だきたいと思ひます。

○西村国務大臣 アジアを中心とした開発途上国に對しては農業開発の問題、それに対する協力の問題でございまして、ただいま経企庁長官からもお話がありましたように、これらの国々が食糧が安定するということ、これはたいへん大事なことであると思ひます。むしろ現在御承知のとおり入れるような形になっております。それが資本財を入れるために外貨を食つてしまふというやうなかつこうになつて、そこで一面穀物協定等の援助という中にも食糧というものが入つてきていふやうな状況であります。そこで基本的にはどうしても農業開発を積極的に進めるように協力をしつてあつて、これは私のほうも望ましいことであると思ひます。

そこで現在までの程度派遣をしておるかというのは、研修員の受け入れは受け入れてやつております。派遣しております専門家は、御存じのとおり延べで千三百八十八人という人数をセンターなり農業調査なり青年協力隊として出しております。それから政府機関としての海外技術協力センターとして、昭和四十二年現在でパキスタンの農業機械化訓練センター、インドの水産加工技術訓練センター、インド模範農場、カンボジア農業技術センター、インド模範農場、カンボジア農業技術センター、カンボジア畜産センター、農畜水産物についての技術指導の協力にもこちらから出しております。それから予算面でも、四十二年からは特に海外技術協力事業団分として農業開発協力事業、これに四十二年までなかつた新しい経費というものを四億圓、これにおきましては五億三千万圓というものが出ております。財政の制約もございまして、私どもとしてはさらに積極的な姿勢でもつて技術協力等をして、現地のそれぞれの国々の食糧の安定、それからその繁栄、前進という点についてはわれわれ前向きに御協力申し上げたいと考えております。

○三宅委員 ぜびひとつ、くだいようですが、技術協力の面と、教育協力と申しますか、それと、農業開発のほうにはお力を入れていただきたいと思ひます。

思ふのです。

それと同時に、農林大臣に伺ひますけれども、アメリカの食糧生産の中で、日本が十億ドルの農産物を買つておるのですが、さつきも話しましたように、日本の出超が東南アジアだけで八億ドルというときに、アメリカも余剰農産物をかかえておつて、それから品質が均一だつたり上等だつたりして、扱いには違ひありませんけれども、私はこういう点について、日本の農業を圧迫するといふことではない、飼料などについてはうんと輸入してやる。タイなどがトウモロコシの開発指導でもつて相当な成績をあげておられますが、まだそれは問題になりませんけれども、ともかくこれこそひとつ年次計画でもつて、アメリカから十億ドル入れておつて、さらに年々ふやしていこうとしておるのをよそに転換してもらひながら、東南アジアの少くともこつちが輸出超過していきなつていく、農産物だけではありません。一次産品、それからさらに石油だとか、林木だとか、ガスだとか、銅だとか、いろいろのものがあつて、大体とんとんにはいくような努力をしなければならぬと思ひます。私も農林畑で、へたな輸入をしますと、バナナを入れればリンゴが困るし、ノリを入れれば日本の業者が困るという事情もありますけれども、大局的に、内地の業者を圧迫しないように、アメリカから現実に入れておる分の品目転換ということならば、日本の農民にはちよつとも影響ない、一応入れているんですから、その点についての特段の努力が必要じゃないかと考えますが、それらについての御構想についてもお考えをいただきたいと思ひます。

同時に、日本がいま食糧管理米でもつておりまして中古米というものがたくさんありますが、まず米をまずまず長くもつておくといふのもなんでございまして、これらについても、一ぺん出して、またできた新しく入れかえるといふようなことについてもお考えになつておるだらうと思ひますが、お考えがあつたら承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 農林水産物の、いわゆるわが国における国内の輸入量が年々増大しておる。それは一面におきまして、農業増産、水産増産、あるいは畜産増産をしつかりやれという御意見。またわれわれも相当な量、外貨を食つておりますから、気を付けてまいらなければならぬ。その中で特に多いのが、御存じのとおり林産。年々ふえておる木材でございまして。しかし、一方におきまして、それはそれなりとして、国際収支にあまり悪い影響を与えてはおりません。いろいろな消費構造や需要を考へつて、国内と国外から入れるもの、調節をしつて、国際収支も考へてまいりたいと思ひます。今後は海外から入れるものにつきまして、アメリカから入つてくるものが相当あるんじゃないか。これは御説のとおりでございまして。そこで、木材等につきましては、御存じのとおりアジア地域におきましても、海外開発輸入のやうな形である程度入れておるのであります。ただ問題は、丸太で入りたいのであります。そうすれば、内地の製材業者が助かりますが、最近ではフィリピンその他も、できるだけ加工材を入れた、製材したものを入れたい。こういうところに、内地の業者の営業と申しますか、利害と対立するやうな問題はございまして、いづれにしましても、アジア地域からまだ入れていく。ことに全体として基本的な考えますと、先進国から来ている農林水産物は、できれば買ひ付け可能な条件を東南アジアの方面のそれぞれの国々につくり出すやうなものとしまして、低関税国から入れてまいりやうに、私どもも市場転換等は努力してまいりたい、こう考えます。

実は先般課徴金等の問題がありましたとき、アメリカから農務長官等関係者が参りましたときにも、私も、アメリカのほうであります御無理をおつしやるならば、市場先を急激に転換しなければならぬと御返事を申し上げたやうな事情もありまして、われわれとしても低関税国が可能な条件が整うやうな形に漸次持つていきつて、その中で、私どもとしてはそういう方面からの買ひ

付けをふやしてまいる。特に日本の農業や、日本の国内産業と競合してはいけませんから、輸入に依存しないというものは——トウモロコシ、マイロ、木材、これらが今後ほしいものである。特に飼料、木材であります。それから品質、価格があまりこちらのほうと違ったり、あるいは非常に経済的負担が多くなるといって、これは国内的にどういふふうに通關するかという問題が出てまいりまして、これは研究しなければならぬのであります。

それからもう一つは、輸入である以上は、やはり輸入源というものがあつて安定していかないといかぬ。こういう点は御了解いただけたらと思うのであります。

しかし、いづれにいたしましても、御説のように、こちらが援助し、農業開発をやつてもらつてその国も安定繁榮する以上、こちらもそれに見合うような努力をしてまいることは、アジアの繁榮のため当然だと思つてあります。

それから米の問題であります。御存じのとおり持ち越しが多い。そこでこれを輸出に充てたらどうかという声なり御意見もございまして、私も多少そういう点については研究はいたしておるのであります。ただ御存じのとおり、日本の米といふものは国際比価におきまして相当高い。それから品質、あるいは輸送費とか保管とか、そういう面を考えると、これにはなかなか技術上のむずかしい点がございますけれども、穀物協定の精神もありますし、いろいろな面も活用しながら、何かくふうができればそういうこともよくふつてまいりたい、こういう考えでございまして。

○三宅委員 だんだん時間も参りましたから、結論を急ぎたいと思つておりますが、私はさつきもインドの話をしていただきましたけれども、文部大臣来ておられますか。文部省、だれがおいでですか。

○小室委員長 政務次官が見えております。

○三宅委員 日本の在外公館や大商社の諸君など落ちつかぬというふうなことをお話いたしました

が、落ちつかせる体制をほんとうにつくつてもらわなければいかぬと思つております。その意味におきましては、たとえば日本の小学校などをほうぼうにつくりたがつていられるけれども、なかなか先生に困つてゐる。南米などにおきましても、だんだん日本語を忘れてしまふ二世、三世ができてまいりまして、それでは実にもつたないと思つてあります。それから、だんだん行く人がふえればふえるほど、先生の需要なども多くなりまして、この問題について現地の諸君が痛切に感じておられますのは、向こうに行つて働いておりました間に休職になつたりいろいろして、こちらにおつてしまふという状態です。これは単に小学校だけじゃありませんけれども、文部省に特別をお願いをするのは、いまだ南米の關係にしても、日本を出ておる關係にいたしましても、この点について姿勢が少し不親切だと私は思つてあります。ほんとうに向こうに行つて働いたならば恩給年限に半分、昔の、外に出て働いたならば恩給年限に半分の年数で達するといふように、むしろよい昇進するような方策をもちまして、うんと日本人を出さなければならぬと思つてあります。そうすれば、若い諸君などは喜んで出ていくと思つてあります。これは技術者にいたしましてもだれにいたしましても、日本から外に出ました人々が、帰つておつてポストなどに困らぬように、また、出ておる諸君が自分の子供の教育に困らぬように、ほんとうに落ちついてやれますように持つていかなければならぬと思つてあります。こういう点について、全体の技術者その他のそういう優遇措置については、最近だんだん考へてきておられるという話であります。それから、わが国は経済企画庁長官から、それから文部省のほうからは先生の問題について、そしてまだそういう点が徹底でありません。この機会にほんとうに固めてやつていただきたいと思つてあります。

○久保田政府委員 文部大臣が来ておりませんので、政務次官の私がかかりましてお答えいたします。先ほど来、三宅先生の世界平和の原則から南北問題につきましても御意見を拝聴したわけでございしますが、ただいまの御質問は、海外におきまして日本人学校に對してしまつての熱意の程度がどのくらいであるかといふような点に集約されると思つてございまして、私も先生と同じような意見を持つてゐるわけですが、まず第一点といたしまして、海外協力につきましても物と、それから精神と二つあると思つてゐます。当面する経済協力というその裏には教育投資をいかにするかといふことが最大の問題であらうと思つてゐます。そのような点で先ほど来、御意見がございました。現在の日本の経済の開発といふものは、おそらく日本の教育といふものが非常に世界的に見て前進しておる。これがまず基本にあげられなければなりません。これを通して、海外協力をいかにするかといふような問題は重大な問題でございまして、その中から文部省といたしまして、あるいは大使館等それぞれ勤務者が安心して教育に従事できるということについては、やはりその地域において、いわゆる日本人学校、これの教育を充実させる。たまたま私は最近におきまして、東南アジアあるいは中近東方面にも参つてまいりましたけれども、昨年の暮れタイに参りましたところが、タイの大使館のある事務官でございまして、帰りました。これは一つの例でありますけれども、タイに現在三百人の子供さんがおられる。その中で、親として自分の子供の教育といふものがほんとうにできるかどうかといふことが一番の心配なんだ。これを切実に訴えられたわけでありまして。

そういうふうな観点からいたしまして、これからはその地域において腰を落ちつけてやはり努力しようといふのは、まず子供の教育といふものを真剣に考へてやらなければならぬ。かような点から申しまして、いま文部省といたしまして日本人学校及び日本語講習会についての現状といふものは、次のような点でございまして。

現在、海外在住の日本人子女に對しては全日制、全教科の教育を行なう教育施設、いわゆる日本人学校はアジア地域に十二カ所あります。中近東、アフリカ地域に三カ所、ヨーロッパ地域に一カ所、中南米地域に一カ所、計十七カ所に設けられております。在外公使館と日本人会等の協力により運営せられておる次第でございまして。

文部省といたしましては、これら日本人教育施設における指導の充実をはかるため、外務省に協力をいたしまして、国立大学付属小学校教官の派遣、講師のあつせん等を行なつております。欧米のほとんどの地域においては、日本人子女は現地の学校またはアメリカンスクール等の国際学校に通学をし、希望者が多い地域では休日等に日本語講習会を実施され、外務省において講師謝金、教材費等の一部補助を行なつてゐるのが現状であります。文部省といたしましては学識経験者、海外勤務者の派遣関係者、関係省庁職員等よりなる海外勤務者子女教育対策連絡会を開催して、これら子女の教育の整備充実について研究を行なうこととしております。が、外務省とも協力をいたしまして、必要の高い地域に全日制の教育施設を増設できますよう、積極的に検討いたしておる次第であります。

以上、お答え申し上げます。

○三宅委員 ちよつとそこにおつてくださいます。それは非常にありがたうございしましたが、私の言いたいことは、向こうへ行つた者が昇進だつてずつと同じように昇進され、むしろ向こうにおれば昇進が早いくらいにひとつはんとように奨励して、そして帰つてきてもちやんとポストがある。そういう仕組みにしなければだめじゃないか。そういう仕組みにすれば若し先生だつて喜んで中南米だつて行きますし、またうんと出さなければならぬ。それは向こうにほれ込んでおつてくれればよいし、戻つてきておつてくれようでありまして、そういう制度を考へておられるかどうか知りたいのです。

○久保田政府委員 担当の政府委員から説明申し

上げます。

○安達政府委員 先ほど政務次官からお答えいたしましたように、在外勤務者の日本人の子弟のための全日制を行なっている施設が十七ございすが、そのうち十三カ所に対して、国立大学の付属学校の教官を現職の身分のまま出張という形で派遣いたしておるわけでございます。したがって、これらの方々につきましては、先生のお話のとおり身分が保障され、帰った場合は当然また復職できるわけでございますが、そのほかに現地あるいは日本で募集をいたしまして、派遣する講師がございします。これらの人たちは外務省のほうの費用で講師の手当が出ておりますが、それらの人につきましての身分の点は、こちらに帰った場合、なお不十分の点がございします。これらの点につきましては、お示しのような点に従いまして十分検討いたし、向上するようにいたしたいと思ひます。

○三宅委員 たとえば中南米などにおきまして日本人がたぐさしております。大使館などから離れたへんぴな土地にたぐさんおるといふようなところでは、先生が足らぬでほんとうに困っておるのであります。だからして、たとえば正規な、国内における学校のようなものでなくても、ひとつ身分の保障をいたしまして、優良な人をどんどん出すという一つの交流の方法を考えていただきたい。これは文部省、それから同時に経済企画庁になりますか、外務省になりますかわかりませんが、けれども、ひとつその他の技術者を呼ぶについても、身分上そういう恩恵が及びますような制度をどうんぞ考えておられるという話を聞きますが、御存じありませんか。これはもしできておつても拡充するようにお願いいたします。御答弁は要りません。それで外務省の政務次官おいでくださったそうでありまして、先ほどもちよつと言ひましたけれども、御答弁を求めて置かなかつたのであります。

それで、むしろ言ひたかつたことは、ほかの大臣から御答弁を得ましたから、事務的なことにな

りますが、最近の時代の動きから見まして、外務省は在外公館の数の入れかえだとか、ほんとうにいろいろ考へなければならぬ段階ではないかと思ひうのであります。考へておられるかも知れませんが、さつき例として申し上げましたのは、日ソ航空ができてまして、フィンランドが近くなりまして、それで、あそこにごつと行きますけれども、三人くらいしかおられない。それからトルコに行きますと、イスタンブールとアンカラで、アンカラには十二、三人おりますけれども、人の行き来はイスタンブールには人が二人くらいしかおられない。そういうやり方では、実際問題として旅行者は行き来すけれども、学生などの旅行者がうんとふえて、そういう世話もふえておりますし、いろいろですから、やはり経済状態がいろいろ変わりましたならば変わつたように、ひとつ人員の配置を考へられる必要があると思ひうのであります。ただし、あまり定員をふやしては困るという国全体の姿勢がありますから、むずかしい点もあるかも知れませんが、入れかえてやれるところはそれを考へていただく必要がある。

それから第二は、そういうところだつて實際上仕事ができないのではしようがありませんけれども、方々でやっておるようでありますので、制度として適當かどうか知りませんが、熱心な学生がその国の大学に入りましてアルバイトをしている。それは非常にいいことでありまして、その国のことばのわかつた者を何人か置かなければ問題にならない。私はデンマークだつたと思ひますけれども、デンマーク語のわかる人がその大使館に一人もおられぬ。英語でやつてゐるというのでは、ほんとうにかゆいところに手が届くことができないと思ひうのでありまして、語学のできる人を置かなきゃならぬ。それには、やはりイギリスがやつたようなことをまねればいと思ひます。それは、半数ぐらゐの在外公館の館員はそれぞれ転勤させてけつこうでなければ、あとの半数ぐらゐは、十年でも十五年でもおつて、おればおるだけま

たから、その国を愛してその国にとどまつてくれるくらいの人をつくつておかなければ、東京のほうばかりねらつておつて、早く帰りたい、帰りたいというふうなやり方をやつておつたのでは問題になりませんので、それについてお考へ願ひたい。

それから、ことばの問題を申し上げましたけれども、近ごろは学生がうんと旅行するのですが、無銭旅行などですぐに迷惑をかけている者もあつた。ありますけれども、これは国民的な元気の発露でありまして、たくさん行けば、何百人もの中には、一人や二人迷惑をかける者もあるかも知れませんが、それなどに対しましては、在留同胞がたぐさんおるところは、苦勞したる在留同胞に世話をしてもらつて、そして大使館が関与されるというやり方がいゝ、そういうような人がおられぬ、あるいは少ない地帯におきましては、大使館は臨時に人を入れられてでも、ほんとうに親切に指導するという立場をとらなさいかと思ひうので、この点について申し上げたいと思つておつたのであります。

それと同時に、外務大臣に申し上げたことは、東南アジアにおける日本の在外公館の館員だとか、大商社の社員というものは、白人に対する劣等感を持ち、有色人種に対する優越感を持ち、そしてさらに、早くヨーロッパへ行きたい、アメリカへ行きたいというふうな落ちつかぬ状態でおるのではしようがないんじゃないか、そういう根性ではしようがないんじゃないかという点を申し上げたのであります。外務省全体の空気がそういうふうな反映されてゐると思ひうので、日本のエリートというものがかつて反省しなさいかぬと私は思つておるものであります。頭がいいなつていつたつて、人間の頭がいいのはたかが知れてゐるのでありまして、自分がばかとかつたときに初めて人間ものになるのであります。そういう意味におきまして、ひとつ外務大臣にお伝へ願ひたいと思ひますが、御答弁をいただきます。

○蔵内政府委員 三宅先生にお答えを申し上げます。

一番最初の御質問で、外務省の在外公館の定員の配置が、現在必ずしも妥當ではないのではないかという御指摘がございましたが、そういう面は、確かにございします。かようにになりました経過は、もう私から御説明するまでもなく、第二次大戦後新しい国家が続出をいたしましたために、在外公館に派遣すべき外務省の館員の数が非常にふえてまいりました。ここに、できるだけ兼轄方式をとりました。中心になるべき国の公館が近隣諸国はできるだけ兼轄をするようにしてやつておりますが、もうこれも先生御承知のとおり、新しい国はすべて大使を要求してまいります。これはやはり、わが国だけの事情で、大使館の館員数、機構等を決定するわけにまいりません。向こう側の都合もございします。その間はできるだけ相互に話し合ひながら、公館の設置を今日まで進めてまいつたわけでございします。いまお話しのとおり、必ずしもバランスがよくとれておりません。そういう点は、ただいま外務省の中におきまして、在外公館の適正なる配置をいかにすべきかというところで、機關を持ちまして、再検討を加へておる段階でございします。今後はできるだけ機動的な能力の發揮できるような、そういう公館のあり方の実現を期してまいりたいと思つておるところでございします。

それから第二番目の語学であります。これは外務省の中におきまして、いわゆるキャリアオフィサーという連中でも、自分の専門外国語のほかに必ず一カ国語は専修せしめる、特に語学研修生には重点を置きて、現在でも三十四カ国語は研修をいたしておられます。しかしながら、まだまだそれらの土地土地の特有の言語がございまして、これらに習熟することは外交活動上必要なことでありますので、できるだけ在外公館におきましてこれらの研修をさせたいと思つております。それが先ほどの定員の問題とも関連いたしまして、語学の修得に必ずしも多くの時間をさき得

ない事情もところによつてはあろうかと存じます
が、いま申しましたような事情で、御指摘のよう
なことでございますので、できるだけ語学の研修
には今後も努力をさせてまいりたいと思つており
ます。

それから、外地旅行者あるいは滞在者のため
に、在外公館でできるだけのめんどうを見る必要
がある。これも御指摘のとおりでございます。た
だ、先ほど申しましたような事情で、非常に館員
の数が少ない。特に先進国の相当大きな国でござ
いまして十名以上の館員を持っておる公館は非
常に少のうございまして、その中に館長がおり、
さらに経理事務等をやっておる者を除外いたしま
すと、外地に出てまいりました日本人のお世話を
する活動のできる数が非常に限られてまいること
も事実でございます。これらの点に非常に御不満
を与えておる点が多々あるかと思ひますが、こ
れらも先ほど申しましたとおり、できるだけ改善
をして、外地旅行者、滞在者のための便宜に欠け
るところのないように努力をいたそうかと思つて
おります。これらを含めまして、ただいま外務省
の機構の中でどう改善したらいいかという案を立
案中でございますので、そう長くはかかりませ
ん。わずかの時間をひとついただきたいと思います
おります。

それから、外務省の在外に出てまいりました館
員がとかくいいところにはかり行きたがつて悪い
ところに行きたがらないということでは、今後の
世界政局、外交の舞台では、はなはだ不適當であ
らうと思ひます。後進国と先進国とを大別いたし
まして、後進国のほうはるかに多くの国数が
あり、人口を擁しておるところであります。それら
の中にあって日本が生きていかなければならぬと
いうのが今後の国際情勢でございますから、外交
官たるもの、自分の任地において最大の愛情を注
ぎ得るような教育を今後外務省の基本方針といた
しまして指導をしてまいりたいと思つております。
以上お答え申し上げます。

○三宅委員 どうもありがとうございます。

○小峯委員長 本会議散会後再開することとし、
この際休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時七分開議

○鴨田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を
議題とし、質疑を続行いたします。千葉君。

○千葉(佳)委員 休憩に入る前に三宅委員のほう
から、いわゆる南北問題の本質といひますか、そ
れから経済援助に対する基本的な姿勢といふこと
についてお話がありましたけれども、私はこれに
関連して、今回の法改正の性格といふ点につい
て、ひとつ宮澤長官の御意見を賜りたいと思ひ
のであります。

この性格ですけれども、実は今日十日の日経新
聞に中小二社といひますか、具体的な名前印和
通商という名前が上がつておるのですが、この印
和通商が現在のインドネシアの国防省と話し合
を進めておつて、内々約八十億円にのぼる大口輸
出についてば合意を見ておる、こういうふうな
報道があるわけなのです。この中身は、トラッ
ク、ジープ、救急車、ステーションワゴン、ブル
ドーザー、こういうふうな軍需品であるといふ
うにいわれているのですけれども、一体こういう
問題が実際に現在進行中なのかどうかです。性
格に入る前に具体的な例について一言御説明を受
けて、それからいろいろ議論を尽くしていきたい
と思ひます。

○宮澤國務大臣 通産省の政府委員からお答えを
申し上げます。

○原田政府委員 日本経済新聞に御指摘のよう
な件が載つておりますが、私どものところにはま
全然そういう話がないのでございませぬ。兵器類に
つきましてはB E援助のネガリストに掲げてお
りますので、インドネシアの援助の対象からす
で除外されております。したがって、こういう

話が実際にもし具体化した場合には、その品
目その他を見ました上で検討させていただくとい
うことになるかと思ひます。

○千葉(佳)委員 まあ、いま具体的な話を聞いて
おらぬというふうなことであります。B Eリス
トにはこの種のものが車両一般といふようなぐ
あいに載つておるか、その点はどうなんでしょうか。

○原田政府委員 B Eリストは通常インドネシア
が必要としたしております品物はたいいていのものが
入り得るわけでございます。したがって、入り得
ないのは兵器でございます。トラックとか、た
だのワゴンでございます。ところが、その意味で
ごく通常の工業品でございますので、その意味で
は兵器ではないといふことで輸出は可能になるの
ではないかと思ひますが、なお具体的にその品目
等々を検討した上でないと、はたしてB Eの中
に入るかどうかといふことは判断しかねるのでは
ないかと思ひます。

○千葉(佳)委員 実はその点が非常に注目すべき
点ではなからうか、私はこういうふうに思ひわけ
てございませぬ。このB Eリストの中に一般的に車
両といふことで書かれてあつて、実際の具体的な
的なケースになれば、ジープだとか、こでい
れております救急車、ステーションワゴン、ブル
ドーザー、こういうふうなもの、これは軍需品、
こういうふうな明記して書いてありますが、その
中に私は入るんじゃないかと思ひますが、そう
いうふうなところの車両一般といふ中で行なわ
れるかどうか、この点を非常に注目しておるわ
けです。と申しますのは、昨年六千万ドル援助し
ました中で、具体的にインドネシアのほうでそれ
をB E、ポナヌエクスポートによって蓄積した
金を一体どこに使つたか。世上、これは開発その
他には使われなかつたので、政府職員に給料に
回つたんじゃないか、このようにいわれておりま
すけれども、それと関連してこの問題は私は注目
していきたい、このように思ひわけです。

○宮澤國務大臣 それは必ずしもはつきりいたし
ませんが、せんだつてインドネシアの首相以下閣

係閣僚が見えましてときに、今回からは輸入権の
売り払い代金は別途区分をして開発に使うとい
う方針であるといふ話がありました。そのさか
を考へてみますと、前回まではそれほど明確に区
分されておらなかつたのではないかと推測がで
きます。

〔鴨田委員長代理退席、委員長着席〕

そういったと、いわゆる一般会計といふよ
うなものであつたといひますならば、その一部
が給与の支払いの財源になつたといふことはあ
り得ることでないであらうかと、ただ、これは実
情を存じませんので、せんだつてそういう説明が
ございましたことの裏側を推察してみても、そう
いふことがあつたかもしれないといふことは考
えられます。

○千葉(佳)委員 実は私、これをせんさくするの
は、政府職員の中に軍隊の給料が入つておるん
じゃないか、こんなふうなぐあいに実は考へるわ
けなんです。

そういったと、昨年の六千万ドルに対する
向こうでの資金の使い方が、政府職員といふこと
で、まあその何分の一かは知りませんけれども、
その中に軍隊の給料が入つておる。さらに、こ
の日経で指摘しておるように、もし今年度の成約
を待つてこういうふうな軍需品といふようなもの
を輸出するといふことになる、これは非常に今
度の法改正の性格の一端を物語るんじゃないか
かといふようなぐあいに、これは単なる邪推に終
わればけっこうでありますけれども、私はそうい
うふうにも考へざるを得ないわけなんです。その
辺は軍隊の給料に使われておるかどうか、ひと
はつきりしていただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 もし政府委員の中ではつきり存
じておる者がございましたら追加してお答えを
いたしますけれども、どうも政府職員——広い意味
の政府職員でございますが、これに米の現物給与
をしておるということ、この間も申し上げてお
りました。そういったと、そういう米を政府が一般
会計で買ひまして、そうして給与に充てておると

いうらしいやうでございますから、その対象にいま御指摘のような人々があるいはあるのかもしれない。しかし、これは実情がわかりませんので、推測しかできないわけでございます。

○千葉(佳)委員 実は冒頭にこういう具体的な点を申し上げたというのは、この前の橋口委員の質問にもありましたし、先ほどの三宅委員の質問の中にもありましたけれども、今回のこのようにうな法改正が、一体国際協議機関といえますか、主として国連を中心にしたようなUNCTADというのですか、DACというのですか、そういうふうな流れに沿って法改正が行なわれようとするのか、それとも、俗に東京クラブといわれたコンソーシアムの流れに沿って法改正が行なわれるのか。非常にこの点で具体的な問題に関係するのではないかと、今回の法改正は一体どういう流れに沿っているのか、はっきりしていただきたい。

○宮澤國務大臣 その点はインドネシアばかりじゃないかもしれませんが、インドネシアの場合におきまして、現在の経済状態から見て、プロジェクトのほかにも現実の消費物資が必要である、食糧その他商品が必要であるというところは、これはIMF当局もそう見ておられますし、コンソーシアムのメンバーもそう見ておられます。コンソーシアムとしても、それを各国並みのゆるい条件で与えるというコンソーシアムのメンバーの一人の立場として申し上げますと、輸銀を使うこともできない、協力基金を使うこともできないということになるわけでございますから、協力基金の許し得るゆるい条件で商品援助をいたそうというところで、それが法改正をお願いしております主たる目的でございますが、これはコンソーシアムの流れから見ましても、IMF等々の世界機関の考えから見ましてもほぼ同じことを要請されておるというふうに考えております。

○千葉(佳)委員 私がお尋ねいたしたのは、経済協力一般ということでは、三宅委員も指摘されましたように、先進国である以上、UNCTADの

一物決議といいますが、DACによる援助条件の緩和、こういうふうな点で当然わが国も入らなければならぬというふうに思われるわけでありましても、それが今回の法改正にストレートにいまおっしゃったように私はつながっておらぬと思う。むしろインドネシアをめぐる債権国会議というものが中心になって今回の法改正というものをやらざるを得ないやうなぐあいになったのかどうか、その辺をもう少し具体的に話していただきたいと思うのです。

○宮澤國務大臣 インドネシアが緊急に援助を必要としておるということは、おそらく世界の多くの国が認めるところであります。昨年この問題がございまして、わが国としては、昨年法令のたてまえから他の国と歩調をそろえることがなかなか困難でございしましたために、一部を御承知のように贈与で与えることにいたしました条件を整えたわけでありまして、しかし、本来先方は贈与をしてくれと言っておたわけではございませんで、返済をするという意思を持っておたわけでございますから、できるならばこれはやはり貸し付けのものがほんとうなでございまして、ただそういう条件が現在の法令ではどうしてもできない、こういうことございしました。したがって、将来また似たような国々が出てまいることも考えられますので、この際改正をお願いしたい、こういうことで御提案をしたやうなわけでございます。

○千葉(佳)委員 私の疑問というのは、たとえばロッチルダムの会議ですか、大体アメリカ同額の三分の一程度、こういうふうなぐあいにきめるような向こうからの要請もあり、各国の意向というものもそうであった、こういうふうにいわれておるわけですが、それが六六年の東京会議以来、俗にどうもアメリカのドル防衛の肩がわりになるのじゃないか、こういうような批判が強いわけでありましても、そういう点で今回の法改正というものも引っぱられておるのじゃないか、このように考えざるを得ないわけでありまして、そうなり

ますと、長官が橋口さんに御説明になったやうに、平和憲法という点から格差を是正することが望ましい、そういう一般論と多少ニュアンスというものが違ってくるのじゃないか、そのように私は考えるわけですが……

○宮澤國務大臣 インドネシアに対する関係につきましては、わが国は従来アメリカとは同じ立場ではなかったやうに考えております。すなわち、前政権の時代にもわが国はインドネシアに対して賠償以来ずっと援助を続けてまいりました。米国は途中で前政権といろいろ確執を生じたことは御承知のとおりでございます。したがって、わが国の一貫した立場は、非常に独立の道に苦しんでおりますところのインドネシア国民の生計を助け、国の復興を援助するために援助を継続してきた、このことは、いわば政権のいかんにかかわらずやっておりますやうに考えております。この点はアメリカの立場とは沿革的に違っておたというふうに考えておりますが、今回も従来と同じやうな人道的な立場からわが国のできる限りの援助を与えるということでございまして、この点は先日橋口委員に申し上げたとおりでございます。

さて、わが国がそのコンソーシアムの中でどのくらいの負担をすべき国であるか、あるいはし得る国であるかということについては、私も国内の経済をお互いによく千葉委員も私も知っておりますから、できるだけ少なく済ませたい。それが身分相応だと考えるわけでございますけれども、国際的には相当な工業国であるということも認められており、また、地域的に同じ地方にあるということも事実でございますから、まあコンソーシアムのみんなの意見も聞きながら、客観的に身分相応と思われる程度の援助をしてみたいなればならぬだろう。それはコンソーシアムのメンバーの中で相当大株になるということも、同じ地域にある国に對するものでありますだけにやむを得ないのではなからうか、こういうふうにか

とえばインドネシアに対する債権国会議をもし日本が提唱して開くとするならば、同じ債権国という点では、共産圏も約十三億くらいですか、たしか借款があったと思うわけでありましても、もしOECDの流れをとってほんとうに何らの邪心のないところで後進国を援助するというやうな点ならば、債権国会議を開くにあたっても、西側の債権国会議も必要でしうけれども、それと同時にやはり共同の債権国会議というものが当然あつてしかるべきではないのか、むしろそういうふうなことが長官の言われておる平和憲法の流れをくんだ真の海外経済協力ではないのかと私は考えるわけですが、その点はいかがですか。

○宮澤國務大臣 将来の理想を申しましたら、私も御指摘のとおりだと考えるわけでございます。〔委員長退席、海部委員長代理着席〕ただ、現実の案は、共産圏の中の主たる債権者はソ連でございまして、そうしてその援助の内容がほとんど武器援助であつたということから、他の国のいたしております援助、債権と性格がかなり異なりまして、したがってソ連は今後インドネシアと二国間で交渉をしていくということになつたわけでございます。これは将来の理想といたしましては、もう共産圏、自由圏にかかわらず一つになつて援助をする、それもなるべく、先ほどまさに御指摘のやうに武器援助などはいたしませんで、平和的な援助をするのがほんとうと思ひますが、過去の実績がそうでございせんために現在の取り扱いがそういうふうな二つに分かれておる。これは理想からいえばまだまだ理想にはほど遠いということにならうと思ひます。

○千葉(佳)委員 この問題については最後にお尋ねしますが、長官がかねがね言われておる平和憲法の精神に從つた海外経済援助ということになりますれば、やはり私は、国連を中心にした流れをくむ経済開発、経済協力というものを少なくともやられるべきではないのかというふうに思ふわけでありまして、単に、いまのお話のやうに性格が違ふというだけでいゆるコンソーシアムを結成

すると、いうことは、どうも何らかのてこ入れといふやうなそしりを免れないのではないか、このやうに思うわけであります。まして、先ほど私が具體例として申し上げましたやうに、昨年度の六千万ドルの援助の中で向こうの政府の職員給料に払われた、政府の職員の中には軍隊の給料もあった。これはどうなるかわかりませんが、しかし、三井物産なんかも談話を発表しておりますやうに、この情報、この記事というものは私は信憑性があるのじゃないか、そういうふうにして、ことしの援助額がまだきまらぬわけですから、きまらぬのを見越して、大体内諾のところにも、ジープだとか救急車とかステーションワゴンというものがもうすでに話し合われておる。こういう問題は、どうしても先ほど私が言いましたやうな何らかのてこ入れという印象を非常に国民に与えるのではないか、このように思うわけでありまう。

そういう点、巷間伝えられておる日経の記事というものが今後もし具体的に出てきたならば、一体どのような対処されるお考えであるか。そうなりますように、一般新聞紙上に軍需品など約八十億というふうにも明記されておるわけですから、国民の疑惑というものも非常に高まってくるわけではないか、このように考えるわけでありまうけれども、す。いまは新聞記事の段階でありますけれども、これがもし現実起きてきた場合にどのように対処されるか、その点はつきり、確約といいますか、確言を得たいと思います。

○宮澤國務大臣　過去におきまして、インドネシアをめぐりまして、米ソあるいは中共等のイデオロギーの対立がかなり渦巻いたことは、これは事実であつたと思います。しかし、わが国は一貫して前政権とも友好関係にありまして、現政権とも友好関係にございます。これは午前中三宅委員が御指摘になりましたように、わが国がもはや他国に対して軍事的意図を持たない、またそれらの能力をみずから放棄しておるといふことの結果であつたろうと考えます。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕

したがって、今回までのコンソーシアムがこういうふうに分かれたしたのは、過去のそういうイデオロギー的な対立のやはり残滓であるというふうを考えております。米ソの関係もだんだん緩和されてまいりまして、将来の理想としては、そういうことがなくなつて、インドネシアに対する援助も武器などでなく、平和的なものになることが願わしいのでありますが、わが国は一貫してそういうことをやってまいりました。また、そういう憲法を持っておるわけでございます。したがって、今回援助いたします際にも、BEの対象に兵器が輸出される、輸入されるということは、これはたてまえとして認めない。ネガチプリストに入れておるわけでございますから、そういうことは今後とも許さない、こういう立場であります。具体的に、ジープあるいはワゴンのごときが兵器であるかないかということになれば、それは常識的には兵器ではないというふうに考えるのが穏当かと思ひますが、いやしくも兵器であるということになりますれば、これはネガチプリストでインドネシア側が輸入することは認めない、そのためにはポーナスエタスポートは使えないということでございます。

○千葉(佐)委員 ジープが兵器であるかどうかという点につきましては、私もさしあたり確信はございませぬけれども、くだいようですが、向こうの国防省とこの話が話し合われておるといふところに、直接大砲とか火薬というものではないでしようけれども、やはり軍隊で使われるという点については、軍需品といえますか、それに変わりはなと思うのです。最後に、もし将来こういう巷間うわさされるものが現実によこの六月なり七月に起きてきた場合には、そういうふうなつもりで対処されるのですか。

○宮澤國務大臣　ネガチブリストに載っており、
すものにつきましては通産省で認証を一つ一つい
たすわけでございますから、その際に、いやしく
も兵器であるといったようなものについてはこれ

を認めないというのが政府の態度でございます。
○千葉(佳)委員 この問題はこのくらいにしまし
て、次に、従来まで行なわれておったインドネシ
ア賠償から始まって、賠償による援助といえます
か、賠償を担保にしたところの援助その他の緊急
援助という、いろいろの援助がありましたし、中
には、最近問題になりました例のリファイナンス
ですか、そういう形の援助ということもあつたで
しょうが、こういう点、インドネシアに関する援
助というのは、八〇％ほどがほとんど有効ではな
いといふふうにいわれておるわけですし、従来か
らもそれに伴つたいろいろのスキャンダルなども
起きておるようでありますけれども、橋口さんの
お話にもありましたような、たとえば三Kダムを
例にとりまして、私どもが援助として出した金が一
体向こうの開発に実際に具体的に役に立つてお
るのかどうか、そういう点、どのようにお考えにな
つておりますか。

ドネシア賠償、もしくは賠償を担保として出したいいろいろなものが、先生御指摘のとおりに必ずしも当初の目的を完成しておらないものがあるというところは事実でございます、そういう意味におきまして、一〇〇％所期の目的を達した、もしくは一〇〇％相手の国の経済発展に寄与したとはいえないことは事実でございます。

ただこれはその理由を考えてみますと、その場合、必ずしもわれわれの側の理由ばかりではございませんで、あるいは先方の政変以来の国内事情による現地通貨の不足その他の理由によってできてないものもございます。しかし、たとえ賠償と賠償担保をとってみますと、大体三十二のものうち完成しているものが十幾つございまして、機材だけを渡すようなものが六つあります。あのまだ完成していないものは十一くらいでございます。いまおっしゃいました三Kダムなどはまだ完成してないほうに入っておるわけでございます。そういう意味で、必ずしも完全ではございませんけれども、ざりとて、そう全然相手の国の経済

なお、三Kダムにつきましては、まだ本年度の援助の額もきまつておられないものとございますから、まだ本年度の手がついておられないのでござい
ますけれども、これにつきましては、インドネシ
ア側も、またわれわれのほうも額がきまり次第
さっそく手をつけて完成したいと考えている次第
でございます。

○千葉(佳)委員 実は、従来までの援助というものが具体的にどうであったかということを正確に調査するということは、今後のあり方にも非常に關係してくると思うわけです。必ずしも十分じゃないというお話がありました。先ほど私申し上げたように、一般的に巷間八〇％はだめだ、こういわれておりますから、その辺の食い違いは非常に大きなものがあるのじゃないか、こういうふうに思うわけです。

ですから、たとえば**具体的に**にそういう三K党の場合はどうだとか、さらにその他の鉄道、有名な、鉄骨だけでそのまま引き上げてきたというホテルといひますかデパートですか、そういうような二、三の例をあげて、必ずしも巷間伝えられるような八〇％はほとんどむだであるという、そういう意見のものではないというもし確信があるならば、具体的な例をあげてひとつお示し願いたいと思う。

○上田(常)政府委員　お答えいたします。この援助と申しますと、先ほど私が申しましたのは、賠償及び賠償を担保といたしました借款でございますけれども、そのほかに昨年度出しましたような借款援助、つまり借款でございます。もちろん借款を含めて考えなければいけないわけでありますが、そこで八〇％効果がなかったというのが、算定のうかたに実はいろいろなあつてむずかしいと思うのでございますけれども、たとえば昨年度出しました六千万ドルのいわゆる借款について考えてみますと、これは第一の目的が、現在インドネシア経済

におけるインフレの収束、経済を復興する前にまず安定させるということ、そういう目的のために各国と協同いたしましてわが国も六千万ドルの借款を出したのでございまして、その結果どうかと申しますと、たとえば物価の上昇率を見ましても、一九六六年と六七年を比較してみますと、昨年は物価が大体二倍くらい、その前の年を見ますと、もっとこれは七倍にも八倍にもなっていたときもあった。もちろん完全に所期の目的を達しているとは申せませんが、これは何と申しまして、インドネシアの経済の混乱の根が深いのでございまして、なかなかそう一朝一夕には直らぬと思ひますけれども、しかし、インフレ収束の点につきましても徐々に安定の方向には向かっていると言えらるると思ひます。

それから、なおまた賠償及び賠償を担保といたしましたものについて例を示せという御指摘でございまして、たとえば賠償を担保といたしましたもの、これは先生方インドネシアにおいてになりました方が必ずお泊まりになつていらつしやいますホテル・インドネシアでございまして、これは賠償を担保といたしまして建てたホテルでございまして、現在ジャカルタではもう外国人が泊まるホテルと申しますとこれしかございせんし、これはまたオフィスも不足しているものでございまして、ほとんど半分はオフィスのように使われておる。これは非常に効果があつてゐるといわざるを得ないと思ひます。それからまた、御指摘がありました百貨店でありますが、サリナ百貨店などもやはり賠償を担保として建てたものでございまして、これもジャカルタの町でりっぱに経営をいたしております。

ただ、先生がおっしゃいました三Kダムについて見ますと、先ほど私が申し上げましたように、これはまだ所期の目的を達していません。具体的に示せという御指摘でございまして、三Kについてちょっと申し上げますと、まず三Kダムは東部ジャワにございましてカランカテス・ダムとそれから同じくカリコント・ダム及び南カリマンタン

のリアムカナン・ダム、この三つが俗に申します三Kダムでございまして、これはいづれも多目的ダム、つまり洪水の調整及びかんがい並びに発電というふうなものでございまして、このうちカランカテス・ダムにつきましては、仮締め切りダムとそれから仮排水トンネルは完成いたしました。ただ、まだダムの本体のほうが完成いたしておりませんので、約一四〇程度でございまして、それからカリコント・ダムにつきましては、これも仮排水トンネルは完成してありますが、ダムの本体のほうはいまだ基礎工事を実施中でございまして、なお、リアムカナン・ダムにつきましては仮排水トンネルと仮締め切りダムを施工中でございまして。

○千葉(佳)委員 インフレの収束について非常に効果があつた、ある程度効果があつたといひますか、その点については事実だらうと思ひます。たとえば六六年に緊急円借款をしましたね。三千万ドルですか、このうち、たとえば生活に非常に密着だと思はれる農産物のための肥料、これは一昨年の六六年では七百四十万ドル、昨年の六七年では五百三十万ドルというぐあいに、肥料も六六年よりは六七年のほうが少なくなつたというふうな事態が起きておる。一体これはどのように理解すべきか。さらに、各国から昨年二億ドルですか、それがきたときには、なるほどおっしゃる通り一時はインフレが収束したでしようけれども、ここの旧正月を境にまた端境期になつて上がつてきたというところになると、何と申しますか、ちょうど砂に水をかけたような、何らあとに残らないで、ただ吸われればなしではないか、こういうような感じが非常に強いわけですから、この辺はどういうようにお考えになつておられますか。

○上田(常)政府委員 お答え申し上げます。実は、インドネシアの物価のとり方でございまして、これも、場所によりまして、厳密に申しますと、たとえば米をとつてみましても、ジャカルタの米の値段とスマトラの米の値段では非常に違いがございまして、それからまた、先ほど私は年間を通じて

およそそのくらいと申し上げたのでありますけれども、その一年の間にもいろいろ、たとえば端境期になりまして米が少し出回らなくなつて、そのときには一般に物価が少し上がつてくるというふうなことがございまして、特にいま先生御指摘の、昨年の終りごろから今年の初めにかけますと、これはまた少し一般の物価が上がつておりました。これは実は各国が昨年初めに与えました援助による外貨をすぐ使い果たし、しかも、それがちょうどだんだんお米の端境期にかり、片や昨年干ばつがございまして、昨年の暮れくらいからここの初めにかけましてやや物価が上がつてきて、不安定な様相を示しておるということもございまして。

○千葉(佳)委員 それでは、外務大臣が忙しいのでございまして、いまのことは一時中断して、外務大臣にひとつお尋ねいたしたいと思ひます。ことしの先月二十四日、インドネシアのセダ大蔵大臣でございまして、閣議後の記者会見で、日本の援助の状況が非常に好まれておるならば経済的な報復をとらざるを得ない、このようなふうにお話されたのであります。これは新聞に報じられておりました。その具体的なあらわれが今月に入つてから、九日明らかになりました例の大使館の査証料、これが問題となつて出てきたわけでありまして、一体私どもの援助がおくれると——従来からいろいろな形の援助があつたわけでありまして、いまに相手のほうから経済的な報復措置をとられなければならぬということ、これはガットで禁止しておるものであります。こういうような措置として大使館の査証料、特にほかの国と比べれば非常に率の高い〇・四〇というのが出ております

が、そういうふうな事態に処しまして、外務大臣のようにお考えになつて、どのような措置をとられておりますかお尋ねします。

○三木國務大臣 セダ君がどういふ発言をしたか、国内的ないろいろ事情もあると思ひますが、いづれにしても、インドネシアの経済安定再建に對しては、日本はこれはもう非常に大きな援助をする国であることは間違いないのでありますから、報復というふうなことがインドネシアから日本に對してとられるというふうな意味のものではない。大使館の査証料のために千分の〇・四で査証料をつける、そういうことを大使館がやり始めた。これはもう日本とインドネシアの通商条約にも違反しますし、ガットの勧告もあり、五月九日ですか、西山大使を通じて、これはもう直ちにそういうことはやめてもらいたいということていまして交渉をしておるわけでありまして。どうも現地の大使館の発意でそういうことをやつた、こういうのですけれども、しかしこのことは、いま申したように条約違反でございまして、外交交渉を通じてそういうことを一日も早く解消するように努力をしておる次第でございまして。これを日本に對する経済報復とはとていいないのであります。インドネシアというものは、日本の援助というものをインドネシア自身が非常に大きな期待をいたしますし、だから真正面から報復というふうな性質のものではないと思ひます。

○千葉(佳)委員 報復ということばは、これは新聞紙上で報じられたことであります。形を変えて、ほかの新聞では援助を牽制球というふうにいわれております。これが多少のかけ引きにはなつておるのでありますけれども、しかし、そういうふうな日本とインドネシアとの関係において、経済報復ということばは非常に悪いかもしれませんが、そういう、逆に相手の政府が出てくる空気といひますか、態度といひますか、そういう問題——この前に三宅委員も言われましたが、アメリカが海外援助をして、實際あけてみればあま

りありがたがられてもいない。日本だってエコノミックス・アナルといわれて、実際には警戒をされておる。これは一つの象徴的な事件であらうと思ふのです。やはりかけ引き上の牽制球であらば幸いでありませうけれども、そういうふうな相手の側が必ずしも日本の従来の援助について、フランクにお互い同じ方向を向いてともにやっていると云うわけではなからう、これが私は非常に問題だらうと思ふ。その点、外務大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○三木国務大臣 私どもがやはり海外の経済協力というものをやります場合に非常にわれわれが苦心するところは、新興諸国はわりあいものもの決定が民主的な形はとっておりませうけれども、大統領とかなんとか、そういう地位の人がそのことは非常にきめやすいのです。ところが日本の場合には、これは非常にいいことだと思ひますが、国会において非常に健全な野党勢力を持っておるわけです。だからなかなかちよつとしたことは承知しないのですから。そういうことで、インドネシアからすれば、もつとやはり日本の政府が援助を行なうに際しても、まだ国会で基金法が通らないでも、大体これくらい援助するというようなこととコミットメントを与えるくらいのことではでき得るであらうと考えているのです。向こうは、ところが日本の場合には、日本の政府というものはそんなに自由に、いろいろな国会の法案などの根拠なくしてよその国に援助を約束するようなことはできないのです。それは、国会においてもそういうことをやらなければならぬことになる。そういうこととでその間のギャップがあるのです。向こうから言えば、それくらいのことではできやうかい、こちらから言えば、こちらはいかにへんな批判の前に常に政府は立っているわけですからね。そのギャップが、何か日本が好意を持たぬような印象、日本の何かセルフフィッシュな、やればやれることをやらないうというように通ずる場合がある。この点はわれわれとしてもやはり今後とも努力していかなければ、日本はやれること

をやっていないという感じを持たしておるのです。こつちはやれるだけのことはやっておるのだけれども……。日本の政治形態からくるところのひとつの民主主義が非常に徹底しておるわけですね。そういう意味でギャップがあることは事実で、今後とも、この点は外交上においてもやはりもつと日本を理解させるための努力はしなければいかぬ、そういうことだと思ひます。

○千葉(佳)委員 たいへんおほめをいただいたわけでありませう。最後に一言だけ、ひとついまの問題に関して、西山大使を通じて嚴重な抗議を申し込んだそうでございますけれども、表向きの理由になつてゐる大使館の費用に充てるために、かりに○四〇〇万ではなくても、ある種の品目に限つて定額というものはガツトでも一応認めておるところだそうでありませうが、そういう点、今後の話し合いで完全撤廃をさせたい、ある種の品目に限つて定額というところまで妥協して大使館の費用を生むのか、その点の見通しを聞いて、外務大臣の退席をいただきたいと思ひます。外務大臣に対してはこれで終わります。

○三木国務大臣 この海外経済協力基金も、皆さんおそろしく御承認をいただけたと思ひますから、そうなつてくれば、日本はインドネシアに対しては、援助といふものに對して日本の態度を明らかにすることができませうから、そういうことでこの問題は私は解消する、こう考えています。だから、率をどうしようかというのでなくしてこれは根本的に解決をしたい。インドネシアの本国政府も、こういうことに對しては、大使館のその処置というものを承認してないという報告をわれわれは受けておるわけでありませう。したがって、これは解決するというふうな考へております。

○千葉(佳)委員 それでは、前の質問に移りたいと思ひますが、先ほど日本の援助が○一〇〇〇万とまではいふまでも、有効に使われておるのか、多少相手の国内政干渉になるような話も非常にあると思ふので、私も恐縮なんですけれども、これ

は日本の国民の血税の中から金が出されておるの、そういう点で多少くどく話を申し上げるの、誤解のないようにしていただきたいと思ふのです。

それで、長官にお尋ねしますが、最近インドネシアでは例の国会議員の自動車購入にからむスキャンダルといひますか、大問題になつておるようでありませうし、暫定国民協議会の中では総選挙を大體延ばすというふうな取りきめもやつておるようでありませうが、そういう意味で、今後インドネシアの政情、国情というものが、ほんとうに安定と復興の方向に向かつておるというふうにお考えになつておるのではありませんか。その辺の長官の見通しといひますか、そういう問題をお聞きしたいと思ふのです。

○宮澤国務大臣 私も千葉委員と同じように、相手の内政に干渉にならないようにと、同じ精神で遠くから見ておられますことを申し上げるわけでございますが、過去を振り返つてみますと、本来インドネシアが経済をつくり上げるという過程では、やはり農業あたりからじみちみちと始めて、食糧供給をまず安定させて、そして中小企業を育て、さらにその上で大きなプロジェクトをやつていくというふうな道をとるのが一番じみちなやり方ではなかつたかと思ひます。事實は、しかしなかなかそういう方法では、政權をとつております指導者が国民に非常にはでに映るような――農業なんてものはでなものでございませうから、これはいけば人心を収攬する短期的な方法としては、とかくはでに映るものをやりたがる。これは悪意ではありませう、ありやうなことでありますが、そういうふうなふうにならなから、従来の援助が使われたのではないだろうか。そして、先ほど外務省の局長からお話のありましたように、プロジェクトも途中までいきまして未完成のまま置かれておるということであれば、結局これは千葉委員の言われるように、現在の生産面における効率はゼロであるということになつてしまふ。ただ、投資としてはゼロではない。残つておればそ

の次がいけるわけですが、生産には何ら当面貢献しないという、そういう無計画性というものがやはりいふんあつたのではなからうかと思ふの、ございませう。ですから、その点はまたB Eについていふ言へることでございまして、あとは輸入権を売りまして、それを別途に会計に積みまして、その会計を産業投資なら産業投資に充てる、こうしていきまして、ちよつとわが国の場合見返り資金の循環が起つて、そして産業投資が進んでいくのでございませうけれども、これを人件費か何かにかつてしまひましたらいつとき限りのことになるわけではございませう。おおよそ、そういう産業政策及び財政政策両面で計画性を欠いておつたのではないだろうか、これが援助が十分な効率をあげ得なかつたかなり大きな部分の原因ではないかと思ふのでございませう。また民生が安定しない原因でもあらうと思ひます。どうもその辺のこと、に、せんだつて皆さん見えて話をしていますと、かなり気づいておられるようでありまして、そういう面ではだいぶ問題がわかつてこられたのではなからうかと思ふのでございませう。しかし、これは政治の面で民主主義というものがわれわれの考へたような形で確立されていくのか、あるいはまた別の形の安定になるのか、その辺は、国民性も違ひますし、よその国のことでも、ことに私にはわかりかねるのでございませうが、経済政策の面では、いままでもな成功しなかつたかということがかなりわかつてきておるのではないだろうか。国際関係が一般に安定いたしましたら、それもインドネシアの再建には好材料になるだらうと思ひますので、民生安定といつたような面から見れば、私は、徐々にではあつてもいい方向に向かうと期待してもいい理由があるのではないかとと思つております。

○千葉(佳)委員 何でも六九年から新しい五カ年計画をインドネシアでは実施する、このように言つておるそうでありませうが、例のロットルダム会議で取りきめになつたといわれておる三億二

がありながら、実際に中身の問題に入ってしまうと、そういうような各資本間の角逐といえます。

か、争奪戦というものである、その点先ほど大蔵大臣は、国際協力をし合いながらと言いましたけれども、それとこれとは非常に違った要素があらわれているのではないかと、その点についてどのようにお考えになっているのか。

○農林説明員 先ほどお答え申し上げましたように、PS方式でいままで出しております金は三千万ドルをこえる金でございます。スラウエシンのニッケルその他、国際的な各企業が関心を持っている事業もあることは確かでございます。しかし、各国ともそれぞれ資力に限度もございますし、いろいろな問題がございますので、私どもとしては先般来、債権者会議というもので協力をしていく、また資源開発その他についても、日本も資力に限度がございますから、その中でやり得るものやっていくという事で、これは決して矛盾するものではないと思うわけであります。現在まで私どもとしては、お互いのためになるものについてはお互い手をつけているわけでございまして、企業間の問題ももちろんあるかと思ひますが、政府ではいかんともいたがたい事情もございまして、その点で、決して両者は矛盾するものではないと考えております。

〔嶋田委員長代理退席、委員長着席〕

○千葉(佳)委員 決して矛盾するものではないというあれでありましたが、おもなる鉱産物のうち、銅をとってみても、ニッケルをとってみても、ボーキサイトをとりても、石油をとってみても、すずをとってみても、インドネシアで産するといわれているそれぞれの品目についてみても、いまニッケルだけ申し上げましたが、つけ加えてボーキサイトについて申し上げますと、従来スマトラの近くにあるピンタン島をやっておいたものでありますが、それ以外のすべての開発権というものはアメリカのアルコア社に独占されてしまった、こういうような現実があるわけですから、いま申し上げましたように、ニッケル、ボーキサイト、銅、すず、石油、こういうようないずれの品目をとってみても、そういうよう

な激しいつばぜり合いがあるので、これは民間の資本だけだといってしまえばこれは別でありますけれども、民間の資本同士のけんかであるというふうにいってしまえばこれは別ですが、いま申し上げましたように、さつきからこの援助にからんでコンソシアムというふうな、パリ会議だ、ロッテルダム会議というふうにしていろいろやっておきながら、反面こういう事実が起きているのを、くどいようですが、どのようにお考えになっておられるのかというのを申し上げておるわけなんです。

○原田政府委員 インドネシアが先生御指摘のような鉱物資源、木材資源等に非常に富んでおいて、そのために世界の各国がこれに目をつけているというところは御指摘のとおりでございます。現に、インドネシア側も昨年一月に外資導入法を制定いたしましたので、本年二月までに三十数件外資導入の認可をしたということが伝えられております。ただ問題は、インドネシアの経済、政情不安というところのために信用のあるパートナーが不足しておるとか、現地資金の調達に困難であるとか、インフレが解決しないといったような問題のために、現実の具体化された投資として進んでまいりますにはまだ相当の困難があるということでございまして、各国ともその困難を解決しながら、しかし相手国の経済のためにもなり、ひいては投資する国の側にとつては資源開発に役立つというふうな投資を進めようとしておる現状でございます。私どもも、そういう投資環境の整備あるいはその他の状況の改善によりまして、御指摘のような分野でインドネシア経済に貢献をしたい、しかししかほかの先進各国におくれをとらないように努力をしたい、かように考えております。

○千葉(佳)委員 ほかの先進各国におくれをとらぬようにという話の趣旨は私もわかりましたけれども、先ほどから言っておりますように、もしコンソシアムというお互いの取りきめで援助をやる、悪くいえば、国家資本によってそういうふうな——これは別な観点ですが、国の資本によって

一応地ならししておいて、いま言ったように、ある場合には三菱商事を中心にした木材の開発とか、ある場合には昭電、住友のピンタン島の開発とか、そういうふうなぐあいに、観点をかえていけば、地ならしをしながらこちらもやっていくのだ、こういうようなお考えであるかどうか、そのように見るのは非常にひねくれた見方であるのかどうか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○宮澤国務大臣 それはやはり先ほど言われましたように、これは別な話だということであらうか、あつて、別な話として申し上げたほうがいいのではないかと思います。コンソシアムのほうはコンソシアムでありまして、資源開発というほうは民間の、たとえば先ほどアルコアの話がなされましたが、そういったような企業の進出する力が強いところが進出していく、結局、これは一つは資本力の問題であらうと思うのでございます。相当長い期間を覚悟して投資をするということになりますと、ある程度それを国が助けることができるとしてしましても、その国の助ける条件いかに、非常にいい国と悪い国が——企業の背後にある国でございまして、ありますし、企業自身の蓄積もまた国によって非常に違います。どちらかと言へば、わが国の企業は蓄積はよろこびますし、政府の支援体制も、諸外国に比べれば相当条件はからいわけでございますから、そういう点についてはなかなか思うようにまいらぬところがある。しかし、これはその援助あるいはコンソシアムとは一応全然別の話という意味のお尋ねとして承りますし、またそういうふうにも私もお返事をしておるわけでございます。

○千葉(佳)委員 時間も来たようであります、最後に、いまの問題についてさらに別な観点から言えば、ナショナルインテレストのお互いの衝突という点についてお尋ねしてみたいのですが、コンソシアムの中で、少なくともアメリカも三分の一、日本も三分の一、同程度を負担してくれ、現に、いままわっているアメリカの援助額は六千万ドル、日本の出方をうかがっておるのでは

ないかというふうな巷間伝えられておるわけですね。まあ行く行くは三億二千五百万ドルのうち、できるならば一億一千万ドル、しかし、まあそれくらいいまの模様では九千万ドルに日本のほうで値切るのはないか、それかいかや八千万ドルも出さないのではないか、いや六千万ドルぐらいたろう、いろいろいわれておるけれども、長官も、相手のある話だからということで、額の点についてはいまだに明示をされておられませんけれども、そういうふうなコンソシアムという中で日本はある程度分担をいられてくる。そうして、いま申し上げましたように、その裏ではそれぞれの国の資本がお互いにつかり合っている。何といひますか、こういう姿を見ておりますと、私は基本的には、資源を確保するという点ではナショナルインテレストに通ずる意味で、いいとか悪いとか断定は下してはおりませんけれども、そういう点でやや国力にふさわしくないような分担をいられて、実際にをとつてみれば、銅にしても、ボーキサイトにしても、ニッケルにしても、全部主要な鉱山資源というのは資本力とか何とかという点で、け散らされておるといふふうな姿をどのように見るか、そういったことが国際協力という美名の中でもし行なわれておるとするならば、日本の国民の血税が、はなはだ事志と違ふようなところに結果として使われていくのではないかと、このような心配をしておるわけです。

そういう点について最後に、何といひますか、せっかくの金が決してむだにならないように使われるという保障なり見通しというものをお尋ねしてみたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 お尋ねの含意はよくわかつておりますが、コンソシアムによる援助は、今日、三宅委員が御指摘になりましたように、そういう考え方でやるべきものであつて、両国の関係が一般的にそれによって友好関係が増進される、日本に対する信頼を先方も深める、そういうことの結果、資源開発でもひとつまたやってくるか、それではこちらも民間ベースでやりましょ

う、そういったような友好関係と理解の上に基づいてなされるべきものだと思うのでございます。先方から申しますれば、相当な資源を持っておるわけでありまして、これをどういう形で開発するかというところは先方の国にとっては一つの切札でございます。一番自分たちの利益に沿うように開発を許可するというところは、先方としては、当然の立場であらうと思えます。ですから、私も、援助というものとそれとを、千葉委員も結びつけておられませんか、私も結びつけて、むしろ援助は両国の親善関係をそれによって深めることができる、その結果、またわが国の技術なり何なりに信頼をして、資源開発もひとつ一緒にやらないか、こういうふうに進んでいくのが理想的な状態なのではないだろうか。お答えとしては、多少御質問の含意よりきれいごとのお答えをしておるかもしれませんが、考え方はやはりそういうものであるべきだろうと思えます。

○千葉委員 それでは最後に、先ほど申し上げましたが、要望です。冒頭に申し上げましたような、ジープその他の軍需品が、今回の国会の模様を見ながら、もしこれがきまったら場合には直ちに成約する、本契約ができる、そういうふうな事実が起らないように、そして、そういうものが非常に国民の疑惑を生みますから、決してそういうことが——私の単なる杞憂に終わればいいわけでありまして、しかし、これが円借款で行なわれるというふうな新聞でも報じられておりますし、三井物産のほうでも談話を発表しており、信憑性が非常に高い新聞記事じやなかろうかというふうな私には見えておるわけです。そういうものがゆめゆめ起らぬようにしてほしいというのが希望的な意見であります。意見というよりも、その辺に強くくぎをさして、私の質問を終わりたいと思えます。

○小室委員長 佐野進君。
○佐野進委員 大蔵大臣が、五時からどうして所用があるということで席をはずされるということですから、大蔵大臣にしばらく、五時まで質問をいたしたいと思えます。関連する質問がほかの大臣に出るかも知れませんが、問題は、大蔵大臣にしばらくしたいと思えます。したがって、質問の方法が若干ずれてくるわけですが、その点は、ちょっと唐突になるかもしれませんが、御了解いただきたいと思えます。

まず最初に、大蔵大臣は、かねて、ことしの予算の編成について、いわゆる補正予算を組まない、あるいはまた、総合予算主義を貫く、こういうことをたびたびあらゆる機会において発言しておられるのですが、その場合におきましても、災害等突発事故が発生した場合には除くという留保、それもできるだけやらないでいくという答弁が繰り返されておるようでありまして、いま起きている十勝沖地震災害というような問題と関連し、今年度予算については当初のその方針を貫くという考えのか、補正予算を組むというぐあいの方針を要するを得ないという考えなのか、この際冒頭に御聞きしておきたいと思えます。

○水田国務大臣 非常に大きい災害があるというような場合は別でございますが、通常の災害の場合ならば、本年度は十分そういうものにも対処し得る予備費というものを充実にしてございます。また、そういう問題が起りましたときには、ひとり予備費の使用だけじゃなくて、やはり既定経費の活用もいたします。たとえば今回のような災害、これはまだ実情を把握しておりませんので何とも申し上げられませんが、いままでの新潟地震そのほかの地震の例から見ても、本年度はそういう既定経費の活用、予備費の使用によって十分対処し得る、予算補正なくしてもやっていくというふうな私にはいまのところは考えております。

○佐野進委員 そうすると、現在の地震の災害の程度がわからない、わからないけれども、いまの見通しでは、予備費の活用等によって、補正予算を組まずともやっていくのだ、こういうような答弁であります。そうすると、いま問題になっている海外経済協力基金法の改正に基づいて、インドネシアへ、援助金等を含め六千万ドルの援助をするということがかねて言明され、予算にも計上されているわけですが、しかし、巷間伝うるところによれば、ロッテルダム会議、あるいはスハルト大統領の来日、そういうような経過の中で、当然増額が確約されつつある。あるいは政治的な表現としてそのことは言明でき得ないけれども、実質的な取りきめとしてはすでに確約があるというところが世に一般に常識化している。しかも、その金額が三千万ドルあるいは二千万ドルというように具体的な数字まであげられて世に流布されているわけですが、これらの予算、これらの金額は出すのか出さぬのか、上積みするのかしないのか、あるいはまた、せざるを得ないという場合においては、それではどこから支出をするのか、この点をひとつお聞かせを願いたいと思っております。

○水田国務大臣 御承知のように、昨年は全く予期しない問題が起りました、どうしても輸銀だけで援助するわけにはまいりませんで、予備費等の抱き合わせによって処理するよりほかはかたがたないという事態でございましたが、こういう抱き合わせというようなことはどうしても避けたいというところから、今回、いま御審議を願っているような基金の改正をお願いしているという事情でございまして、私は、少なくともインドネシアに関する限りは、いま、この予備費を使用するというようなことはしないというつもりでおります。

それじゃどうするのかということでございますが、いま、アメリカでも、対外援助費が国会を通るかどうかわからないという事態でありますので、アメリカ自身も、この援助額の最終決定は、おそれできないだろうと思っております。同様に、わが国におきましても、国会がまだこの予算を認めていないのでございまして、これがきまらない間は私も外国と援助の額をきめるというようなことはすべきではないということで、インドネシアに対しては、きょうまでこの問題の約束もしませんし、保留してございます。したがって、この法律の改正案が認められ、基金の予算が承認されることがございしましたら、その上に立ってインドネシアとの交渉も私もやるつもりでございます。その場合には、この予算の範囲内において取りきめをする。予算の補正をやったりあるいは予備費を使ったりするような事態を起さないで、この基金の予算の範囲内の取りきめをしたい、援助をしたい、そういうふうな考えでございます。

○佐野進委員 大蔵大臣、あなたのいわゆる議会上における答弁としてはそれでいいと思うのですが、しかし、基金の予算が認められるということ、もう予算が通っておるわけですから、それに對して基金予算として幾らかということとはきまつておるわけですから、その内容をどうするかというところについては、いわゆるインドネシア援助として基金法改正に際して六千万ドルを出すということは、限定された予算としてきまつております。しかし、基金の財源としてきめられた中における操作というものは、どのような形で行なうのですか。

それから、既定経費のワクの中でインドネシア援助というものが行なわれ得ないということとはあり得ない——いまの答弁の予算の範囲内ということとは、いわゆる六千万ドル以上一銭も出さないというのが予算の範囲内という解釈なのか、あるいは既定経費のワクの中で若干の操作をするということが予算の範囲内なのか、この際、ひとつ明確にしておいていただきたい。

○水田国務大臣 予算はきまつておりますが、予算を使用する場合に商品援助ができるかできないかということでございますので、この法律改正が通れば、初めてインドネシアへの経済援助が基金を通じてできるということになると思えます。その場合の予算というものは、基金の予算の範囲内ということでございます。まだインドネシアに対しては六千万ドルというふうなきめておるわけではございませんので、話のいかんによってはあるいはそれより増すということがないとも限り

ませんが、いずれにしても、この予算の範囲内においてしか私どもは行ない得ないというふうな考えでいます。

○佐野(進)委員 そうすると、参議院、衆議院をはじめいまま経済協力基金の問題についてはたびたび委員会、分科会、予算委員会等において議論がありまして。正式に法律案の審議として商工委員会の審議にかかったのは一昨日ですか昨日ですかというふうなことで、審議が続けられております。その際、六千万ドルだ、六千万ドルだと明らかにしておるじゃございせんか。したがってスハルト大統領が来日されたときも六千万ドルだということがはっきりしておるわけです。はっきり言われておると思うのです。その上積みについては、先ほど外務大臣も言っておられたが、国会の審議の経過を通じてみないうちにそういうことは言えませぬ、こういうことで表現されておったわけです。そうすると、いままの大蔵大臣の御説明によれば、いわゆる六千万ドルということではなくて、予算の範囲内において基金の中からインドネシア援助の金額はきまっています。こういうふうに理解していいわけですね。

○水田国務大臣 私どもの当初予算においては一応六千万ドルという予定を持っておりまして。しかし、それでは話のいかんによって一円の上積みもできぬかという問題になりますと、この基金の予算の範囲内においてのやりくり、これが可能な範囲内においてその厳格に六千万ドル以上一円も出せないというふうには考えていない、こういうことでございまして。

○佐野(進)委員 そうすると、いわゆるインドネシアに対する援助は基金全体の予算の関連の中できまってくるということになれば、基金予算が決定せられておるわけですから、結論的に言うならば、この法律が通れば、その法律が通ったということを通じて、インドネシア援助資金については基金を通じて予算の範囲内において青天井、いわゆる他における具体的な援助目標があったとしても、それを削減してでもこの方面に使用でき

る、こういうぐあいに解釈していいんですね。

○水田国務大臣 この基金の四百四十億という資金額は、いずれにしても、今後いろいろ起こり得る必要なものを想定しての金額でございまして、この中でいま言ったような六千万ドルに上積みをする余裕というものがどれくらい出るかということとを考えますと、私どもはいまのところその余裕があまりないというふうな考え方を持っております。

○佐野(進)委員 ところが大臣、いわゆる海外経済協力、海外援助というものは基金だけでは足りないわけですね。輸出入銀行における援助もあれば、政府が直接あらゆる事情に沿って、いわゆる日韓条約に基づいて——これはもちろん基金を通じての援助等もございしますが、あるいは民間ベースの援助等いろいろあります。そうなりますと、いまの御説明によれば、輸銀がインドネシア援助に対してことは全然金を出さずということはないというぐあいに解釈してよろしいわけですね。

○水田国務大臣 輸銀からの援助が困難であるというところから、基金を通じてこれを出せるように改正するというのでございまして、今年度は輸銀からの援助は全然考えておりません。

○佐野(進)委員 そこで、おかしいのですが、これは決算を見なければわからないということになると思うのですが、輸銀から援助しないという形は、現在のインドネシアに対する援助が非常に大切だと主張される政府のいままでの見解から見ると、非常に矛盾しているように見えるわけですね。基金法の改正は、御承知のように、いわゆるプロジェクト援助だけでなくして、いわゆる物品援助、商品援助を行なうということが基金法改正の大きなねらいでしよう。これはいまインフレ高進に悩みつつあるインドネシアに対して、いわゆる商品を提供する形の中において経済の再建をはかってやろうということでお考えになつておられるわけでしょう。そうすると、この基金において使われるということの大部分もそこに力点が置かれるわけですね。しかし、本来輸出入銀行が取り

扱っておる経済の発展なりいわゆるプロジェクトの充実なりそういうようなことに対しては、当然援助の対象のワクの中に入っていないかということとほだにおかしいんじゃないですか。そうすると、インドネシアの援助というものは今後商品援助を中心とする基金における援助をもって限定する、こういう大臣の答弁ということになりますと、私どもは来年度の決算においてその点についてはよく内容を調査して、きょうの速記録と対比しながらさらに検討していきたいのですが、いまの答弁でいいですね。

○水田国務大臣 低利の直接借款ということは輸銀ではできないということでございますので、向こうの求めている条件の援助ということを輸銀でやらせるといふことはできませんので、これは基金にやらせたいというのが今後の改正の趣旨でございまして。

○佐野(進)委員 大臣、できない、やらせない、こうおっしゃっておられますが、現に去年やっておるのです。去年一千万ドル増と五千万ドルの供与をしておるのです。そうするとこれは違法行為をやったということですか。非常に不都合だったということとはわかりますけれども、できないと断定されることは、できないことを去年やったということは、去年は違法行為であつて、違法行為をあえてやったのだということになるのじゃないですか。

○水田国務大臣 輸銀のベースでできることは、これは当然でございますが、御承知のように、インドネシアの債務の負担を軽くしてほしいという向こうの要望に沿うというためには、輸銀において低利の直接借款をするというわけにはまいりません。そこで一般会計の予備費で無償供与というものを一千万ドル加えて、それによって向こうの負担を軽くした、輸銀は輸銀として輸銀ベースの援助を行なつた、こういうことで、いわゆる抱き合わせ方式で去年はやったわけでございますが、こういうやり方を避けたいというのが今度の私どもの考え方、そういう向こうの負担

を軽くするようなソフトな条件による援助というようなものは、今後基金においてこれを扱つてもらうということが妥当であつて、輸銀にこれをさせるということは事実上できないということでございます。

○佐野(進)委員 大臣、したがって、私は先ほどから申し上げておることは、去年やったことがそれなら違法なのかどうか、悪かったということなのかどうかというところをお聞きしておるんですよ。

○水田国務大臣 違法ではございせん、そういう予測しない事態に遭遇したんでございまして、から、一千万ドルの贈与というものは予備費をもって支出したということで、違法ではございせん。

○佐野(進)委員 違法ではないけれども、問題のあったことはいまままでの審議の過程で明らかにされたわけでしょう。したがって、そういう問題のあることをやりたくないからということ、今度法律改正を出しておるわけでしょう。しかし輸銀というものが、インドネシアに対する、あるいはインドネシアと限定しないけれども、これから基金法が改正されてその運用に基づいて援助する。その国に対しては輸銀というものが同じような形の中で、もちろん品目は違ふ、やり方は違ふとしても、同じような援助をやるわけでしょう。そうすると、いまの大臣の御答弁ではやらないということになっておるということになると、今度の六千万ドルというのは単なる商品援助に限定されてくる、これは問題があるんじゃないですか。その点いかがでしょう。

○水田国務大臣 輸銀はそういう低利の直接借款は今後やりません。しかし、たとえばペキスタンにしろセロンにしろ、いま商品借款をやつておられますが、これは輸銀ベースでやれるからやっておるんでございまして、インドネシアのような条件のものは、このベースは輸銀では今後しないということにならうと思ひます。

○佐野(進)委員 おかしいですね。ペキスタンだのインドだの、その他の国に対しては輸銀ベース

の援助をしておる。しかも商品援助を行なつておる。インドネシアだけのケース、インドネシアだけのケースとたびたびおっしゃいますけれども、この法律のどこに条文にインドネシアに対する援助と書いてあるんですか。これはインドネシアの援助じゃないですよ。基金法の改正によって世界各國あらゆる国に対してこの商品ベースの援助をやる事ができるということに法律を改正するんですよ。あなたのおっしゃるようなことだったら、この法律の改正案については、インドネシアに關してとかインドネシアについてという表現がなければ適切じゃないんじゃないですか。非常に矛盾しているんじゃないですか。その点いかがですか。

○水田國務大臣 輪銀においてできない援助をこの基金で行なうということではございまして、たとえばセイロンに対する援助というものは、条件が輪銀においてできる条件でございまして、輪銀ベースでこれはやっておるということでございます。インドネシアのような条件の国がまた他から起こってきたというようなときには、これは輪銀ではやはりやれません。

○佐野(進)委員 だから、いま私の御質問申し上げておるのは、これはインドネシアについてということ、これから起きるということを予測するなんてことは失礼なんです、どこの国に対しても。いわゆる三分以下の金利でなければお金を貸すことができない国がどこかに起こってくることを予測するなんてことは、たいへんそれぞれの国に対して失礼なもの言ひ方になりますね。あるいはもしもさくばらんは無償供与なら無償供与で表現されるなら、これもわかるんですけれども、いわゆる輪銀ベースといえども金利がかかるわけですから、そうであるとするならば、この基金法というものの改正は、いわゆるインドネシア向けだ、こういうぐあいに解釈せざるを得ないと思うのですが、その点についてはひとつはつきり御答弁願いたいと思います。

それから、時間がなくなつてまいりましたから、私この前本会議で質問しておいてどうしても

お聞きしたいという点があったわけですから、それは、いまの予備費の問題と関連しての話で、いまの輪銀ベースの問題といひましたが、もう一つは、この輪銀使用という問題に關係して一番問題になっておるのは、日本経済が当面するいわゆるドル防衛その他の中で、外国との貿易を進めていかなければならぬということになると、必然的にアメリカのいまの情勢、国内情勢、国外情勢等の関連の中において、対共產圏貿易というものが非常に重要視されてくる。アメリカはいまや日本を乗り越えて直接中国と貿易をするのではないかという事が、この前こへ来られた財界の有力者の方々の意見の中においてもはつきり示されておるわけです。そうすると、それに一番障害になつておるのが、いわゆる吉田書簡にからむ中国との輪銀使用の問題が、相変わらず暗礁に乗り上げたことによつて、それができないのだ。しかしこの中においても中曾根大臣とか椎名通産大臣とかいうものは、相当積極的に輪銀使用を認めようじゃないか、それが今日日本経済の繁榮のために必要なことだということをたびたび発言されておるというのを聞いておるのですが、あるいは三木外務大臣も非常に前向きだということなんです、直接輪銀の担当大臣である水田大蔵大臣は、この共產圏貿易、特に中国貿易の中においては輪銀使用についてどういふ見解をいまお持ちになるか。海外経済協力という形の中において輪銀の占める役割が非常に大きくなりつつあるとき、このことについてひとつ御見解をお示し願ひたいと思います。

○水田國務大臣 貿易振興のためにあるこの輪銀でございまして、私は輪銀の資金の使用は国によつて差別すべきでないというふうに考えています。したがつてこれは今後共產圏の問題におきましても、まあケース・バイ・ケースで考えていくという政府の方針は全然変わっておりません。

○佐野(進)委員 政府の方針が変わっていないという事は、ケース・バイ・ケースという表現は、ケース・バイ・ケースで認めないんだという

表現でいまやっておるわけですね、事実上の問題として。ケース・バイ・ケースで対処して認めていくんだということではなくて、ケース・バイ・ケースで対処して認めていかないんだ、こういうことになっておるから、この前中国側からいわゆる輪銀使用を認めないならば今後の船舶の輸入その他について云々という話もあったやにわれわれ聞いておるわけですが、したがつてケース・バイ・ケースという表現が、個々の事例については認めるという前向きな形の中において、具體的な事例としてどういふ問題があつたら認めるという前向きな形になるのか、ひとつここでお示しを願ひたい。幾つもケース・バイ・ケースがあるわけですが、ひとつここでお示しを願ひたい。たとえば船舶はどうですか。

○水田國務大臣 主管官庁としての考え方は、認めないためのケース・バイ・ケースでなくて、前向きのケース・バイ・ケースというように私は考えております。

○佐野(進)委員 大臣、もう時間がないからはつきり言つてくだされい。だからいままで何回も認めてくれという陳情なり要請なりが業者のほうからおそくあつたと思うのです。したがつてその場合、いままで認めてきていないということは、あなたがどう言われようと、認めないためのケース・バイ・ケースだ。いわゆる正論に対しては反駁でき得ないけれども、政治的な現実の前においては適当な言ひのされとしての表現だというふうにいわざるを得ないわけですよ。したがつて具體的にいま申し上げているのですが、たとえば船舶その他具體的な問題について、あなたはこれから出される問題について認める御決意であるかどうか。この点ひとつ主管大臣としてお聞かせを願ひたいと思つたのです。

○水田國務大臣 主管大臣としては、そういう問題で国によつて区別するという考えはありません。

○佐野(進)委員 だから、何回も何回も言っている問題だから、こゝらでひとつ大臣、言ひにくいなら言ひにくい、それは佐藤さんの口から言わせ

なければだめなんです、あなたが幾ら私に言つたところで。そういう答弁はできませんと言うなら、それはいいですよ。しかしできるならできるだけもう少しあなたが前向きの発言をしていただ、佐藤さんといえども、それは水田さんだめですよとおっしゃらないと思うのです。だからこの際もう少し、ケース・バイ・ケースで問題が提起されてきたときは前向きの姿勢で、その品目については認めるように努力します、こういうことをこゝで言つてくだされい。国別に差別はしないと言ふのだから、品物の面においても差別をしないで、できるだけ前向きに取り扱おうと言うくらいでできるでしょう。できないならできないでいいですが、その答弁をひとつ聞きたい。

○水田國務大臣 できないとは申しません。ケース・バイ・ケースというものは、一般的には言えないので、問題が出た場合に、その問題についての審査をして、認めるものは認めるという措置をとることがケース・バイ・ケースでございまして、これは問題によつてならなければ、全般的にこうだということとは言いません。

○佐野(進)委員 非常に心配してうしろから応援していただけます、私はもう少し突つ込みたいたのですが、時間が来ましたから、大蔵大臣に対する質問は終わりたいと思います。

今度のいわゆる基金法の改正というものが、非常に便宜的に取り扱われ、いわゆる輪銀と基金との關係がその中でどうなるのか、いまは通産大臣が担当大臣のような形でありますが、實際はそうじゃない。これこそ便宜的に通産大臣がなつていただけで、あるいは通産大臣の關係もあるだろうけれども、事実上の焦点に立つのは、大蔵大臣だと思つたのです。輪銀がそうなんだから。そうしたときに、こういう不明確な区分の中で、ただ政治的な情勢で、アメリカの要請等があるからといって基金法を改正して——ベトナム援助の内容についてこれからまだいろいろと議論しますけれども、そういう内包する問題に目をおつて、ただ単に政治的な立場にのみ立つということとは非常に心配だ

と思うのです。それから、予備費を流用しない、補正予算を組まない、六千万ドルだ、こう言いながら、實際上法律が通ってしまえば、あとはこっちでかかってやりますよ。そのことがロッテルダムなりスハルト来日なりのような形の中で、すなわち国会、国民の目をおおわしめて、政府と相手方と手を結んで約束しておるということは、きわめて不見識なことじゃないかと思うのです。

それからもう一つは、輸銀使用ということが、これからの国際貿易の中で、日本がいわゆる共産圏貿易に指向しなければならぬ必然的な趨勢にあるとき、いつまでもそういうようにケース・バイ・ケースという形の中で逃げるんじゃないかと、ケース・バイ・ケースとしての形の中で積極的に許可し認めていくことをひとつやっていたらいいと思うわけですが、これに対するお答えを聞いて、大蔵大臣に対する質問を終わりたいと思います。

○水田國務大臣 いまのおこぼれの中にも、国会がこれを承認して済んでしまつたらあとはかかってやるのではないかと、いろいろなお話がございましたが、これはもう私どもの考え方とは全く違います。私は昨年IMFの総会に行つて演説をしましたが、この開発途上国への援助というのは先進国の義務だ、今後自分たちは十分の協力をするつもりだが、ここでむずかしい問題が両方の側にある、一方は全部人にたよるといふのではなく、自助の体制をとっている国でなかったらわれわれの援助がむだになる、つまり援助を受ける国はそれだけの受け入れの体制について十分考えてもらいたい、同時に援助するほうの先進国において一番むずかしい問題は、国民に十分この援助を納得させることである、御承知のように、日本も先進国とはいひながらまだ開発途上国のあれを持つていて、国内においては中小企業の金融にしましても、この金利そのほかの条件にしましても、これは十分な体制が整つていない国ではございません、こういうときに、外国に対しては非常に有利な条件でこれを援助すると

いうことになりますと、国民がよほどこのことを理解してくれて、国内体制の整備もこれからすると同時に、一応国力を持つてきた国は、自分の国よりもまだ開発がおくれていると思われる他の国に対して援助することは義務だといふことを十分に国民が理解してくれなければやれないのですから、われわれの仕事は今後こういう理解を国民に求めることだ、こういう話をいたしました、私はそういう気持ちでございまして、今後国民総生産の一割を目標として他国の援助、経済協力をするとすることは、これはもう政治としてもたいへんな仕事であり、大きな義務であると思ひます。したがつて、一円のお金をこの援助に支出する

についても、国会が済んだら政府が内緒でかかってやれるという態度をもつて将来これは押し切れる問題ではございせんので、このインドネシアの問題も、国会が済んで両国が折衝したときに、この程度は援助しなければいかぬかもしれないという折衝の過程も全部国民にわかる形で、変に隠すとか何とかいふ問題ではございせん、はつきり国民に理解してもらふ形で、今後こういう問題に対処しようといふふうに考えておりますので、この点はまたひとつ御了解も十分得たいと思ひます。

それから輸銀は、先ほど申しましたように、今後私どもはそういう態度でいきたいと思ひますので、今後いろいろな事態が起こつたときの政府の態度を見ていただければわかるのではないかと思ひます。

○小峯委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小峯委員長 速記を始めてください。

○小峯委員長 この際、内閣提出、北海道地下資源開発株式会社を廃止する法律案を議題といたします。

本案は、去る四月十六日、提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 北海道地下資源開発株式会社法を廃止する問題については、本委員会あるいは社会労働委員会でも再三質疑がありました。私は、きょうがこの問題に対して最後だと思ひますので、長官にお伺ひしたいと思ひます。

これまでの国会答弁では、民間改組をする、こうおっしゃつております。現時点では、私は、この前の、会社のほうの参考人の答弁によつても、存続は不可能である、こういうふう聞いております。したがつて、解散をするかどうか。と申しますのは、開発庁の見解では、会社法を廃止しても商法上の会社は残る、こういうお答えでありました。そうしますと、会社法に基づいて会社の定款がつくられる、これを變更しなければならぬ、定款を變更しても会社は成り立たない、こういうことになる、解散する以外にはないんだと思ひますが、この点、大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○木村(武)國務大臣 この法案が通りましても、会社法そのものは存続すると思ひます。存続はいたしますが、どうしても経営が成り立たないという場合には、解散はやむを得ないと思ひますが、その前に、やっぱり解決しなければならぬ問題があるのです。というのは、どういふことかといふと、この法律案は出しましたけれども、好んで出したものでもありませんし、それだけでなくて、その会社に働いておいでになります従業員員の生活の問題があるのですから、そいつをないがしろにして、ただ単に民間会社に移行して、そして解散するんだといふようなことは、あまりにも非人情的じゃないか、それは政治じゃないと考へておられますから、会社存続の過程におきまして、そういう問題を一切解決して後、やむを得なければ解散する、こういう形をとるべきものではないと思ひます。

も、同時に、再就職、特別退職手当あるいは残務処理の問題もありますので、この点は、ぜひこういうものを片づけておいて、そして解散をするという手続をとつていただきたいと思ひます。

時間がありませんので次に進みたいと思ひますけれども、特殊法人で働いておるそういう人々について、今後こういう問題が起きたときには、政府の責任で全職員の再就職を、ひとつあつせんをしていただきたい。しかし、その前に、あつせんをする場合にでも、交渉の過程においていろいろ問題が出てくると思ひます。と申しますのは、これは就職先の労働条件を保障してもらつたという場合に、たとえば転職にあたりまして事前に提示された労働条件を下回るというようなことが往々にしてありがちでございまして、そういう点についてひとつぜひお考えを願つて、御努力を願ひたい。それからもう一つは、再就職のあつせんにあつて、本人の希望をぜひ尊重してもらひたい。これは大臣もたびたびそういうことについて私どもにお約束していただきました。

それから、もう一つは、再就職が確定するまでは、身分あるいは給与についてひとつぜひ、十分考慮していただきたい、こう思ひますが、この点についてお考えを聞きたい。

○木村(武)國務大臣 山本委員のおっしゃいましたことは、全くごもっともでありまして、それなくしてあたにかい政治とは言えませんが、それと併せてやりたい、まあやる、こういうことだけははつきりと確約してもよろしいと思ひます。

○山本(政)委員 ただ、その前に、いままでたいへん大臣もお骨折りを願つて、この点私どもたいへんありがたひと感謝をしておりますが、どうもやはりあつせんが、私どもが予想しておるよりもずれてきているような気がいたします。そういう意味では、開発庁にできれば対策本部、しかし、ともかくもそういうものができない場合にでも、何かやはり責任の所在を明確にしてもらつて、窓口をひとつきちんとしていただきたいと思ひます。そうしないといふ、いろいろこの先に問題がある

し、また、道内の就職にしても、これは開発庁の長官が責任者でありますから、道内就職者がおそらく三十名近くあると思います。そういう面について、関係の方面にひとつぜひ再就職に対する考慮をするように、指示をできればいいと思います。か。この点はできませんでしようか。

○木村(武)國務大臣 全責任は当然私が負います。実際の仕事の面は事務次官に担当してもらいまして、私にかわって、事務次官と一緒に伊藤秘書官にやっております。

それから、いまの場合は、開発庁の首脳部をあげて就職あっせんをやっておるような状態なんでありまして、道内における就職ももちろん、御本人の御希望によりまして、ぜひそういうことがかなえられるように努力するつもりであります。

○山本(政)委員 たいへん具体的な就職先についても大臣に御心配をかけておりますが、特殊法人あるいは民間の企業、それから道内の就職、私どもたびたびそういう御配慮の結果をお願いしております。しかし、同時に、ここでひとつぜひこの点だけをお願いしておきたいことは、中高年齢層、それから事務職員、こういう人たちは、私は再就職がなかなか困難だと思います。したがって、そういう人については、ひとつでき得れば、私の希望から申しましたら、これは特殊法人のほうへ何とか就職するように配慮していただきたい。と同時に、いま三名ですが、病氣療養中の者がおります。この方では一番長いのは、全治するのは三カ月後ぐらいになるのじゃないか、こういうわけであります。そういう人たちについても、ほかの人たちは就職した、しかしそれだけ取り残された、こういうのでは私ども気の毒だと思ひますので、この点もぜひ大臣のはっきりとした御答弁をお願いしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○木村(武)國務大臣 中高年齢層の就職のあっせんも、こちらのほうで責任を持ちまして、非常に困難とは思ひますが、やはりそういう年齢層の人ほど家庭的に非常に多端だと思ひます。

から、そういう点では御本人の御希望を聞きながら、思い切つて努力をしたと思ひております。それから、病氣の人がおいでになるということは初めてお聞きいたしました。全くお氣の毒にたえません。なおられることを条件にして、もちろん就職のあっせんをいたします。それから、再起不能の病氣でありましたならば、どうしたらいいかということ、これは御本人にも会いまして解決策を立ててみたい、こう思ひます。

○山本(政)委員 会社の解散の時期と関連いたしますので、すけれども、もうかなり百三十名の従業員は気持ちの上ではあせりを持って居ると思ひます。いろいろごあせりを願つておりまして、面接はしたということも聞いております。しかし、現実にはまだ再就職がきまつたという人は一人もおらないということになりますと、私のほうではよく従業員のアセリの気持ちもわかりますので、ひとつそういう点をぜひ急いでいただきたいと同時に、法案の審議中でないのでございますけれども、でき得れば、これは事務上の手続もあると思ひますが、六月末ごろまでに全員が再就職できるように、これもひとつ御努力をお願いしたいと思ひます。その点についても、一問一答のようでありたいへん申しわけないのですけれども、大臣の考えをお伺いしたいと思ひます。

○木村(武)國務大臣 面会いたしました、就職のきまつたのは十一人おるそうです。大成建設が九人だそうですが、きまつたそうです。それから、ボーリング会社が二人きまつたそうです。逐次面会日をきまして、それは解決してまいりたいと思ひます。六月一ぱいをめどにいたしまして、私も思い切つて努力するつもりであります。大半は六月一ぱいにきめられると思ひます。けれども、もしも若干おくれるような人がありましたらば、若干の時間だけ御猶予くださるようをお願いを申し上げておきます。しかし、何といたしましても、こういう就職の問題、生活の問題は、いつまでも等閑に付すべきものではないと思ひますから、六月一ぱいをめどにいたしまして解決

したい、こう思ひます。

○山本(政)委員 いま、就職がすでに十何名か決定せられておる、こうお伺いしたのですが、私も初めてお伺いしたのですけれども、たいへんありがとうございました。

こういうことを申してはなんですけれども、今回の統廃合というのは、地下資源株式会社の場合には政府の責任でやりになったわけですから、私は、政府の責任でひとつ退職金その他の問題についても格別の考慮を払っていただきたい、こう思ひます。

それで一番心配なのは、一体財源をどうするか。この前のお話によりまして、政府は資産を処分して財源に充てる、こうおっしゃつておる。一体それだけ退職金をされる方々に特別に配慮をしていただくような財源があるのかどうか。それから資産の処分というのは、これは支払いとの関係であります。六月までに私どもは完了していただきたい、これは就職が六月までに努力願えるということになればすね。それからもう一つは、資産の処分が間に合わない場合がある。これは事務的な解散の手続もあると思ひますので、そういう場合に特別に配慮を願つて借入れをするというようなことができるかどうか、この点についても大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○木村(武)國務大臣 退職の場合の資金の確保であります。今日まで次官以下に話をいたしました。確保しておかしたつもりであります。なお現時点において調査をしてみます。持つておりまする資産を売却すれば、十二分に間に合うようでありま。その売却がおくれる場合には、借りる場所も決定いたしております。その貸してくれる場所、その資産の評価までもしてくれておりますから、それは借りてでもその処置だけは万全を期したい、こう考えております。

○山本(政)委員 どうもありがとうございます。それからもう一つ、これはいづれにしても残務整理ということが出てまいります。そうすると、

いま北海道のほうで工事をやっておりますけれども、これはいままでの参考人の方々あるいは組合の方々の話を聞いてまいりますと、どうもやはり解散以外にないという気がいたします。そういうしますと、いま継続中の工事の引き受け手があるかどうか、こういう心配が出てくるわけですね。その次に考えられるのは、契約不履行、損害賠償というふうなことになる、いまおっしゃつたような資産の処分と関連しまして、一体どうなるかという点、これは危惧いたします。この点について、それからもう一つは、就職をする方々はいずれすけれども、残務整理にいずれにしても職員が残るわけですね。その方々についてもやはり私は、これは大臣、病氣になった方々についても御配慮を願えるということですから、当然そういう方々についても責任を持って再就職のあっせんをお願いできると思ひますけれども、その点について確認をいたしたいのですが、いかがでしょうか。

○木村(武)國務大臣 残務整理に残られた方々の就職のあっせんも、もちろんいたします。それから、現在仕事をやっております、途中でやめなければならぬ、それから他の会社にそれを受け継いでもらわなければならない、こういう問題も出てくるだろうと思ひます。そういう点でも、前々からお話をいたしておりましたが、万全を期してみたい、こういう考えであります。また相手の会社とはその相談をしております。その中から、引き受ける場合には条件が出るだろうと思ひます。そういう条件などを照らし合わせて、金銭で解決できるところはもちろん金銭で解決する。その金銭が退職金や何か影響するよう場合には、他に仕事のあっせんを北海道開発庁がやるなどということによって、いろいろの角度からその契約しておいた仕事を他の会社に受け継いでもらうように努力してみたい、そして必ずそういう方面でこの問題は解決して、早くきれいさっぱりとしてみたい、一生懸命やるつもりであります。

○山本(政)委員 与えられた時間が二十分だそう
で、最後に二つだけ、これは確認したいと思
うのです。いままでも私の質問申し上げた点で、大
臣のお答えを聞いておりますと、私どもとして
は、たいへん至れり尽くせり、おそらく従業員も
非常に喜ぶと思うのですけれども、このことにつ
いてひとつ責任を持ってぜひやっていただきたい
と思う。これは私は再度申し上げて何ですけれ
ども、政府の意向でこういうことをやられるの
から、あとになっていま大臣のお答えされたこと
が履行されないということでは困ると思つて
います。今後は行政の統廃合があり得ると思つ
て、私は行政の統廃合について必ずしも反対を
いたしません。しかし、特殊法人の整理統廃合に
あつて、職員を今日のように大臣をはじめいろ
ろと心配をし、あつせんをしなければならぬとい
うことは、私はたいへん遺憾だと思つて、その
う意味で、整理統廃合ということについて
は、やはり人員の再就職といふか、生活の保
障といふか、そういうこと、それから労働条
件、これを切り下げないというようなことを、ひ
とつてここで御確認をいただきたいと思つて
います。

なおあと私は、少しずつ、就職がずれてきてお
ることを先ほども申し上げましたけれども、ぜひ
ひとつできるだけ早く全力をあげてやっていただ
きたいと思つて、この点についての大臣のお答
えをお願いしたいと思つて、

○木村(武)國務大臣 就職のことにつきまして
は、六月をめどにいたしまして、全力を尽くして
解決に努力するつもりであります。それから、こ
の問題は、ほんとうに政府の一方的な行為で行な
われたものでありまして、働いておいでになりま
した方々にとりましては、非常に大きなショック
だつたらうと思つて、それを社会党の皆さま
が間にお立ちくださいまして、事を円満に処理し
てもらいました関係上、社会党のあなた方の面目
をつぶすようなことは、私はこんりんさいいたし
ませんし、従業員の人々とはこれからお目にかか

ることはないかもしれませんが、皆さまと
は日常顔を合わせねばならない立場におります
関係上、決して面目をつぶすようなことはいたし
ませんから、その点はどうか御安心くださいまし
るように、特に今度の問題で御協力くださいまし
た各位には、心から厚く御礼を申し上げます。
○山本(政)委員 大臣の非常に誠意ある御答弁が
ございました。私は大臣の誠意を信頼いたしまし
て、私の質問を終わりたいと思つて存じます。

○小峯委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 北海道地下資源開発株式会社法を廃
止する法律案要綱につきまして、簡単に質問をい
たしておきたいと思つて、

北海道開発庁長官にお伺いいたします。一点
は、廃止するというところにきまりますれば、なる
べく早く廃止されることが、私は諸般の事情にか
んがみまして、いいんじゃないか、こう思つて、
そこで質問の第一点は、ただいまも御指摘がご
ざいましたとおり、何を申しまして人間再就
職といふことが、一番大事なことで、これは
政府が責任をもつてすみやかに、現在を下回らな
い条件で希望をしんしゃくしながら、十分な御配
慮をいただきたい。

第二点は、民間会社に移行するような趣
に承つておりますけれども、いろいろな事情でそ
の民間会社がまた再整理をしなければいけないよ
うな事態になるかも知れませんし、そういう点
もよく展望を明らかにせられまして、この点もひ
とつ含めて、再就職といふことを考えなければなら
ない時点に立ち至るかも知れませんので、その
点も十分にひとつお考えいただきたい。

三つ目は、これをまず当初に意図しましたとこ
ろ、ほぼ完了したといふかあるいは諸般の事
情でなかなか困難であるといふようにいい、ます
か、それはともかくといひまして、撤収するわ
けでありますので、これにかわるべき方途といひ
まして、それぞれ民間の鉱山会社等が探鉱をや
りたいというような場合には、北海道東北開発公
庫というような機関もありますので、同じようにに

目的が十全に達し得るような御配慮をいただき
たい。

この三点につきましてひとつ誠意ある御回答を
いただきますれば、私のほうも質疑を打ち切りた
いと思つて、

○木村(武)國務大臣 お話の点は全くごもつと
もでありまして、民間会社に移行いたしました
も、実際といたしましては経営が非常に困難であ
る。困難であるといふことは、働いておいでにな
る人々が、全部が全部といつてよいほど、とても
民間会社になつた場合には経営が困難である、こ
ういふことを異口同音に言つておられますから、
民間会社に移行はいたしましたが、まず整理に全
力を注ぎまして、その整理の重点は再就職の問題
であります。整理に重点を注ぎまして、それが大
体残務整理を残して完了いたしましたならば解散
すべきものだ。その時期は非常に早いほうがよろ
しい。こういうことに相なりますし、これは皆
さんの一致した御意見のようでありまして、それ
を目標にして、思い切つてそういう点で努力し
てみたいと思つて、何と申しまして生活ほど
大切なものはありません。その生活が一日でも二
日でも脅かされるなんといふことは、自分の身に
なつたならば非常に大きな問題だと思つて、さ
ら、庁では全力をあげてこの問題に取り組んで、
思い切つて努力をしたい、そうして早くおしや
るとおりに解決したい、こういうつもりで全力を
傾倒いたします。今日までも努力してまいりまし
たけれども、今度はこの法案が通るといふことに
なりますれば、非常に急がなければならぬと思
いますから、思い切つてやらしてもらつてもいい
あります。

○玉置委員 最後に要望しておきたいのですが、
民間会社をつくりまして移行しまして、若干残す
といふような場合に、若い働き手と申しますか、
そういう方々が他へ就職がしやすいわけでありま
す。そうすると、なかなか思うように陣容が編成
し得ないようなこともあり得るかも知れません
ので、もう思い切つて再就職を全部さすといふよ

うなことにもなるかも知れませんので、その点
もひとつ十分に配慮をいただきたい。

それから同じ出しますのだったら、すかつと退
職手当もきれいに、みんなの御要望にこたえて、
そこにおかしな問題を起して、その問題のため
に、かえつていろいろな経費がよけいに要するとい
うようなことにならないように、ひとつ英断を
もつて善処されることをお願いいたしておきま
して質疑を終わりたいと思つて、

○木村(武)國務大臣 何人か残して経営が可能か
どうかといふことも考えてみたのですけれども、や
はり無理なようです。無理なようですから、や
はりおしやるとおりすきつとしたい、こう考え
ております。

○小峯委員長 近江已記夫君。

○近江委員 時間がありませんので簡潔にお答え
願いたいと思つて、

なぜこの会社を廃止するようになったか、明確
にあげてください。

○木村(武)國務大臣 北海道の地下資源を開発す
るといふ当初の大きな目的はあつたのであります
けれども、途中経済事情が少し変わつてまいりま
したもので、当初の目的どおりにはいかに
なつたことが一つなであります。そうでありま
すから、この際無理に経営を維持せしめることに
よりまして当初の目的が達成されなくなつただけ
でなく、会社に働いておられます人々にもいろいろ
な点で不安、疑惑を持たせることもまたどうかと
思ひまして、この際いっそ解決したほうがいいだ
ろう、こういうことで民間会社に移行する、こう
いふ方針をとつてみたのであります。

○近江委員 それから、これを廃止する最も大き
な原因は非常に大きな赤字を出したためで、現在
の赤字は幾らあります。こまかい数字がわから
なければ概数でよろしい。

○木村(武)國務大臣 四十一年度末で三億一千二
百万円ばかりであります。

○近江委員 これだけの赤字を出した原因という
のが、ただ経済事情だけによるのですか、その点

はどうですか。

○木村(武)國務大臣 やはり不正も何もありませんでしたけれども、経済情勢の変化と見て差しつかえないと思います。

○近江委員 臨時行政調査会の指摘した理由として、一、業績の実態が著しく本来の使命からかけ離れている。二、事業のほとんど全部が営利的事業であるにもかかわらず赤字の累積を重ねている。三、本来の使命である国策探鉱、自主探鉱において探査方式が未確立である。こうした理由をあげてののです。このとおりですか。

○木村(武)國務大臣 大体そのとおりであります。

○近江委員 この指摘した点を見ていきますと、これは要するに監督官庁の大いなる責任だと私は思うのです。これはどこがいままで責任を持っていたのですか。

○木村(武)國務大臣 通産省と北海道開発庁であります。監督が非常に不行き届きであった、こういう点は重々申しわけないと、これはおわびを申し上げておきます。

○近江委員 私があげた三点の一番として業績の実態が著しく本来の使命からかけ離れている、この中でももう少し分けていきますと、政府、監督官庁の国策探鉱に対する指導方針の誤り、これはこまかくあげれば幾らでも事実があります。また北海道開発庁における意欲と指導性の欠如、また当社役員、国策探鉱に対する意欲の欠如、こういうことが大きくあげられているわけです。また経済情勢の変化、さらに二番目の赤字累積の原因として天下り官僚の無為無策、無能、社長以下は全部天下り官僚である。名前も全部わかっておりませんが、特殊法人としての制約とかいろいろな点はそれはあると思いますが、率直に大臣も責任を認められたわけですから、私もこれ以上は言いませんが、そういう当初の計画等において、またその後の推移においても、そうした対策が非常に手ぬるかった、こういう点においては、今後国民の血税をもつてやっていくわけですから、十分に注意

してもらわなければならない、このように思います。この新会社に移行していく場合において、どういう方向でその新会社を持っていきますか。

○木村(武)國務大臣 この法案が通りますと、民間会社になるのであります。民間会社になりましても、とても経営ができないというような状態でありま。

その一番大きな理由は、従業員の人は民間会社に移行した場合に、この会社を維持経営していくことがむずかしい、こういうものの考え方がありま。意欲があつたならば別でありますけれども、意欲のない現状において、それを、なおかつ叱咤激励して維持経営せしめることは無理だと思ひますから、当然解散しなければならぬだろうということを大体考慮いたしております。

その際における再就職の問題につきましては、先ほど山本委員や玉置委員に御答弁申し上げましたとおりの処置で、生活に不安を与えないように一日も早く解決したいと思っておりますので、努力するつもりであります。

○近江委員 それからこの会社の内容を見ていきますと、社長、取締役三名、監査役二名、これで現在いわれているのは退職金が三千四百万円、赤字の約一割を退職金に充てる、これは事実ですか。

○木村(武)國務大臣 そういうようなことを考えたようでありま。けれども、それは監督官庁として全部押えておりまして、そういう処置はさせないよう考慮中なのであります。まず働いておいてになります従業員を中心にものを考える、言いかえますれば、従業員の退職金を中心にものを考える、そうして残りがあつたならばその方面に回してもまた可なり、こういう考えで指導をやっております。

○近江委員 時間がありませんから終わります。私はほんとうにこうした前途に不安を持っています従業員に十分な処遇をしていただきたい、こ

のように思います。これだけ不安に追い込んだのは、何といつてもやはり役員、責任です。何といつても監督官庁の責任です。この点において、いま労働使間で話がついておるようでありま。トラブルなしにこの問題を解決するということは約束できませんか。

○木村(武)國務大臣 その点につきまして、組合と話し合いの途中において社会党の北海道関係の議員の人々の非常なごあつせんをいただきました。非常な感謝申し上げておきます。

○近江委員 先ほどお話をありましたが、社会党の皆さんも一生懸命やっておられるのはよくわかつております。われわれも一生懸命やっているわけですが、これは党派を越えて事、従業員に関する問題でもありま。これから将来の問題もあるわけですが、長官のそういう発言に対してであります。どのようにわれわれの態度を見ていらつしやるのか、その点、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○木村(武)國務大臣 どうもほんとうに御親切なおことばをちょうだいいたしまして、ありがとうございます。私も陰で一生懸命になって御協力くださいました方々はたくさんおいでになる、こうは思っておりますけれども、やはりいままで私の目に触れた方しか私がことばに出さなかつたことは、はなはだ申しわけないと思っております。非常に御協力くださいましてありがとうございます。

○近江委員 それはそれでいいのですけれども、要するに、私は何かことばが足らぬように思ひます。ですからもう少し全部の皆さんが納得する答弁をなさつたらどうか。そうしたら私、終わります。

○木村(武)國務大臣 ここにおいでになります委員の方々、たいへんありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。一々お名前をお呼び申し上げます。是非にけつこうでありますけれども、実はお名前を存じ上げない方もおいでになり

ますから申し上げられない。全員にお礼を申し上げます。それだけでなく、おいでにならない方でもトラブルを起こさないように、一日も早く従業員の皆さんに不安を与えないようにと思つて懸命の御協力をくださいまして全く感謝にたえません。あらためて厚くお礼を申し上げます。

○近江委員 これで終わります。

○小峯委員長 おはかりいたします。本案の質疑はこれにて終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑はこれにて終局いたしました。

○小峯委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がございませぬので、直ちに採決いたします。

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小峯委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議案について、四党を代表して、その提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

北海道地下資源開発株式会社を廃止する法律案に対する附帯決議(案)

北海道地下資源開発株式会社を廃止する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、今後特殊法人の整理統廃合にあつて職員の人員整理及び労働条件の切り下げを行なわないこととし、北海道地下資源開発株式会社法の廃止にあつては職員の処置を次の通り実現するよう責任をもつて努力すること。

一、再就職斡旋にあつては、本人の希望を尊重し全職員の再就職確定を六月末までとする。

二、再就職先の労働条件は現行の労働条件を下回らないこと。

三、再就職が確定するまで現行の給与を保障すること。

四、特別退職手当は、退職時に全額支給すること。

以上であります。

御承知のとおり、北海道地下資源開発株式会社としては、同社をめぐる諸事情の変化、特に監督官庁の監督不行き届き、経営者の無能等があげられており、今回廃止のやむなきに至つたことは、まことに遺憾であります。しかし、北海道地下資源開発株式会社法の廃止は、直接的には特殊法人の整理、再編成という政府の方針によるものでありますので、同社の民間移行、再編成にあつては、職員の身分、労働条件については不利益を来たさないよう、就職のあつせん、その他すべての面にわたり、責任を持って処置することが、政府の当然の義務であると存じます。このような見地から、具体的措置については、労使協議の上、その線に沿って実施することが必要であります。

以上が本附帯決議案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○小峯委員長 以上で、趣旨の説明は終わります。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、北海道開発庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。木村北海道開発庁長官。

○木村(武)国務大臣 満場一致で御決議なされた御趣旨は、全身に体しまして、貫徹するよう努力させていただきます。

どうも御協力ありがとうございます。

○小峯委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小峯委員長 引き続き、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。佐野進君。

○佐野(進)委員 官澤さん、担当大臣だからずつとおられるので質問したいと思つたのですが、三木外務大臣が何かお時間の都合がございまして、このこととございまして、外務大臣にしまして、また質問を申し上げたいと思つております。

「政府の窓」という六七年二月十五日号の雑誌、これは政府から出しておられるのですが、三木外務大臣は、「一九六五年の実績では世界第五位の四億八千六百万ドルの規模に達した。これはわが国の国民所得の〇・七三割にあたる。」こういうことを説明せられて、わが国の経済協力について巻頭にいろいろな御意見を出しておられます。これを基礎にいたしまして、外務省のほうで計画されておる海外経済協力の問題につきましては、一九七一年、昭和四十六年度におきましては、総計十三億

六千三百六十万ドル、いわゆる一九六五年に比較いたしますと、三倍になんたんとする海外経済協力の増加を計画せられ、これがそのときにおけるところの国民総生産に對比して一割になる、こういうふうに言っておられるわけでありまして、したがつて、外務省並びに外務大臣は、わが国の海外経済協力という点については、非常に雄大な構想と、そしてまたそれに対しては、非常に責任感というものを持っておられるわけです。しかし、現実にはわが国の海外経済協力の現況、それに対比するわが国内の経済事情、海外経済協力に対する諸制度の整備、こういうものは遺憾ながら十分なる態勢にあるどころか、きわめて不完全なる態勢にある、その書物を見、どの法律を検討してみても、そのような事実に至つておられないわけでは、そういうような態勢の中で、今回出された経済協力基金法の一部を改正する法律案の内容を見るに、ますます混乱を来たし、ますます本来の海外経済協力の大きな目標と逸脱して、目前に起きつつある具体的事象にとらわれた改革をなさんとするがごとき印象が、先ほど大蔵大臣に私は質問をいたしました。あらわれておることは、きわめて私は不足の意を表せざるを得ない。外務大臣が表現せられ、あるいは国際的に日本がその責務を果たさんとする前途に一つの暗雲を呈するやうな気えをするわけですが、今度の改正案は、したがつて、この点について、海外経済協力に対する基本的な考え方を外務大臣からお聞かせを願いたいと思つております。

○三木国務大臣 佐野君の御指摘のように、日本の国内にたくさん問題をかかえておることは、御指摘のとおりであります。住宅、道路、農業、中小企業、いろいろと問題をかかえておるわけでありまして、しかし今年度国民総生産が世界の第三位になる。この地位というものは、いろいろ国内に問題をかかえておるからといって、国際的責任から免除される地位ではないということでありまして、そこに何か国内の事情と、国際的な期待との間に非常にギャップがある。このことが、ごく短期間に見れば、これは何とか何とかいってお茶を濁すことができるでしょう。しかし長期的に見れば、日本の国益に合致すると私は思わないのですよ。やはりそういう、国内に問題をかかえておつても、それをやりながら、やはり国際的にも経済協力、ことに新興諸国に対する経済協力というものの対して、これは国内の諸問題を解決してからというのでは、これはもう時期的におそい。これをやりながら、やはり日本が国際的な責任も果たしていこうという態度でなければ、いまは勘定は合つても、もう少し長期的に、日本が日本の利益というものを考えたときに、これは日本の利益に合致しない。だから国会等においても、私どもはいろいろ問題をかかえておるけれども、責任を果たさなければならぬということを強調し、またいろいろな場面においても、国民の各位に対して理解を求めよう努力をいたしておるのでございまして、したがつて、私は、やはりいろいろな困難はあつても、これだけの経済的な成長を遂げた日本が、その地位にふさわしい国際的な協力を果たすために、今後は努力をしていきたい。そうでなければ、日本はアジアの一国であるし、アジアの唯一の先進国だと言っても、何にもたいしたことでもない先進国というものは、アジア諸国からそれは必ずしも長い目で見れば尊敬を受ける立場にはなり得ない、こういう点で、その困難な中にあつても日本の海外経済協力というものをますます今後充実していくために外務大臣は努力をしたい、こう考えておる次第でございます。

○佐野(進)委員 冒頭の御説明でございましたが、長くてつづつございまして、これからは時間がたいへん短いようでございまして、私もきわめて簡潔に御質問しますので簡潔に御答弁を願いたいと思つております。

そういたしますと、冒頭申し上げましたように、一九六五年が四億八千六百万ドル、そして一九七一年が十三億六千三百六十万ドル、こういうような飛躍的な増加を続けていくことになるわけですね、毎年毎年のこの五カ年計画は、これを

引き続きやっていると、国際的な情勢、国内的な情勢の変化、これは当然予見されつつあることですが、やってくるという外務省の方針を堅持される、こういうこととごいいますか。簡単に申し上げますから……。

○三木国務大臣 この佐野君の読み上げられました数字は、やはりわれわれ外務省自体においても決定しておる数字ではないわけですが、それは長期的に年次計画を立てることは好ましいとは思いますが、正直に言えばできていないです。そういう点で、いまお述べになった数字というものはわれわれが検討を加えた数字ではない。年限は何年というところではありませんが、国民所得の一分、またこの間のUNCTADでは総生産の一分、その目標に向かってだんだんと努力をすること、日本は何年の間という期間を切ることに對してはこれは留保いたしましたのであります。目標に向かってできるだけの努力をするという約束でそれに近づけていきたい。年度のな、そういう数字的な検討はまだまだいたしておらないというのが実情でございます。

○佐野(進)委員 それではいまのことについて外務省の経済協力局、局長がいますかどうかわかりませんが、担当者は外務省当局としてはこのような発表を全然してない、こういうようには大臣の答弁ですら理解してよろしくありませんね。

○上田(常)政府委員 この試案は、いま外務大臣も御説明しましたとおりの性格でありまして、ただ当時外務省から新聞に一応こういう事務当局の考えだけどもこういうものををつくっているという話を話したことはございます。しかしそういう意味で話したのでございます。

○佐野(進)委員 そういう意味で話したかどうか意味で話したか、話したということは事実なようです。したがって大臣が全然考えてもおりませんとかどうとか言われても、あなたの部下で事実そういうものを発表せられ、それが一つの資料として私どもの手元に來ておることは間違いないことですから、したがってそういう点については、こ

れからの質問の關係もございいますから、ひとつ部下の方とよくお打ち合わせの上、御答弁を願いたいと思ひます。

そこで、いま当面しておる海外経済協力についての基金法の姿勢が出ておるわけですが、この内容は、いわゆる大臣がお話になったように、長期的な日本の国際的な責任、あるいは国内における経済力の伸張、そういうものに伴って、当然ある時期において果たすべき役割りがこれこれだということでお金をおきめになっていく。それが約一割になっていくのだというようにことで計算をなされておるのでございますが、それはしかしあなたが計算なさっているのではなくして、いわゆるOECDの機関の中においてそういう要請が行なわれたというところは、これはもうよくわかつておるわけですが、しかし現実に行なわれつつある海外経済協力というものが真に日本の国力にふさわしく、日本国民の総意に基づいて日本国民の海外発展、発展というよりは海外の経済協力の姿勢の中から出されるものではないか、これは遺憾ながら佐藤内閣成立以前の海外経済協力の実態とそれから以後における実態とを比較するとき、歴然とした差が出ておるわけですが、したがって、私どもは好むと好まざるにかかわらずこのことは、いまのアメリカのいわゆるドル防衛政策の一環として、日本がアメリカのドル防衛政策に協力する一つの具体的なあらわれとして、海外経済協力というものをことさらに佐藤政府は取り上げ、これを強調しこれを国民に押しつけておるのではないのか。真に国民がみずから経済的な安定と繁栄、国際的に自立したアジアにおける先進国であるという自覚に燃えて海外経済協力をやろうといううような、そういうところには到達してないような中

るのではないか、こう言われておるようなとき、日本の海外経済協力という問題については、いま少しく時勢を見ながら具体的に取組んでいく必要があるのではないか。目先の行動に、激動にわづらわされる過激なものではないか。そういう点についてこの機会にいま少しく根本的な対策を立てる必要があるのではないかと考えるわけですが、御見解を承りたいと思うのです。

○三木国務大臣 私は、アメリカのドル防衛の一翼をになうためにアジアに對しての経済協力をやるんだというこの考え方には承服いたさないのではありません。それはアメリカに比べたら日本のほうが一、アメリカは大きな自由世界の責任を持ってアジアでリーダーシップを執るであつても、しかしアジアではないんですから。日本はやはりアジアに對する關係というものはアメリカよりも私は深いと思う。日本が将来経済的に発展をしていくとする場合、どうしたって将来の日本のマーケットであるものはアジアが一番大きなマーケットであることは間違いないし、アジアが安定しても非常な不安をかもし出すことは、これは明らかであります。ベトナム戦争というものがどれだけの国内的不安をかき立てておるかというところは、これはわれわれ経験済みですから。だからむしろアメリカのドル防衛に日本が片棒をかつぐのではなくして、日本はアメリカを引っぱっていかねばならぬ。アメリカのような世界一の経済力を持つておる国がやはりアジアのためにと貢献しなればいかぬ。軍事的でなしにアジアの経済的社会的開発のためにアメリカはもつと力を尽くしてもらいたい。だから向こうのドル防衛に引っぱられるのではなくして、これからの日本は自分がイニシアチブをとって、自分も出さなければ説得力がないですね。人の金ばかり当てにするようなことで説得力がないが、自分もできることをやって、その実績の上に立てて日本はアメリカを引っぱっていかねばならぬ。ドル防衛どころではない、日本のアジアに對する開発の熱意がア

メリカを引っぱっていく、それが私は日本の立場であると思ひます。それだけのアジアとの關係の深さは、アメリカに比べたら日本はずっと深いということでもあります。安全のために繁榮のためにも深い。そういうことで、何かドル防衛に日本が協力するためにアジアに對する経済協力をやるんだということは、何かさか立ちした議論だと私は思つています。

○佐野(進)委員 大臣の御説は御説としてこれまた承つておきますが、アメリカのドル防衛に協力するのではなくして、日本の自主的な立場に立つ海外経済協力をやるんだ、こういうことになりまして、一番問題になるのは、日本の自主的な立場というのとは一体どこに根拠を置くのか。それはアジアの一角にある。すなわちアジアの一角にあるということ、それは、その至近の距離を國際的に見てみれば、好むと好まざるにかかわらず中国がある、韓国がある、北朝鮮がある、ソビエトがある。それではこういう国に對する経済協力は一体どのようにしていくのか。韓国は日韓条約に基づいて一つの具体的なプログラムが進められておりますが、その他の国に對する、もつと至近の地理關係にある国々に對する海外経済協力については具体的に見るべきものがない。見るべきものがないどころか、具体的に敵視政策に近いとすら感ぜられるような政策がいま続けられてつある。このことについて、いま大臣の考えはちよつと実情とそぐわないような気がしますので、ひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 日本に国力が十分あれば、日本の海外経済協力というものはもつと範圍を広げていいでしょう。しかし、日本はそれだけのものがないうのです。これは、いまでさえ、いろいろ国内においても海外協力海外協力と言ふけれども、そういう力があるなら国内問題にもつと力を入れてもらいたい、こういう声が国民の中にあることは、これは無理からぬ点があるでしょう。だから、日本はそれだけの資本の蓄積も十分ではないし、海外に對しての経済援助とか協力ということ

は十分でないですから、したがって、現在においては、国交が回復してある国、日本と国交を持っておる国が援助の対象になることは、現在の日本の資金の状況から見ても得ないことである。もつと国力がふえてくれば、ジョンソン大統領でも、ハノイにまで援助する、こう言っておるのです、戦争しておる相手まで——ボルチモアの演説では、十億ドルをベトナムの復興のために援助する、その中にハノイも加わっておる、こう言うのです。そういう資力があれば、そういう態度というものは当然の態度だと私は思います。日本は遺憾ながらそれだけの資力がありませんから、国交回復の国に限らざるを得ないことはやむを得ないと考えております。

○佐野(進)委員 そうすると、大前提が非常に具体的にたてられたわけですね。いわゆる海外経済協力力は日本の果たさなければならぬ使命だ、したがって、その中心的な目標がアジアの地域に向けられる、しかし、これは国交が回復しておるのが前提だ、こういうぐあいに三段論法になってきておるのですが、私は、いま北ベトナムに対するジョンソン大統領の言明があつて、現実にはハノイと、国交の回復していない敵視政策がとられつつある国とすら現実には和平会談が進められつつあるとき、日本がいま中国と政治的に国交は回復されておらないとはいひながら、経済的交流の面あるいは人的な交流というものが相当程度行なわれつつある、いわゆる敵対国でない形の中で、敵視政策があるかないかということとはともかくとして、敵対国でない形の中における一つの関係が存在していると思うのです。そうするならば、日本がそれに対する支援をするしないということはともかくとして、経済的に交流することに對する障害があるとするならば、これを除去することがいま日本の政府の果たさなければならぬ当然の責務であるし、外務大臣はそのことに對して積極的な取り組みをしなければならぬ、こう思うわけです。具体的に言うならば、今度改正される経済協力基金の対象国に中国なり北朝鮮を想定することも可能

でしょうし、あるいは、もつと具体的に言うならば、先ほど大蔵大臣に對して質問しましたけれども、輸銀使用をはじめとする、わが国の経済の持つ力の範囲内において中国との門戸を経済的にもう少し広げる必要があると思うのですが、この点について外務大臣の御見解をお聞かせください。

○三木国務大臣 いま申したように、海外経済協力基金は、これは援助の性格を帯びるわけですから、日本と国交を回復しておる国でもなかなか援助というものの要請にこたえられないのですから、海外経済協力基金の対象国というものはやはり国交を回復しておる国に限られることはやむを得ないと考えます。ただ、輸銀なんかの問題については、これは政府の態度は、具体的な問題が起つたときに具体的な問題として検討をいたしますというところで、初めから、輸銀は国交を回復していない国には使わないという原則を持っておるわけではございません。具体的な問題ごとに政府はいろいろの点から検討を加えて、これに對して自主的な判断をいたしますという答えでありますから、プリンシプルとして、国交を回復していない国には輸銀を使わぬというプリンシプルは政府は持っているというところでございまして。

○佐野(進)委員 それでは具体的に御質問いたします。いま問題になっておる日立造船のプラントについて輸銀を使用することは当然可能だと思ふのですが、いかがですか。

○三木国務大臣 問題が具体的にたてられたときに、政府が自主的に判断を加えてこれにノー・イエスを言うというのが現在の立場でございまして。

○佐野(進)委員 したがって、具体的にたてた問題としていま提起したわけですが、この問題についての御見解をお聞かせしたいと思います。

○三木国務大臣 いろいろ、輸銀の場合は、その具体的な問題に政府が判断を加えるという自由を政府は持ちたい。いまいろいろ佐野さんはこの問題はどうするのだ、あつた輸銀の使用はどうするのだと言ふけれども、一々問題を仮定してお答えすることは適當でない。問題が出たときに政府は判断を加えます、こういうお答えをするよりほかにないと思ふのであります。

○佐野(進)委員 それでは、わが党には中村先生とか堀先生とかいろいろおられるから、またもつと突っ込んだ御質問もあると思ひますから、私は次に進みたいと思ひます。

次の問題については、私は、いま問題になっておるこの海外経済協力基金法の改正の対象がインドネシア向けであるということ、先ほど大蔵大臣に質問してそのとおりだと言ふような御答弁をいただいたわけですが、そうなりまして、一番問題になるのは、基金法は改正した、そうして資金はお貸しする、そしてそれによって商品の購入が行なわれる、これはいいとか悪いとかは別として、そうなるのですが、一番問題になっておるのは、去年いわゆる五千万ドルの輸銀融資と一千万ドルの無償貸付を行なつて、インドネシアの当面する経済困難を救済するのだということで、いろいろ議論がありました、やりまして、ところが、それに加えて四千五百万ドルのいわゆるリファイナンスをいたしておるわけですね。この四千五百万ドルのリファイナンスというのは、いままでの海外経済協力に対する、具体的に輸銀融資並びに経済協力基金によるところの融資ですが、そういうものに対する、あるいは借款、いろいろ問題がございまして、そういうものについて、その法律のたてまえからいって、当然適當にその事業が成り立つ、これは輸銀においても基金にお

いてもそうでなくても、それができ得ないという状況の中で政府が判断されて、そして交換公文に署名をされ、そしてリファイナンスが行なわれた、こういうふうに解釈いたしますと、いわゆる一九六五年以前の四億八千万ドルというきわめて限られた金額の中においてすら四千五百万ドル、いわゆる一割に近いお金がインドネシアだけで再融資をしなければならぬという事態があつたわけですね。これから毎年国民生産力の増強に基づいて海外経済協力基金が方々に融資されるといふ形になってくると、これは非常に危険な制度だと思ふのです。しかも、これは国会における承認を何ら要さない、交換公文に署名したということ、外務大臣自身がそれに対して責任をとつたということだけで問題の処理がはかられるということになれば、海外経済協力という名のものと、いわゆる不確定な要素を多分に持つそれぞれの国に對して、どんどんかかってな——かつてなというところが適當であるかどうかはわかりませんが、お金が使われる。それがさらに回収不能になり、さらに再融資が行なわれる。その間に輸出保険の補償がとられる。これは国民がだれが聞いたつて腹が立つ以外の何ものでもないと思ふ。したがって、四千五百万ドルのリファイナンスについては、国会においてたびたび議論をされましたが、今後これらの措置についてどうお考えになるか、同時にまた、このような措置を今後基金法の改正なりあるいは海外経済協力費の増高に對処してどうおとりになるか、この際お聞きしておきたいと思ふのです。

○三木国務大臣 一九六六年にこのリファイナンスをやつたわけですね。これは東京、パリ、この二回の国際会議で、インドネシアの状態というものはやはり債権の繰り延べをしなければいけないというところで、国際会議の決定に従つて四千五百万ドルのリファイナンスをやつたわけでございます。リファイナンスが今後行なわれるものは——リファイナンスというのではなく、インドネシアの経済安定のための国際会議による援助が

行なわれるということになっていくわけ、これはインドネシアというものが持つておるアジアにおける重要な地位から考へて、これをそんなに経済的に混乱するまゝにまかせて非常に不安定な状態におくことは、アジア全体の安定にも世界の安定にも非常な影響を持つという国際会議の判断というものが、みながやはり協力して助け合うということになっておるわけであり、これがむやみに、無制限にいつても、日本はやはり資金の制約もありますし、海外経済協力基金でもその資金というものは国会の御審議を得なければならぬし、したがってまたインドネシアに対して基金から出せば国会の批判の前に立たされるわけであり、またあるいは独裁的な国ではやみからやみに行なわれることがありますが、日本の場合は、先ほども申したのですが、これだけの強力な野党の批判というものを日本の国会は持つのですから、そんな間違つたことをすれば承知する野党でもないですからね。だからそういう点で、日本の場合むやみに海外に対して援助をするといううなことは可能なことだと私は思ふないです。手続だって非常にきびしいために、スハルト大統領がわざわざ来てコミュニケーションも出せなかったのですから、それは何かといつたら、この国会において手続をおろそかにして資金の約束をするとは日本の国会は絶対に許さない。これだけきびしい民主政治の体制が確立しているわけであり、それから、やみからやみといううなことは、佐野さん、あなた自身だって許さないでしょう。だからそういう御心配はないのではないかと、私はこう考えるのでございます。

○佐野(進)委員 許さない許すということは、全部に目が通るわけではございませんから、これはわからないことです。しかし、私問題にすることは、単に、インドネシア四千五百万ドルの問題、これが一番問題ですが、リファイナンスを経済協力の中で行なつたのはこれだけじゃないと思うのです。これは外務大臣のあの宮澤さんへの質問のとき具体的に資料を出して御説明を願う予定で

おりますが、外務大臣としては、それを許さないでしようということではなく、インドネシア援助についても総額二十三億ドルといわれる金額の中で、日本はわずかに二億四千万ドルですか、比率としてはきつめて少ない金額の債権国であります。一割に満たない債権国であります。その一割に満たない債権国がアメリカと比肩し得るような援助を去年もしたし、ことししようとしておる。さらにその上にリファイナンスを積み重ねるということになれば、これは世界に例を見ない巨額なる援助を一国インドネシアに対して行なつておるわけですね。インドネシアにすることがいい悪いの議論はしばらくおくと、日本の経済、日本の国民の感情からしてきつめて割り切れないものが残ると思うわけですね。それは過去のインドネシアに対する賠償その他いろいろの実績があるわけですから、その実績からしてそういう感じがあるわけですね。それで、外務大臣は、リファイナンスについては交換公文の署名によつて事が終わるということではなく、もつときびしい態度でこれに對処していただき、これから海外経済協力費が増高されるということ、これを前提にして、この際決意を聞いとおかなければ、ただ、野党の皆さんうるさいでしょう、あなただつて認めないでしょう、ああそうです、あなたで終わらない問題だと思ふのです。いまだ一度御答弁をお願いしたい。

○三木國務大臣 私は佐野さんと全く同感で、海外のいわゆる後進国に対する経済的援助というものが非常に疑念に包まれておるよう、これほど政治的な罪悪感はないと思つておる。ほかのことよりも、一番困つておる。その国が立つていかないうやうな国に對して、やはり経済援助というものがいろいろなスキヤンダルの種になる、これくらい政治道徳として唾棄すべきものはないと思つておる。過去においていろいろうなわさがあることは事実です。敵にこれを戒めていかなければ、国民に對しても相済まぬし、また、相手国に對してもそういうことは決して兩國の関係を良好にするものではない。そういう意味で今後あなたと

じようにこの問題はきびしい態度をとることを約束します。これは許されぬことであります。

○佐野(進)委員 大臣、もう時間が来たというお話ですから、けっこうです。どうも済みませんでした。

それでは宮澤さんに質問を続けていきたいと思ふのですが、椎名さんはもうあとちょっとでありまして、あまり長くないように、もうやめたらどうかという理事の方のお話であります。準備した関係もありますので、そう簡単にやめたのではどうかと思ふので、あとしばらくおつき合ひをお願いします。

いま、リファイナンスの問題で三木外務大臣は、インドネシア四千五百万ドルというのは列国の會議の約束の中でそうなつたということ、ございませうけれども、これがはたしてどこにもないのか、インドネシアに對してやつておるのかどうか、この点について御説明願ひたいと思ふのです。

○宮澤國務大臣 当面の責任者であります大蔵省政府委員が見えておりますからお答えいたします。

○相木(雄)政府委員 お答えいたします。過去の例に、ちよつと数字を忘れましたが、アルゼンチン、ブラジルに對する債権につきましてリファイナンスしたことがございます。

○佐野(進)委員 私の調査いたしましたことによれば、ブラジルのウジミナス製鉄所あるいはチリ—ブラジルじゃなくてチリじゃないですか、リファイナンスしたといたことが記録上出ておるようですね。したがつて、リファイナンスは単にインドネシアだけの問題ではない。私は、今度の海外経済協力基金法の改正に對する一つの重要な点にならざるを得ないのではないかと心配をしておる。宮澤さん、こういうことなんでしょう。この前の本會議でも私、質問申し上げたのであります。今度の法律の改正によりまして、業務方法書というものの一部を改正して物品援助その他を行なうということになっておりますが、この業務方法書の認定をするのは経済企画庁長官、あなたがされるわけですね。一たび業務方法書に基づいてその資金の割り当てが決定するということになれば、あとは経済協力基金のほうの判断に基づいてその金が使われるわけですね。したがつて、この業務方法書の一部を改正する今度のこの改正案というものが、その内容において、現在の基本法の体制から著しい変化を示す内容を持つておるわけですね。したがつて、そういう点について宮澤さんはこのリファイナンスを含む現在の基金のあり方、運営の方法等についてどのように、現在の基金がすでに二カ所以上にわたつてリファイナンスをしておるといふ現実の中で、さつき三木さんが言われたようなこととの関連の中で、どう判断されるか、抽象的ですが、御答弁願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 その業務方法書云々と言われまして意味が、私、どういふことを意味しておられるかはつきりいたしませんでしたが、基金でリファイナンスをするということとはあり得ないことでございます。

○佐野(進)委員 それでは柳田さん、そういう事実はあるかないか、参考になつたと聞かせ願ひたいと思ふのですが……。

○柳田参考人 先ほどから基金の貸し付け金についてリファイナンス、こういう問題の御質問がありましたが、現在まで基金のやつておるべきであるインドネシアに對する援助というものはすべてプロダクション・シェアリング・システムでありまして、金で返済を受けるというふうなことはないでございまして、でありますので、リファイナンスのカテゴリーには入つておりません。これが実情でございまして、将来基金法が通りまして商品援助をやる、こういうふうな問題が起つた場合に、リファイナンスが起るかどうかというところは、将来の問題であります。従来は貸し付け金とこれからやる貸し付け金が外交上どういふふうに取り扱われるか、差異があるかどうか、いろいろそういう問題がありますので、私どもとして

は十分な注意をもちましてリファイナンスの起こることのないような仕組みをやりたい、こういうふうな考えております。もっとも、リファイナンスの問題は、基金の問題というよりも政府間の問題に当然なるわけでありまして、これは政府のほうにもひとつ十分御考慮を願いたい、こういうことを考えておるわけでございます。

○佐野(進)委員 そうすると、さっき大蔵省のほうで言われた、ブラジルないし、アルゼンチンというお話ですからアルゼンチンということにいたしますが、こゝで行なわれたリファイナンスの内容は一体どういふものか。これは大蔵省のほうでもけっこうです。

○柏木(雄)政府委員 お答えいたします。アルゼンチンにつきましては、一九六二年の債権国会議の決定に基づきまして総額一千万ドル強のリファイナンスが行なわれております。アルゼンチンにつきましてはさらに六五年六月の債権国会議におきまして一千万ドル強のリファイナンスが決定されております。

それからブラジルにつきましては一九六一年五月の債権国会議におきまして総額七百七十万ドル余の債権につきましてのリファイナンスが行なわれております。

○佐野(進)委員 だから、その内容は何かということをお聞いおるのです。

○柏木(雄)政府委員 アルゼンチンの第一回の分につきましては、一九六二年十二月二十四日以前に契約ができて、六三年一月から六四年十二月末までの間に支払い期限の到来する延べ払い商業債権につきまして、元本についての半額をリファイナンスいたしております。それから一九六五年のリファイナンスにつきましては、六四年十二月末までに契約が済んで百八十日以上の期間にわたる割賦払いによるものの債権の権限ある公的機関により保証されている商業信用及び特定プロジェクトのために認められた政府借款で、一九六五年一月一日から六五年の十二月末までの間に支払い期限の到来する債権のうち、当事者の合意

によって決定されたものの元本の六割につきまして、リファイナンスがなされました。

それからブラジルにつきましては、ブラジルの為替管理局でありますスモックに登録済みで、六一年十月一日から六六年十二月末までの間に支払い期限の到来する延べ払い商業債権につきまして、元本及び金利につきましてリファイナンスがなされました。

ちょっと言い落としたんですが、ブラジルにつきましては、六四年七月にも第二回のリファイナンスがなされております。これにつきましては、同様にブラジルの為替管理局でありますスモックに登録済みの契約で一定の時期に支払い期限の来ますものにつきまして、元本及び金利の七割につきまして、リファイナンスがなされております。

○佐野(進)委員 私の持っている資料では、チリに対して六百二十四万四千ドルのリファイナンスが行なわれたように書かれておるわけですが、この資料が誤りなら、あとでまた資料を……

○柏木(雄)政府委員 ちょっと一ページ見落としてまして……。チリの分につきましては、一九六五年の二月に債権国会議がございまして、その債権国会議の決定は、六四年十二月末までに契約され、かつ六ヵ月以上の期間にわたる分割払いの伴う保証のある商業信用及び付属リストに掲載の政府貸し付けの名目となされた債務で六五年の一月から六六年の十二月末までの間に支払い期限の到来するものの元本の七割に相当する金額についてリファイナンスがなされております。その日本の分のリファイナンス金額は六百二十四万ドルであります。

○佐野(進)委員 だから、私が先ほど来申し上げたとおり、私の資料が正しかったことがわかったのですが、そうなりますと、何も怠慢をどうだこうだと申し上げる必要はないのですが、ブラジルで行なつたリファイナンスあるいはチリその他に對しては、それぞれ海外経済協力基金がいわゆるプロジェクトとして融資されて出されておるわけですから、それには全然関係ございませんか。

○柏木(雄)政府委員 リファイナンスは、輸出入銀行が実施いたしております。輸出入銀行が実施いたします根拠は、同法の十八条の五号に基づきまして実施いたしております。経済協力基金は関係ございません。

○佐野(進)委員 そういたしますと、経済協力基金は、昭和三十三年で五十五億のいわゆる輸出入銀行の業務を受けた形の中でその業務を発足しておるわけですね。そうしますと、この輸出入銀行で融資した金というのは、経済協力基金に入つた場合においては、全然その性格を異にする、いわゆる権利の継承が行なわれた形の中において存在する経済協力基金というものは、輸出入銀行の業務をその範囲において、発足後においては差はあるけれども、継承した事象の中においては……権利義務の関係はどうなっておりますか。これとリファイナンスとの関係は全然ございせんか。

○柏木(雄)政府委員 ちょっとはつきり覚えておりませんが、輸出入銀行の債権のリファイナンスは先ほど申し上げましたように、輸出入銀行自体の債権のリファイナンスではなくて、民間債権であり、その他の債権のリファイナンスであります。日本の場合には全部民間債権のリファイナンスをやっております。それで、経済協力基金がございますときに、確かに出資は——出資金というか、輸出入銀行にありまして経済協力基金を分離して、独立法人にしてできたものが経済協力基金でございまして、その輸出入銀行のころにありまして経済協力基金というものはリファイナンスの業務を行なっております。したがって、現在両者の間には全く関係はございません。

○佐野(進)委員 そういたしますと、参考人にとっては、ウジミナス製鉄所は、いわゆる輸出入銀行の融資に基づいてその業務を開始し、今日経済協力基金の融資を受けてその仕事をやっておりますことは事実でございせんか。

○柳田参考人 ウジミナスに対する基金の金融関係は、日本ウジミナス会社の資本金に對しまして

二十六億ばかり出資をしておるわけでありまして、直接基金がブラジルに對しまして債権を持っているというこゝろはないのでございまして。したがって、リファイナンスという問題は、基金につきまして起こっておりません。

○佐野(進)委員 そういたしますと、日本ウジミナス製鉄所ですから、ウジミナス株式会社ですか、ここに書いてあります。したがって、大蔵省、七億の出資をしておる。したがって、健全なる金融下においてその事業が日本国政府との関係の中においても行なわれておる、全然問題ない、こう解釈していいのです。これはまた私もいろいろ調べておるわけでございまして、いまの質問に對する答えがあれば、それで次に進みます。

○柏木(雄)政府委員 ちょっといま資料を持っておりませんが、先ほど申し上げましたように、ウジミナス会社に対する民間商業債権がありますれば、それが一定期日の間に支払い期限のくるものがあるかもしれませんが、私いま数字を持っておりませんからわかりませんが、もしそのときに支払い期限のくるものがあれば、当然、債権国会議の決定に基づきましてリファイナンスが行なわれたかと存じます。

○佐野(進)委員 ここであまり時間をとるわけにいきませんから次に進みますが、これは保留いたしておきます。総裁もよくわかりにならないような点もあるようでございまして。私は、問題は、やりつつあることがどうだこうだというふうなことに對してはしばらくおくとして、さっき外務大臣のお話にあったように、リファイナンスというものの持つ影響、意義というのが非常に大きい。しかもその中からいろいろな問題の発生が予想される、こういう点がありますので、あえて質問をいたしたわけでありまして、この点については保留をいたして、次に進みたいと思ひます。

七時までというところでございまして、は

しよつていきたいと思ひます。

宮澤企画庁長官にお伺ひしたいのでござい
ますが、さつき三木大臣には、ついに時間的な余裕
がなかったのだといへん残念に思ふのですが、こ
の法律の改正によつて——本会議においても質問
をいたしましたけれども、その業務の一部について
輸出入銀行並びに民間銀行に対して委託をするこ
とができる、こういうような形になつておるわけ
です。そして基金法に基づく措置といつたしまして
は、業務方法書あるいは運営書ですか、業務の範囲
に基づく業務方法書に基づいてその措置が決定せ
られれば、あとは基金において自主的にその仕事
がなし得るという形になるわけです。そうなりまし
て、さらにそのことが輸出入銀行ないし——輸出
入銀行は法律で決定がございまして民間銀行に
その業務を委託することができるといふことにな
りますれば、基金法の今回の改正の趣旨と合致し
て、將來いよいよ民間銀行に対する間接的な融資
低利において長期にわたる、そういうものが提供さ
れるといふことは、現在法律を審議する過程の中
においていろいろ議論があつて、それについては
こういたしませんと言ひながら、条文上の解釈
としてはそういう危険が当然予測されると思ふの
であります、この点についてどのような歯どめ
をしておるかお聞きしておきたいと思ふのです。

○宮澤国務大臣 これは本会議でもたしかり申上
げたと思ひますが、今度のような場合にはなりまし
とB E、ポナスクスポートなんかの関係で相
当雑多な品物が出てくるだろう、そして金額もお
のずからおのおのが大きな金額でない、相当
手数を食ふ仕事が出てくると思ひます。それらを
基金の中で一々やっておることはなかなかむずか
しゅうございまして、その事務を普通銀行に委
託しよう、方針を決定するような権限を委託す
るつもりはもちろんでございせんし、金を預ける
つもりもございせん。そういういわばルーティ
ンの事務を委託しようというので、業務ではござ
いせん。

○佐野(進)委員 その事務を委託しようと思ふの
で業務ではございせん、こうお話しでございま
すが、法律の条文の中でその点がどこで明らかに
なりますか。この法律の改正する条文によれば、
「基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、第二
十条第四号の資金の貸付けに関する事務の一部
を」——「貸付けに関する」といふことがあるわ
けですね。単なる事務、いわゆるそういう大まか
な事務といふことだけでは、拡大解釈がされる要
素がここに十分にあるわけです。したがつて、そ
れを条文上に明記するといふことになれば、何ら
かの歯どめをつけない場合においては、基金とい
えども、やはり業務方法書並びに業務の範囲に基
づいて、経済企画庁長官の認可を受けてその仕事
をやることになるわけですから、事務といふもの
がその仕事の大部分、範囲といふものについてき
まつたことの中においてやるといふことであれ
ば、当然そういうことになると思ふのですが、こ
れはいまだ申し上げたとおり、輸出入銀行から基金
をつくり、基金がその仕事をやっておるといふ形
の中においては、経済協力の基本であるといふ形
の物品の供与といふようなものはやらないといふこ
とがたてまえになつておつた。それを今度やるよ
うになつた。やるようになって、さらに事務を銀
行に委託するといふことになれば、逆に基金は単
なる銀行のサービス機関になつていくといふこと
が予測されても差しつかえないのではないかと、こ
ういふようなことが考えられるわけですが、その
歯どめをどのような方法においてはっきりするの
か。しませんといふことは、いま法律をつくつた
ときのことなんです。たとえば私、話が長くなつ
て恐縮でございまして、今度の経済協力基金の法
律ができました当時からの速記録を出して検討い
たしました。読みました。そうしたら、その当時
と現在では、法律の改正が何回か行なれたにし
ろ、相当違つた意味において基金の運営がなされ
ていることも多々あるわけです。したがつて、そ
ういふ面についてこの際はっきり聞いておきたい
と思ふわけです。

○赤澤政府委員 ただいま御指摘の点でございま
すが、現行法でも御存じのように二十三条でもつ
て、輸出入銀行にその事務の一部を委託すること
ができるとなっております。この事務の委託につ
きましては、先ほどお話しがございまして、業
務方法書でもつて事務の委託の内容を現にきめて
おりまして、それは企画庁長官の認可になつてお
るわけにございまして。現行の輸出入銀行に対し
ますところの事務委託の範囲は、業務方法書をこ
らんといたしまして、ここにも書いてございまして、
たとへば申し込み受付の事務とか、そういうきわ
めて単純な事務だけを委託させておる。今度の場
合においても、おそろしく、こゝろも書いてござい
まして、ほぼ同じようなものを必要があれば委託す
る、こういうことになつてまいらうかと思ひます。

○佐野(進)委員 私の申し上げたいのは——そう
いふことはよくわかつておるのです。わかつてお
るが、輸出入銀行といふものは、いわゆる基金が
輸出入銀行から分かれたといふ形の中において、
親子か兄弟のような関係があるわけですが、しか
し、民間銀行といふものはそうではないわけ
でしょう。ここに委託をするといふことになり、さ
らに基金が今度改正しようとするところは、業務
の範囲におけるところの改正、あるいは経済
協力の協力という形の中において、経済協力の基本
的なあり方について法律において変更しようとし
てゐるわけでしょう。したがつて、その持つ意味
は非常に重要なことです。銀行といふ文字だけで
は——いままで商社におけるところのいろいろな
話がある、あるいはそれに対する金融機関との結
びつきがいろいろ話があるといふ形の中におい
て、あえて銀行といふ文字をここに挿入した意図
に非常に問題があるといふぐあいに考えざるを得
ない、あなたの方の意図いかんにかかわらず。
時間がなからいたへん残念ですが、この問題
は東南アジア等という形の中で基金が発足してい
るにもかかわらず、現実に日韓会議におけるところ
の賠償金額が決定する以前において基金が融資
した金額の半分近くは東南アジア等の地域外のア

ジアを含む地域に融資されているでしょう。法律
は東南アジアと規定してゐながら、現実の仕事は
東南アジア地域以外に基金が二年ばかり以前
においては融資されておる現状があるわけですが。
銀行に一部事務委託をいいながら、この解釈は自
由なんだから、大臣がかわりあなたの方がかわれ
ば、時の責任者が解釈することによつていかよう
にも解釈することができるといふことについては
きわめてむずかしい問題があると思ふのです。し
かしこれについては、いまこゝろでそういう点につ
いてやつてゐる時間的余裕がございせんから、
一応この問題についてもさらに保留しておきたい
と思ひます。

時間がございせんので通産大臣に御質問申し
上げたいと思ふのですが、今度の基金法の改正の
ねらいはいわゆる商品援助によるといふことに
あつたわけですが。したがつてその商品といふもの
は六千万ドルだ、あるいは八千万ドル、九千万ド
ルだ。これはさつき大蔵大臣の答弁のように、わ
かりませんけれども、実際上は大きな金です。三百
億近いお金がインドネシアにこれから一年間、実
際上は一年もない期間の中で商品に形を変えて送
り込まれるわけです。したがつて、この商品を目標
にして、きわめてきびしい、激しい競争がこれか
ら行なわれるであらうといふことは想像にたかな
いわけです。現実には昨年の六千万ドルの融資がき
まつた直後、いわゆる使いものにならない電気製
品あるいはその他のいろいろ雑多な物があらゆる商
社を通じて、しかも一流の商社といわれる人た
ちの手を通じて売り込まれた。それを買つた現地の
人たちはその使い方もわからないし、その地域の
実情に合わない形の中において宝の持ちぐされに
なつておる。こういうような現状も相当多くある
といふことがいわれておるわけです。したがつて
今度の商品供与という形の中においてどのような
物品をその対象にしておるのか、この際ひとつ明
らかにしていただきたいと思ふのです。

○椎名国務大臣 プロジェクトの遂行に必要な物
資、それから経済の安定に資するような物資、そ

ういう範囲においてきまわっていくわけでありま
す。それで、そういう点から見ても適当でないもの
については、個々の場合にこれを除外する、そう
いう方針を持ってこの問題を処理しようとしてお
ります。

○佐野(進)委員 プロジェクトということばはわ
かりました。しかし、経済の安定ということばは、
きわめて幅広い解釈が行なわれたわけですね。し
たがって、経済の安定という形は、現在のインドネ
シアの国民生活に合致する面においては経済の安
定ということになるとどの程度のものになるかと
いうことは、これはきわめて疑問視されるわけ
です。たとえば賠償金の中で、怪獣ものの映画が賠
償金として支払われた。これも経済の安定という
ことになるならば、映画を見て楽しんで翌日仕事
に励むから経済の安定だということになれば、そ
れつきり。カラーテレビを持っていった。カラー
テレビを持っていったけれども、それを送信する
設備がない。しかしそれはカラーテレビを研究す
ることによって経済の安定に資するのだというこ
とになれば、それはまた何も文句のいいようがな
いということになるのです。いまインドネシアの、
私は行ったことがないからわかりませんが、道路
の中で、使いものにならなくなっている、ちよっ
と手を加えれば使いものになるという自動車がご
ろごろしているというようなことを「エコノミ
スト」を通じてですが、私も読んでいます。こうい
うようなことが現実の問題としてあり、去年の援助
の中においてもそういう問題がきわめて多いとい
うことが指摘されておるとき、ここの物品援助
についてどのような範囲をきめるのか、この際い
ま少し明確に御答弁を願いたい。

○椎名国務大臣 具体的には事務局からお答え
いたさせます。

○原田政府委員 六六年におきましては、インド
ネシアとわが国との間でいかなる品目を供与する
かについて話をしたわけです。六七年からIMF
ないしコンソーシアムの方針に従いまして、いわゆ
るポリーナスエクスポートに基づく品目ならば何で

もいいということになったわけですね。そのときには
インドネシアの需給、消費物資需要といったよう
なものの観点から、一番需要の強いものについて
いうことで、インフレの防止、民生の安定、物価の
抑制というようなことに貢献するという見地から
行なわれたものといわれておりますが、ただ先生
御指摘のような映画フィルムでございませうとか、
必ずしも早急に経済開発に役立つかどうかという
ような点について疑問のあるようなものは含まれ
ておりません。その後、テレビ、乗用車の部品、
スポーツ用品、映画フィルム、絹糸、生きた動物
といったようなものはネガリストに掲載をいたし
まして、したがっていましてそういうものは出ない
という方針を立てております。したがって現在
のところでは、経済の開発または民生の安定と
いったようなものに役立つものに限られるという
たてまえに一応なっているわけでございます。

○佐野(進)委員 そういうようなものを輸出する
商社ほどの程度に決定しておりますか。いわゆる
中小業者を含む輸出業者あるいは国内におけると
ころのメーカーはどのような判断に基づいて決定
するの。

○原田政府委員 BE制度になりました以来、ど
ういう商社が出すかということとは全くコマーシャ
ルな取引にまかされております。したがっていまして
私どもとしましては、そういう経済開発に役立つ
と思われるような定められた商品についての輸出
契約が成立をした当業者によって輸出が行なわれ
ていくというところになるわけでありませう。ただ、
あまり一商社、大商社等に偏するということな
とがないように気をつけてまいりたい、かように
考えております。

○佐野(進)委員 時間がないから結論に入りたい
と思うのですが、私いろいろ研究をいたしまし
て、インドネシアの今度の基金法の改正に基づ
て、商品供与という形の中における現在の政府の取
組みについては、いわゆる健全なる業者、あるい
は不健全と称することがいいかわかりませ
んが、あらゆる業者において、去年もそうござ

いましたけれども、ことしにおいても、きわめて
激烈な競争が展開されつつあるし、そのことによ
ってだれが利益を得、だれがマイナス点を取る
のかというところになれば、粗悪なる品物をただも
うけんかなの形の中において供与をされたインド
ネシア国民が、日本に対して、日本はいくことを
やったと思つても、向こうの人たちはきわめて激
しい憤りを持ち、日本に対する反感を助長するよ
うになるし、日本の国民としても、特にその形の
中に、いま経済の困難な中に倒産に瀕しながらそ
の仕事をやっておる中小企業業者をはじめ多くの
人たちが、その犠牲の中でインドネシアの援助が
行なわれ、そのことがかえってまた逆に日本品の
価値を低からしめて、輸出が阻害される一因にな
るだけ、これは重大な関心を持っていると思う
のです。したがって、こういう点については、私
はもつとほかの点から少しくお聞きしたいと思
つておたのですが、時間がありませんので、たい
へん残念でございますが、通産大臣に、これら
の、先ほど来御質問申し上げたような国際情勢
の中で、海外経済協力が行なわれる。その反面、
国内的な状況の中では、中小企業をはじめとし相
当の倒産があらわれつつあるとき、こういうよ
うな海外経済協力に対比する意味において、中
小企業業者に対しては、少くも国が積極的に取り
組み、海外経済協力基金が一九七一年にはさつき
申し上げたとおり十三億ドル以上になる、こうい
うことになるならば、そのほんの一部でも中小企
業のほうへ融資する道を開くならば、中小企業
の健全化は当然はかられる、こういうことはだれ
も確信してやまないところだと思つたのです。そ
ういう意味において、海外経済協力基金の、特に
インドネシアに対する今回の法律改正に基づく商品
供与の現況の中で、日本の中小企業業者のために通
産大臣はどういうような取り組みをする決意であ
るか、この際、お聞きしておきたいと思つたので
す。

○椎名国務大臣 どういう商社間において取引、
商談が決定するかは、これはいわゆるコマーシヤ
ルの領域に属する問題で、日本政府といたしまし
てはこれをコントロールしておりません。向こう
のほうでも、そういうことは、新政府は特別にそ
ういう意図を持って、まぎらわしい手段を講ずる
ようなことはないうちに思われております。ただ
しかし、そうはいきましても、場合によってはこ
れはどうかと思うような点があれば、十分に向こ
うの政府にもこれを注意し、また国内において
も、世論の力によって十分にこれを監視、指導す
ることにつとめてまいりたい、こう考えておりま
す。(佐野(進)委員「中小企業対策について」と
呼ぶ)中小企業というけれども、なかなか手の回
らないような場合も、そういう健全な中小企業
については、これはもちろん育成する方針でござ
います。

○佐野(進)委員 あとのほうは聞いてなかったよ
うですから……。私も質問する事項がまだたくさ
んあるのですが、七時から理事懇談会があるとい
うお話でございますので、一応質問を留保いたし
まして終わりたいと思つた。

○小峯委員長 本日の議事はこの程度にとどめ
ます。

次回公報をもってお知らせすることとし、本
日はこれにて散会いたします。

午後七時一分散会